

藤沢市 次世代育成支援行動計画 後期計画

～ 愛と信頼にあふれ 子どもが健やかに育つまち ふじさわ ～



藤 沢 市



はじめに

わが国は人口減少時代を迎え、労働人口の減少や消費市場の縮小、社会保障費の増加、さらには、子どもの社会性が育まれにくいなどの課題が山積しています。

国では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。これにより、自治体は「次世代育成支援に関わる行動計画」を策定することとなり、集中的な取り組みが全国一斉に進められることとなりました。本市においても、2005年度（平成17年度）に、2009年度（平成21年度）までを期間とした「藤沢市次世代育成支援行動計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

このたび、この計画の評価・検討を行い、2014年度（平成26年度）までを見据えた「藤沢市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定いたしました。本計画を実りのあるものにするためには、本市の推進力であります「市民力・地域力」が存分に発揮されることが重要です。市民の皆様、地域、各種団体、企業、行政が一体となって、誰もが安心して子どもを生み育てることができる社会、子どもたちが希望にあふれ夢を描ける湘南藤沢を、皆様と一緒に築いてまいりたいと心から願っております。

市制施行70周年の今年をステップアップの年と位置付け、「一生住み続けたいまち湘南藤沢」の実現に向け、子ども・子育て支援施策を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた皆様、熱心にご議論いただいた次世代育成支援施策推進委員会の皆様をはじめ、ご協力いただいた関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

2010年（平成22年）3月

藤沢市長 海老根 靖典

もくじ

I 後期計画の策定にあたって	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 策定経過	5
第2章 子どもと家庭をめぐる動向	6
1 人口・世帯数等の動向	6
2 児童の状況	7
3 出生の状況	8
4 婚姻の状況	10
5 就業の状況	12
6 産業・地域の状況	13
第3章 前期計画の達成度と後期の主要課題	15
1 前期計画の達成度評価	15
2 子育ての現状と後期における取り組み課題	18
II 基本構想	31
第1章 将来像と基本理念	33
第2章 6つの基本目標と後期の施策体系	35
1 後期における基本目標と重点方針	35
2 後期計画としての施策体系	39
第3章 平成26年度に向けた特定事業の目標事業量	42
III 後期基本計画	45
第1章 地域における子育ての支援	47
1 子育て支援サービスの充実	49
2 子育て支援のネットワークづくりと児童の健全育成の推進	55
3 保育サービスの充実	59
4 経済的負担の軽減	62
第2章 親子の健康の確保及び増進	64
1 安全な妊娠・出産への支援	65
2 子どもと親の健康づくりの推進	66
3 「食育」の推進	69
4 小児医療の充実	71
5 思春期保健対策の充実	73
第3章 豊かな心を育む教育環境の整備	75
1 次代の親の育成	76
2 創意工夫ある教育課程の推進	76
3 青少年の健全育成の推進	78
4 学校教育環境の充実	78
5 有害環境対策の推進	79

6	家庭教育への支援の充実	80
7	ふれあい体験活動の推進	80
8	健全育成のための相談指導体制の充実	81
9	地域社会全体での教育力向上	83
10	幼児教育の充実	85
11	就学が困難な児童生徒の家庭への経済支援	86
12	芸術文化にふれあう機会の充実	86
第4章	子育てしやすい生活環境の整備	87
1	生活・都市・居住環境の整備	88
2	道路交通環境の整備	90
3	子育てバリアフリーの推進	91
4	交通安全活動の推進	91
5	防犯活動の推進	93
第5章	仕事と家庭との両立の推進	95
1	仕事と子育ての両立支援の推進	96
第6章	援助が必要な児童への取り組みの推進	99
1	児童虐待防止対策の推進	100
2	青少年相談支援体制の充実	103
3	ひとり親家庭等の自立支援の推進	103
4	障がい児施策の充実	106
	計画事業一覧表	109
IV	計画の推進のために	115
1	計画の推進体制	117
2	計画の実施状況の評価・点検方式の確立と周知	117
V	資料編	119

I 後期計画の策定にあたって

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

少子化の流れが進む中、藤沢市では、平成 15 年の「次世代育成支援対策推進法」の制定を受け、平成 16 年に「藤沢市次世代育成支援行動計画」（前期基本計画：平成 17 年度～平成 21 年度）を策定し、“愛と信頼にあふれ 子どもが健やかに育つまち ふじさわ”の実現をめざして、子育て支援と子どもの健全育成のための諸事業に総合的、計画的に取り組んできました。

しかし、前期計画の策定以降、経済情勢や雇用情勢の悪化、ライフスタイルの変化などの社会環境の変化に伴って、子育てや子どもを取り巻く状況も大きく変化しており、一段の子育て支援が求められています。

このため、国では、平成 19 年に掲げた「こどもと家族を応援する日本・重点戦略」をもとに、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）¹の実現」とそのための社会的な基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」について、今日に至るまで様々な議論が進められ、その結果をふまえた「次世代育成支援行動計画 後期計画策定の指針」が平成 21 年 3 月に発表されました。さらに、この戦略を受けて児童福祉法の一部改正など関連法制度の見直しが進められてきました。

本市においても、このような動きに呼応し、平成 21 年度を「子ども政策推進元年」と位置づけ、次代を担う子どもたちと子育て家庭の支援に関する一層の取り組みをめざすものとしています。

こうした背景の中、前期計画が平成 21 年度に終了することから、前期での取り組み実績や成果を検証するとともに、市民の子育てにかかわる意識やニーズの変化をとらえ直した上で、新たなまちづくりの総合的な指針となる「新総合計画」との整合をはかりながら、後期に向けより一層重点的、計画的な取り組みを進めるため、「藤沢市次世代育成支援行動計画」（後期基本計画、平成 22 年度～26 年度）を策定するものです。

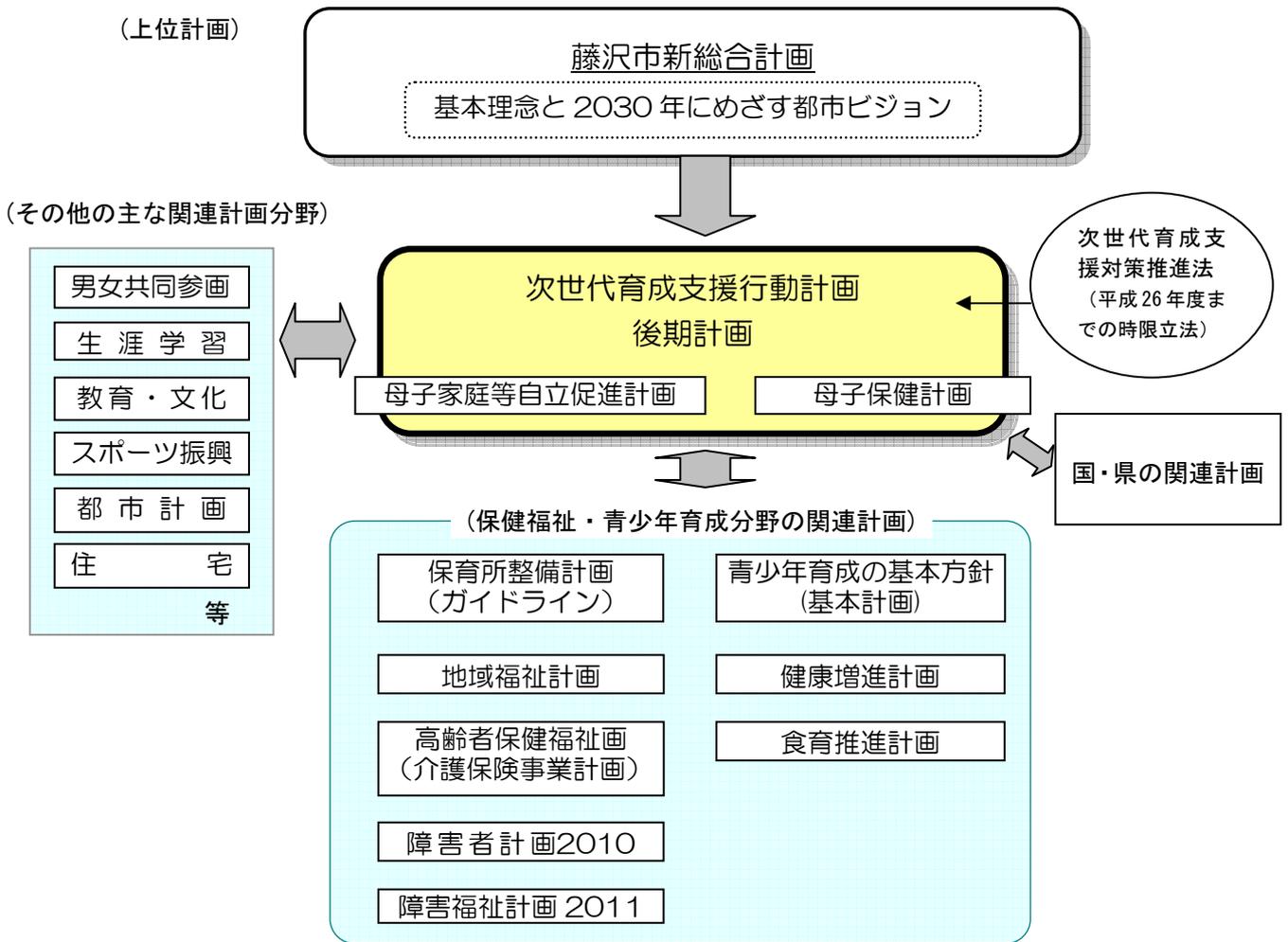
2 計画の性格・位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に定める市町村行動計画の後期計画となるものであり、平成 22 年度からの 5 か年において重点的に取り組むべき施策の方向を定めるものです。

また、計画の推進にあたっては、実効性ある効果的な取り組みが行えるよう、本市のまちづくりの総合指針である「新総合計画」をはじめ、「藤沢市地域福祉計画」など関連計画との連携をはかるものとします。

¹ ワーク・ライフ・バランス：「仕事」か「仕事以外の生活」かという二者択一ではなく、「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、地域活動など）との調和が取れている状態を指す。

■ 計画の位置づけ ■



3 計画の期間

この計画の期間は、次世代育成支援対策推進法に基づく後期計画として平成 22 年度(2010 年度)から平成 26 年度(2014 年度)までの5か年とします。

なお、今後の社会・経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化など、本市の状況に迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

■ 後期計画の期間 ■

2005 年度 (平成 17 年度)	2006 年度 (平成 18 年度)	2007 年度 (平成 19 年度)	2008 年度 (平成 20 年度)	2009 年度 (平成 21 年度)	2010 年度 (平成 22 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2012 年度 (平成 24 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)
前期計画									
					見直し	後期計画			

4 策定経過

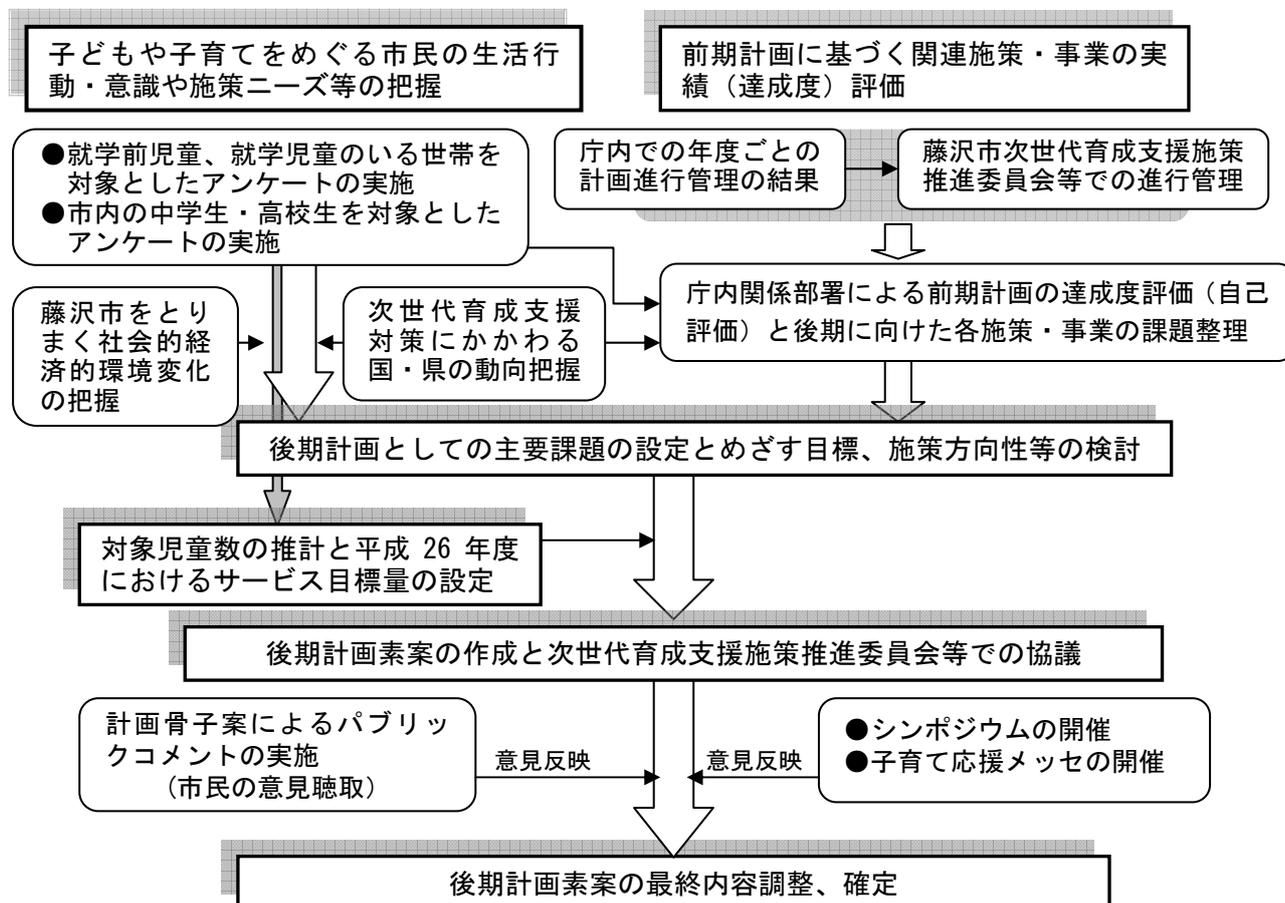
後期計画の策定に際して、子どもや子育てをめぐる市民の生活実態や意識、支援ニーズを把握するため、平成 21 年 4 月に、就学前児童・就学児童をお持ちの世帯（各 3,000 世帯、計 6,000 世帯）を対象とする「次世代育成支援に関するアンケート調査」を、また、5 月には市内の学校に通う中学生（3 校、505 人）及び高校生（2 校、531 人）を対象にアンケート調査を実施しました。

一方、市内では、これらアンケート調査の結果をもとに子どもや子育て家庭をめぐる実情や市民の意識、ニーズを把握しながら、関係部署ごとに前期計画に掲げた施策・事業の全般にわたり達成状況を総合的に点検・評価し、後期における施策・事業のあり方を検討してきました。

これらの基礎的な調査結果をもとに、市民、学識経験者、関係機関、子育て関係団体などから構成される「藤沢市次世代育成支援施策推進委員会」を中心に多面的な検討を加え、後期計画として取りまとめを行いました。

また、市民参画による計画づくりの一環として、平成 21 年 11 月から 12 月までの 1 か月間をかけてパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取し計画内容への反映に努めました。同時に、同年 11 月に、子育て応援メッセとシンポジウムをそれぞれ開催し、後期計画の内容について広く市民への周知をはかる機会とするとともに、子育て支援などにかかわる意見の聴取に努めました。

■ 計画策定のフロー ■



第 2 章 子どもと家庭をめぐる動向

1 人口・世帯数等の動向

(1) 人口・世帯数の動向 ～人口増の中での一層の世帯規模の縮小化

本市の人口、世帯数は、ともに増加傾向で推移を続けており、平成 22 年以降も引き続き増加していくものと予想されます。

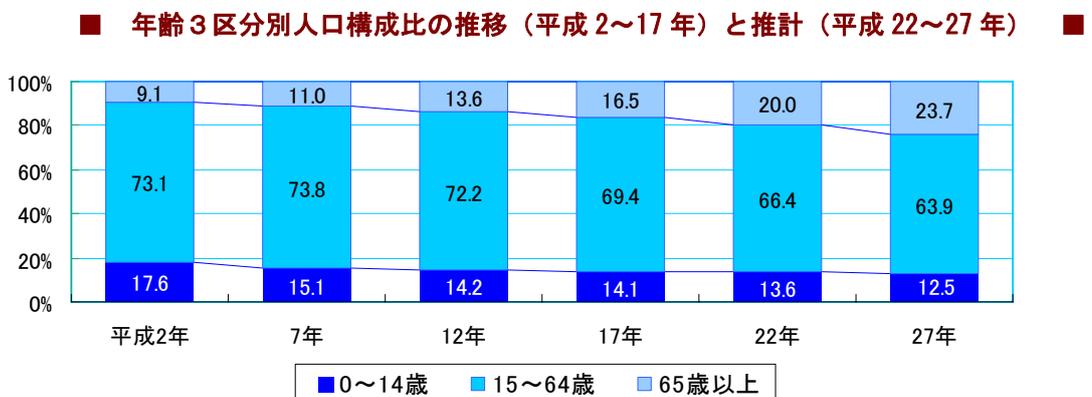
一方、一世帯あたりの人員は、減少基調で推移しており、引き続き単身世帯や核家族が増加していくと考えられます。



※資料：市経営企画課「藤沢市将来人口推計」

(2) 年齢 3 区分別人口の動向 ～少子高齢化の一層の進行

本市の年齢 3 区分別人口は、0～14 歳の年少人口の減少と 65 歳以上の高齢者人口の増加により、少子高齢化が一層進行するものと考えられます。



※資料：市経営企画課「藤沢市将来人口推計」

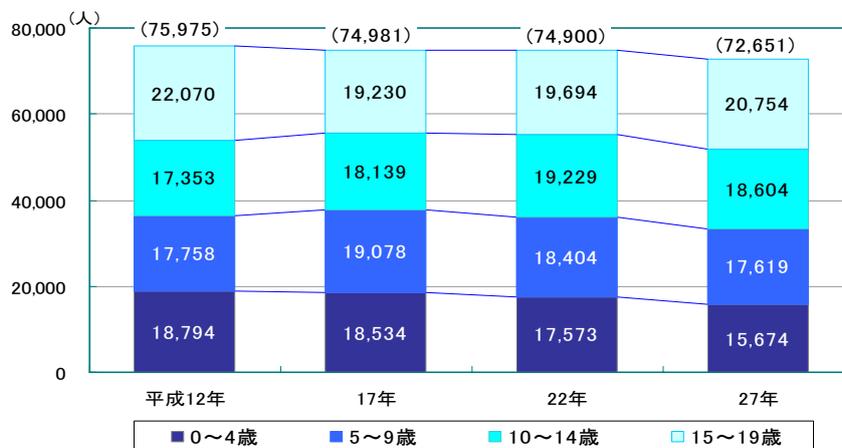
2 児童の状況

(1) 児童人口の動向 ～再び減少化が進む児童人口

本市における児童人口（19 歳以下の人口）の動向を国勢調査結果でみると、一貫して減少傾向が続いており、平成 12 年から平成 17 年の 5 か年では、75,975 人から 74,981 人へと、約 1,000 人減少しています。

コーホート要因法による推計結果では、平成 22 年にかけてほぼ横ばいで推移した後、再び減少基調に転じ、平成 27 年には 72,651 人となることが見込まれています。

■ 19 歳以下人口（5 歳階級別）の推移（平成 12～17 年）と推計（平成 22～27 年） ■



※資料：市経営企画課「藤沢市将来人口推計」

(2) 就学前児童の状況

就学前児童の保育状況（平成 21 年 5 月現在）をみると、3 歳未満では全体の約 17% が保育所に通っていますが、大多数は家庭などで育児が行われている状況です。

3 歳以上となると、幼稚園が約 67%、保育所が約 23%となっており、保育所、幼稚園の利用率はともに 5 年前よりも高くなっています。

■ 就学前児童の状況（平成 21 年 5 月 1 日現在） ■

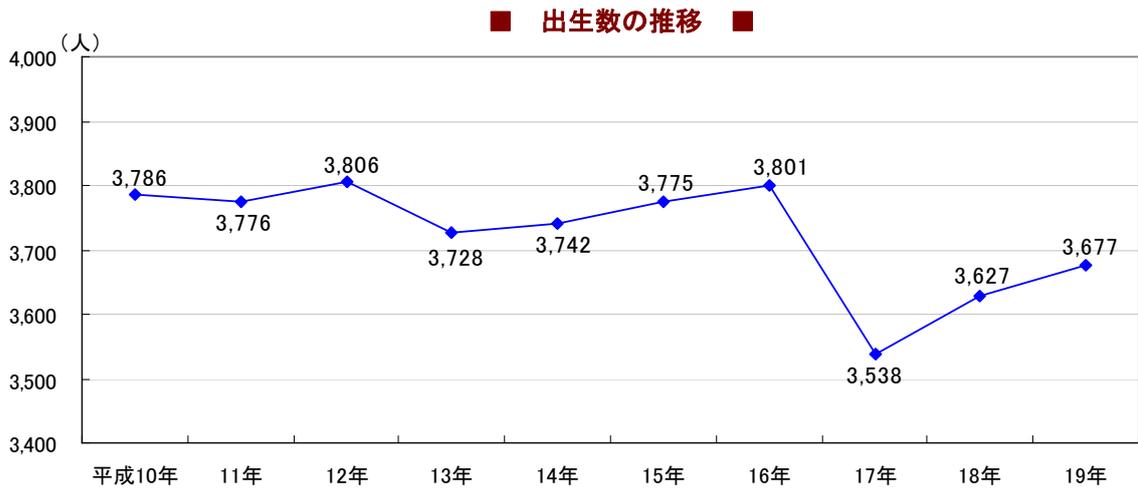


※資料：市保育課（市内認可保育所は平成 21 年 5 月 1 日、その他保育所は 4 月 1 日）

3 出生の状況

(1) 出生数の推移

平成 10 年以降の本市の出生数は、平成 17 年で一時減少したものの、その後は、緩やかな増加傾向にあります。

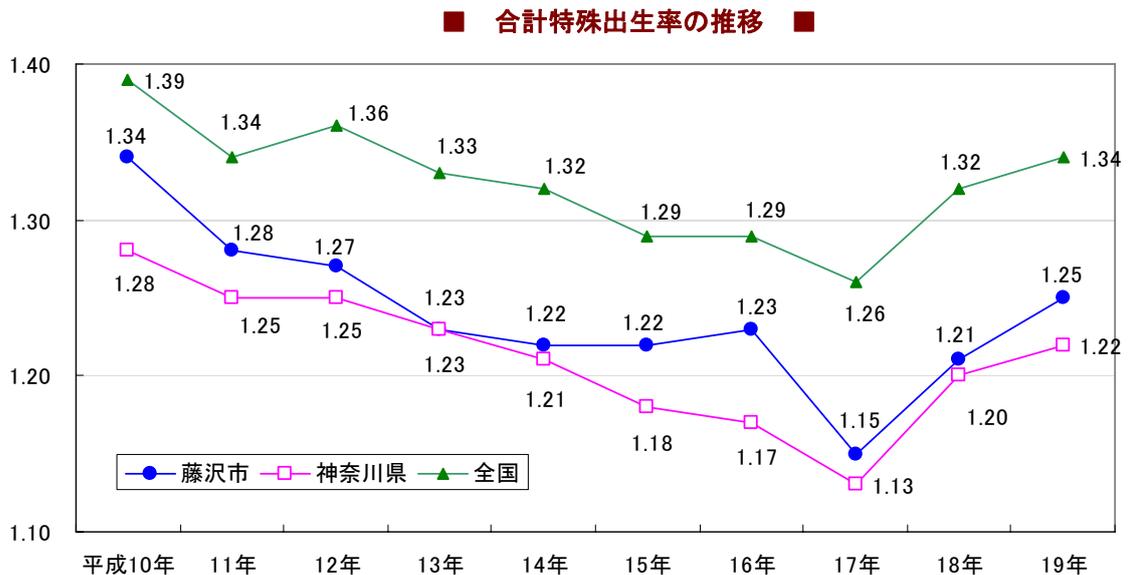


※資料：県「衛生統計年報」

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む平均子ども数）は、県平均をやや上回るものの、一貫して全国平均を下回る水準で推移しています。

これまで続いた減少傾向は、平成 17 年を境に緩やかな増加傾向に転じ、平成 19 年現在では、1.25（全国平均 1.34）となっています。



※資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 母親の年齢（5 歳階級）別にみた出生数と合計特殊出生率

出産年齢のピークは、かつての 25～29 歳から近年では 30～34 歳へとシフトしています。また、20 歳代での出産の減少の一方で、35 歳以上での出産が増加していることが目立ちます。

■ 母親の年齢（5 歳階級）別にみた出生数（全国値） ■

単位：人

区 分	昭和 45 年	55 年	平成 2 年	7 年	12 年	16 年	17 年	18 年	19 年
14 歳以下	12	14	18	37	43	45	42	41	39
15～19 歳	20,165	14,576	17,478	16,075	19,729	18,546	16,531	15,933	15,211
20～24 歳	513,172	296,854	191,859	193,514	161,361	136,486	128,135	130,230	126,180
25～29 歳	951,246	810,204	550,994	492,714	470,833	370,220	339,328	335,771	324,041
30～34 歳	358,375	388,935	356,026	371,773	396,901	415,903	404,700	417,776	412,611
35～39 歳	80,581	59,127	92,377	100,053	126,409	150,222	153,440	170,775	186,568
40～44 歳	9,860	6,911	12,587	12,472	14,848	18,790	19,750	21,608	24,553
45～49 歳	523	257	224	414	396	483	564	522	590
50 歳以上	25	1	0	0	6	16	34	9	19
総 数	1,934,239	1,576,889	1,221,585	1,187,064	1,190,547	1,110,721	1,062,530	1,092,674	1,089,818

※総数には母の年齢不詳を含む。

※資料：厚生労働省「人口動態統計」

■ 母親の年齢（5 歳階級）別にみた合計特殊出生率（全国値） ■

区 分	昭和 45 年	55 年	平成 2 年	7 年	12 年	16 年	17 年	18 年	19 年
15～19 歳	0.0209	0.0189	0.0180	0.0185	0.0269	0.0275	0.0253	0.0250	0.0246
20～24 歳	0.5184	0.3855	0.2357	0.2022	0.1965	0.1859	0.1823	0.1871	0.1831
25～29 歳	1.0515	0.9140	0.7031	0.5880	0.4967	0.4388	0.4228	0.4353	0.4341
30～34 歳	0.4314	0.3529	0.4663	0.4677	0.4620	0.4364	0.4285	0.4516	0.4614
35～39 歳	0.0984	0.0666	0.1079	0.1311	0.1572	0.1755	0.1761	0.1886	0.2025
40～44 歳	0.0133	0.0083	0.0113	0.0148	0.0194	0.0239	0.0242	0.0286	0.0305
45～49 歳	0.0008	0.0003	0.0003	0.0004	0.0005	0.0006	0.0008	0.0007	0.0008
総 数	2.13	1.75	1.54	1.42	1.36	1.29	1.26	1.32	1.34

※母の年齢階級別の数値は各歳別出生率を合計したものであり、算用に用いた出生数の 15 歳及び 49 歳にはそれぞれ 14 歳以下、50 歳以上を含んでいる。

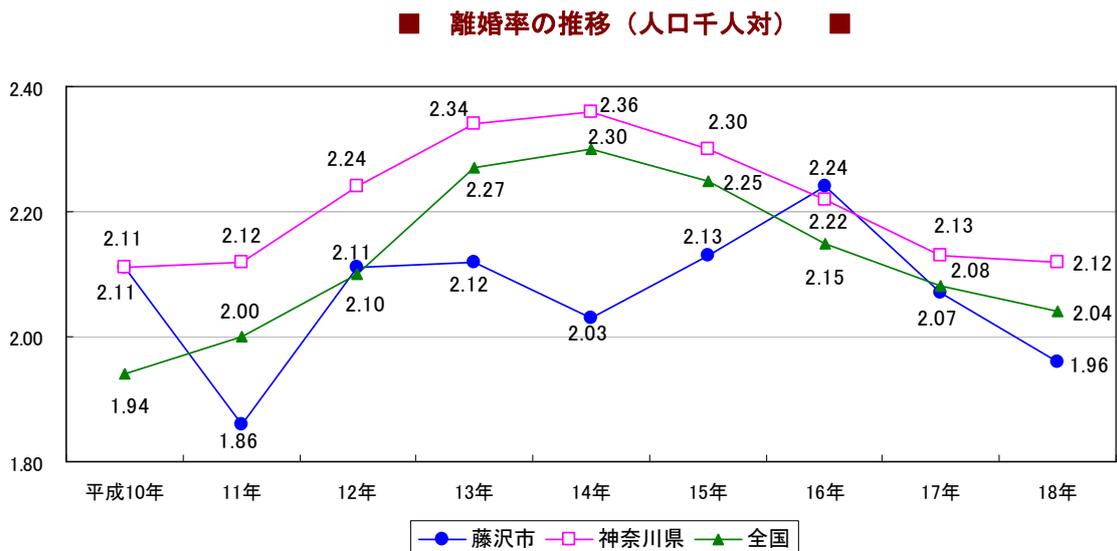
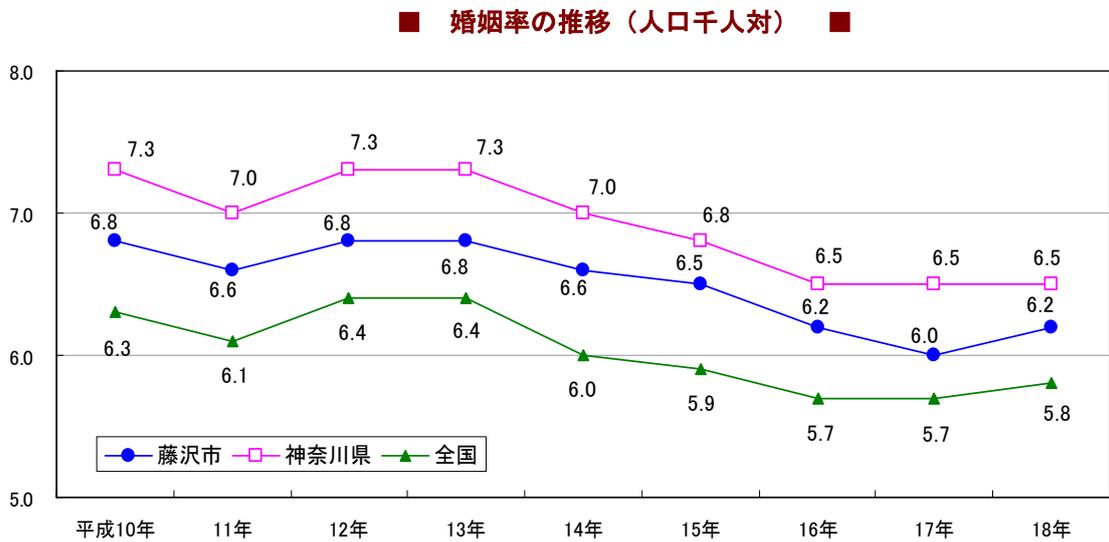
※資料：厚生労働省「人口動態統計」

4 婚姻の状況

(1) 婚姻・離婚率の推移

本市の婚姻率は、国と県のほぼ中間の水準にあって、直近では 6.0（人口千人対）程度で推移しており、平成 18 年には全国的な傾向にあるように本市でも上昇する徴が見受けられます。

一方、離婚率は、平成 14 年以降、全国的に緩やかな下降傾向に転じています。本市では、この間、振幅を繰り返して推移してきましたが、平成 18 年では 1.96（人口千人対）となり、国、県を下回る水準となっています。

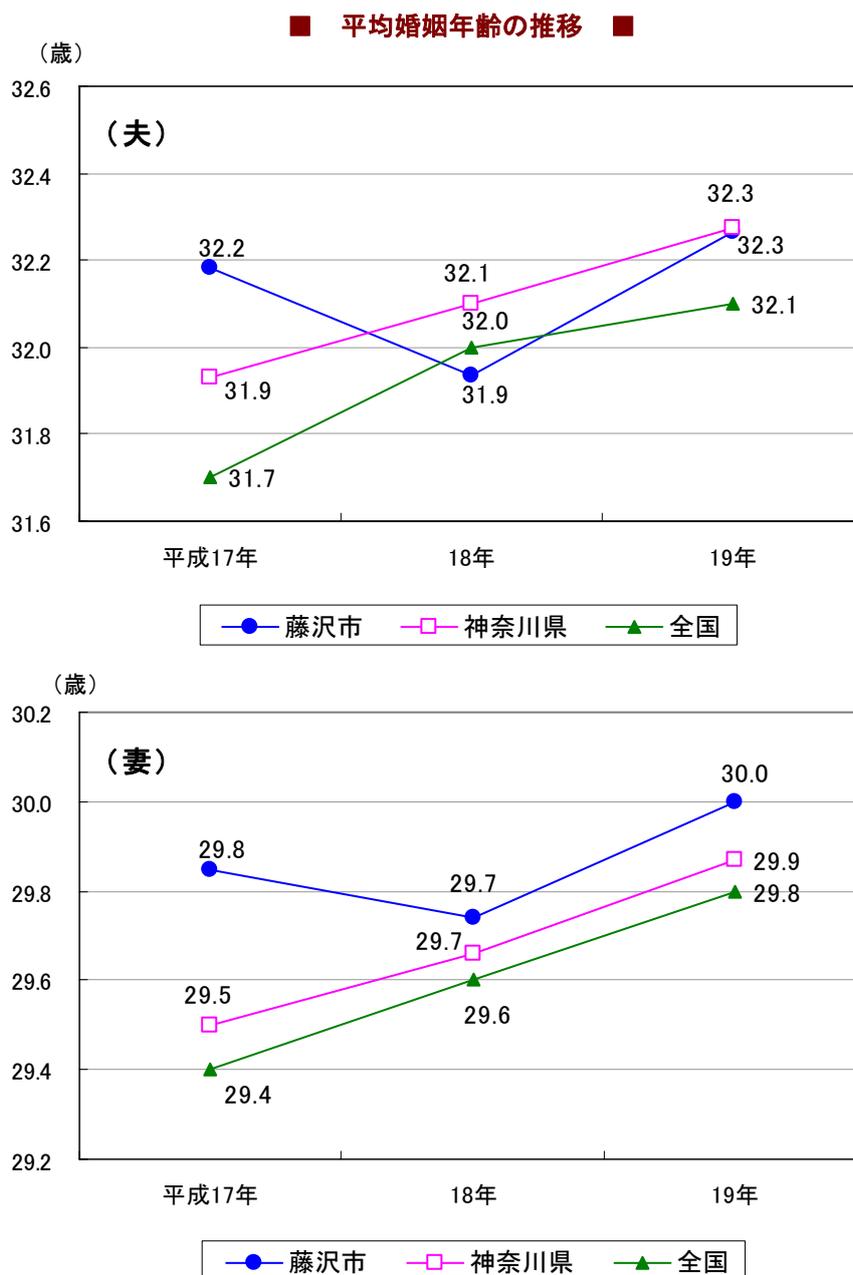


※資料：県「衛生統計年報」

(2) 平均婚姻年齢の推移

平均婚姻年齢については、全国、神奈川県と同様上昇傾向にあり、男性については、平成 18 年でいったん低下しましたが、平成 19 年には 32.3 歳と過去最高となっています。

女性についても、平成 18 年でいったん低下しましたが、平成 19 年には 30.0 歳と、晩婚化が続いています。

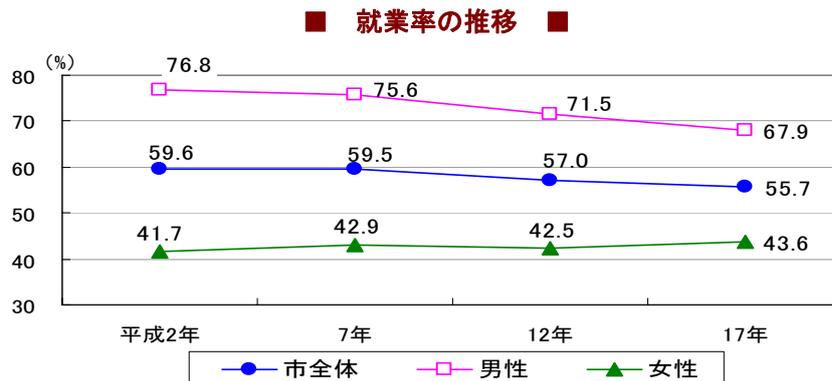


※資料：厚生労働省「人口動態統計」、県「衛生統計年報」

5 就業の状況

(1) 就業率の推移

平成 17 年の 15 歳以上人口の就業率は 55.7%、男女別では、男性が 67.9%、女性が 43.6%となっています。平成 2 年以降の就業率の推移をみると、女性ではやや上昇傾向が見受けられますが、男性では平成 2 年からの 15 年間で 10 ポイントほど低下してきています。

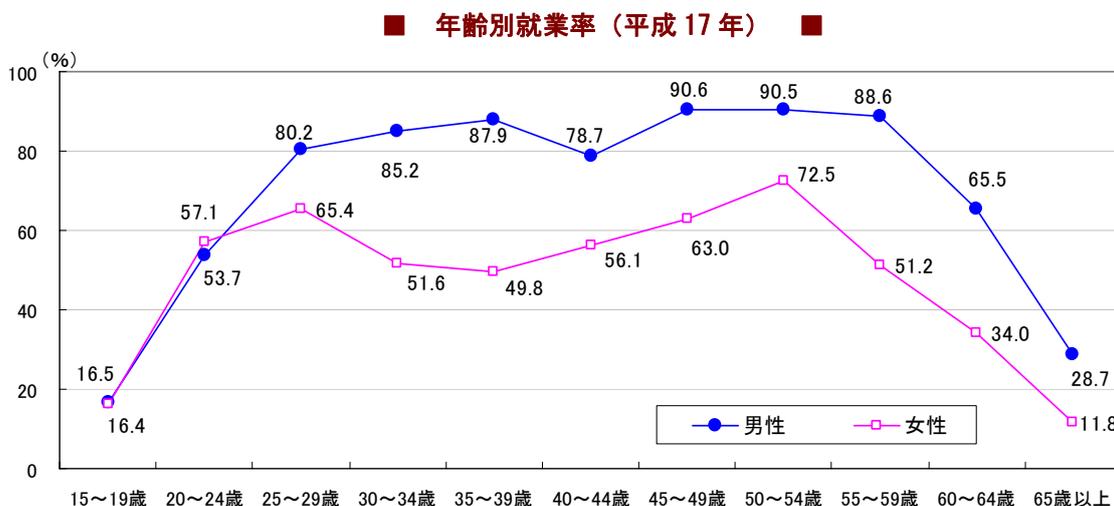


※資料：市「統計年報」

(2) 年齢別就業率

前回調査があった平成 12 年と比較すると、昨今の雇用情勢の変化を背景に、男性の就業率に変化が見受けられ、特に 40～44 歳において就業率の低下が目立ちます。

一方、女性の年齢別就業率の状況では、50 歳代前半で最大となり、次いで、20 歳代後半と続いています。30 歳代で大きく低下し、40 歳代以降で再び上昇するという M 字形を形成しています。30 歳代は、出産や子育てで一旦仕事を辞め、子育てが一段落した後には再就職する女性が多いことを示しています。

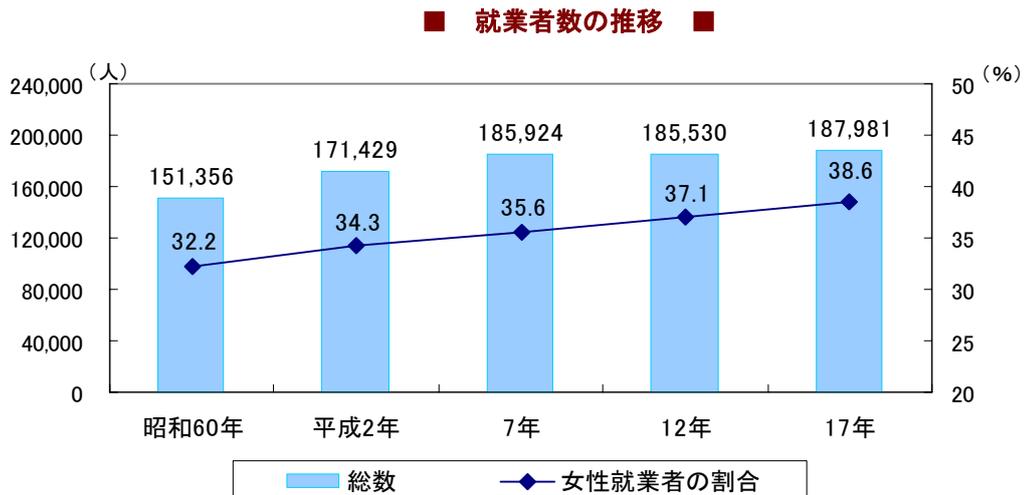


※資料：市「統計年報」

6 産業・地域の状況

(1) 就業者数の推移

本市の就業者数は、187,981 人（平成 17 年国勢調査）で、近年はほぼ横ばいです。一方で、就業者全体に占める女性就業者の割合は 38.6% となり、女性の就業が着実に増加している状況が示されます。

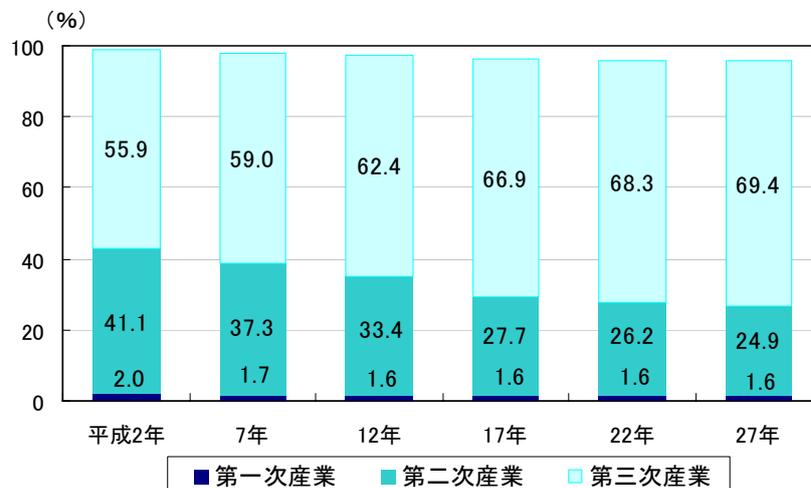


(2) 産業別就業者数の推移と推計

就業者数を産業別の構成比で見ると、平成 17 年国勢調査では第一次産業が 1.6%、第二次産業が 27.7% となっており、とりわけ、第二次産業の減少が顕著で、平成 12 年に比べて 6 ポイントほど低下しています。

その一方で、第三次産業は年々増加を続け、平成 17 年では 66.9% とほぼ 3 人に 2 人が従事しています。

■ 就業構造(産業別就業人口構成比)の推移(平成 12~17 年)と推計(平成 22~27 年) ■



(3) 通勤先・通学先の状況

市内に居住する通勤者の勤務先の状況をみると、就業者全体の約半数が市内勤務であり、そのほかでは、神奈川県内の各市町村が 33.1%、東京都が 15.1%となっています。また、学生についても約半数が市内に通学し、32.2%が神奈川県内の各市町村に、16.7%が東京都に通っています。県内の内訳でみると、通勤者、通学者ともに横浜市が最も多く、鎌倉市が次いでいます。

■ 通勤先・通学先の状況（平成 17 年） ■

単位：人、%

通勤・通学先		通 勤		通 学		総 数	
		人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
藤沢市内		95,718	50.9	11,364	50.0	107,082	50.8
神奈川県内		62,297	33.1	7,304	32.2	69,601	33.0
内 訳	横浜市	25,749	13.7	2,561	11.3	28,310	13.4
	鎌倉市	8,442	4.5	1,613	7.1	10,055	4.8
	茅ヶ崎市	4,912	2.6	712	3.1	5,624	2.7
	川崎市	3,543	1.9	320	1.4	3,863	1.8
	大和市	3,392	1.8	115	0.5	3,507	1.7
	平塚市	2,973	1.6	606	2.7	3,579	1.7
	綾瀬市	2,683	1.4	107	0.5	2,790	1.3
	厚木市	1,997	1.1	213	0.9	2,210	1.0
	その他	8,606	4.6	1,057	4.7	9,663	4.6
東京都		28,306	15.1	3,789	16.7	32,095	15.2
其他都道府県		1,660	0.9	254	1.1	1,914	0.9
計		187,981	100.0	22,711	100.0	210,692	100.0

※資料：国勢調査

(4) 昼夜間人口の推移

昼夜間人口の状況をみると、流入人口と流出人口の差は拡大傾向にあり、平成 17 年では 20,197 人の流出超過、昼夜間人口比率²は 94.9%となっています。

■ 昼夜間人口の推移 ■

単位：人、%

年 次	夜間人口 (常住人口) [A]	昼間人口 [A]+[B]-[C]	流入人口[B]			流出人口[C]			流出 超過 [C]-[B]	昼夜間 人口比 率
			総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者		
平成 17 年	395,997	375,800	84,405	66,530	17,875	104,602	92,263	12,339	20,197	94.9
平成 12 年	379,119	359,560	84,773	66,294	18,479	104,332	90,567	13,765	19,559	94.8
平成 7 年	368,250	345,432	86,084	65,878	20,206	108,902	91,690	17,212	22,818	93.8
平成 2 年	349,502	331,397	81,886	62,565	19,321	99,991	82,163	17,828	18,105	94.8
昭和 60 年	328,299	315,368	72,133	55,704	16,429	85,064	70,218	14,846	12,931	96.1

※資料：市「統計年報」

² 昼夜間人口比率：常住人口（夜間人口）に対する昼間人口の割合を示す指標であり、職住の分離や通勤通学の流入などを把握する手がかりとなる。

第 3 章 前期計画の達成度と後期の主要課題

1 前期計画の達成度評価

前期計画では、「愛と信頼にあふれ 子どもが健やかに育つまち ふじさわ」を将来像（基本理念）に掲げるとともに、この実現に向け「1 地域における子育ての支援」「2 親子の健康の確保及び増進」「3 豊かな心を育む教育環境の整備」「4 子育てしやすい生活環境の整備」「5 仕事と家庭との両立の推進」「6 援助が必要な児童への取り組みの推進」の 6 つの基本目標を定め、これまで追加事業を含めた 163 事業を積極的に進めてきました。

特に、重点的な取り組み課題である特定 14 事業のうち、次の 10 事業については、毎年、重点的に取り組んできました。

また、これら事業の進捗状況については、毎年度、庁内関係部署による評価結果をもとに、「藤沢市次世代育成支援施策推進委員会」での進行管理を行いながら、市民に対し広報などを通じて周知をはかってきました。

■ 特定 10 事業にかかわるこれまでの取り組み ■

事業区分	前期での取り組み内容
①通常保育事業	待機児童の解消をめざした保育所定員の拡大・充実
②延長保育事業	通常開所時間外の保育ニーズに対応する保育所の拡大
③夜間保育事業	保護者の労働などによる夜間の保育ニーズに対応する保育所の増設
④休日保育事業	保護者の労働などによる日曜日・祝日の保育ニーズに対応する保育所の設置
⑤放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	労働などにより保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び場や生活の場の提供
⑥乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型）	保育所に通所中の児童などが病気（回復期）で集団保育の困難な期間に、児童を保育所・病院などの専用スペースでの一時的な保育の充実
⑦一時保育事業	週 1 日～3 日までの就労及び就学、冠婚葬祭、保護者の疾病・入院などで、緊急の場合や一時的に保育を必要とする児童へ対応
⑧ファミリー・サポート・センター事業	育児などの援助をしたい方と受けたい方で構成する会員制の有償ボランティアによる子育て援助活動の促進
⑨地域子育て支援センター事業	地域での育児相談や子育てサークルの支援などの充実
⑩つどいの広場事業	主に乳幼児（特に 0～3 歳児）がいる子育て中の親子の交流、集いの場を提供する「つどいの広場」の設置促進

■ 次世代育成支援行動計画に掲げる 10 事業の達成状況 ■

事業名		平成 20 年度までの進捗状況	平成 21 年度までの数値目標
①通常保育事業	定員	4,042 人	4,266 人
②延長保育事業	30 分延長	4 か所	4 か所
	1 時間延長	28 か所	26 か所
	2 時間延長	2 か所	3 か所
	3 時間延長	1 か所	1 か所
③夜間保育事業(藤沢ベビーセンター)	設置数	1 か所	2 か所
	定員	30 人	60 人
④休日保育事業(キデイ)	設置数	1 か所	1 か所
⑤放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	設置数	43 か所	35 か所
	定員	2,805 人	2,240 人
⑥乳幼児健康支援一時預かり事業<施設型>(キデイ)	設置数	1 か所	1 か所
	定員	4 人	5 人
⑦一時保育事業	設置数	8 か所	8 か所
	定員	80 人	80 人
⑧ファミリー・サポート・センター事業	設置数	1 か所	1 か所
⑨地域子育て支援センター事業	設置数	2 か所	3 か所
⑩つどいの広場事業	設置数	2 か所	3 か所

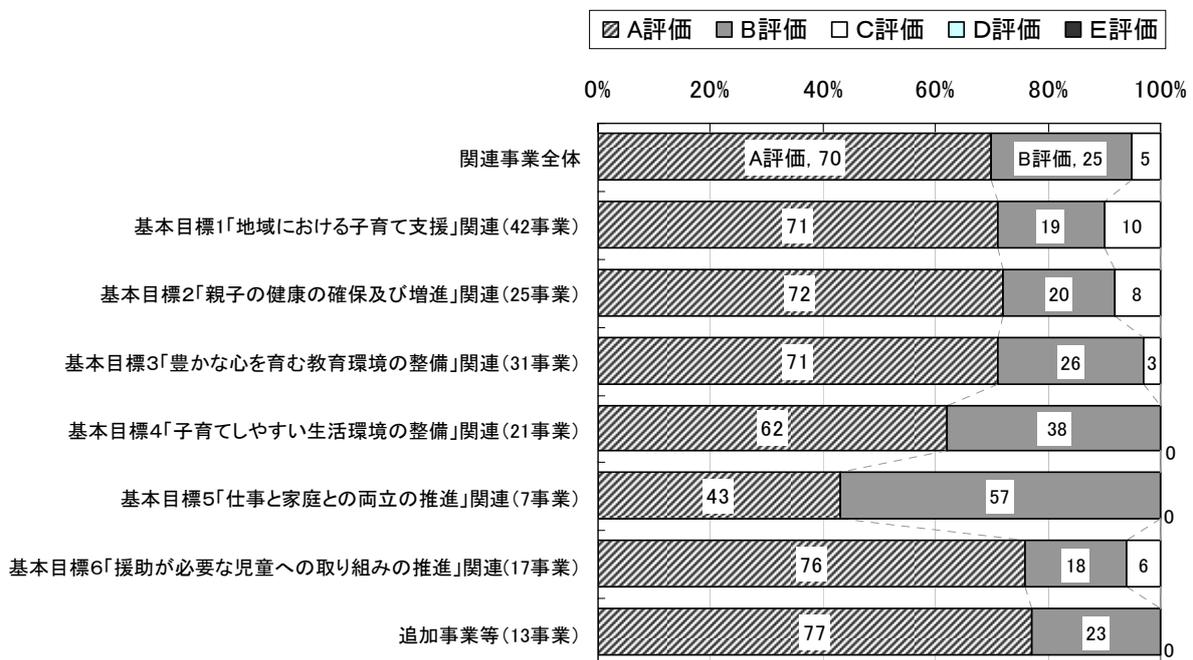
このほか、子育て支援事業をさらに拡充するため、前期計画の策定以降、次のような事業を新たに進めてきました。

<p>①小児医療費の入院・通院医療費助成の対象拡大</p> <p>平成 21 年 4 月から小児医療費助成の対象を小学 6 年生まで拡大</p> <p>②妊婦健康診査の推進</p> <p>妊娠中の健康管理をはかる妊婦健康診査の実施回数を平成 20 年 10 月から年 5 回を 10 回に、さらに平成 21 年 4 月から 14 回に拡大</p> <p>③特定不妊治療助成費の拡大</p> <p>不妊治療を必要とする夫婦に対し、経済的負担の軽減をはかるために治療費の助成を平成 20 年 10 月から年 1 回を 2 回に拡大</p> <p>④保育料の免除及び助成の拡大</p> <p>保育所または幼稚園に同時に 3 人以上の子どもが在園している家庭に、第 3 子以降の保育料の免除及び助成を拡大</p> <p>⑤認可外保育施設利用者への助成</p> <p>認可保育所の入所要件を満たしているが入所できず、認可外保育施設を利用している児童の保護者を対象に、平成 20 年度から助成を実施</p>

また、後期計画の策定に際しては、前期におけるこれまでの取り組み結果を総括し、後期に向けた施策課題を再検討するため、前期計画の6つの基本目標ごとに体系化した関連施策・事業のすべてについて、当初目標に対する前期達成状況の評価作業を実施しました。

評価方式は、5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、進捗状況が90%以上を「A」、70%～90%未満を「B」、50%～70%未満を「C」、30%～50%未満を「D」、30%未満を「E」として評価を行った結果は、以下のとおりであり、A評価が関連事業156事業の70%、B評価が25%と、概ねすべての施策・事業にわたり、当初の目標に近い水準に達していることが示されます。

■ 前期計画に掲げた施策・事業の達成状況（6つの基本目標別の自己評価結果） ■



基本目標	A		B		C		D		E		事業数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
1 地域における子育ての支援	30	71%	8	19%	4	10%	0	0%	0	0%	42
2 親子の健康の確保及び増進	18	72%	5	20%	2	8%	0	0%	0	0%	25
3 豊かな心を育む教育環境の整備	22	71%	8	26%	1	3%	0	0%	0	0%	31
4 子育てしやすい生活環境の整備	13	62%	8	38%	0	0%	0	0%	0	0%	21
5 仕事と家庭との両立の推進	3	43%	4	57%	0	0%	0	0%	0	0%	7
6 援助が必要な児童への取り組みの推進	13	76%	3	18%	1	6%	0	0%	0	0%	17
追加事業等	10	77%	3	23%	0	0%	0	0%	0	0%	13
合計	109	70%	39	25%	8	5%	0	0%	0	0%	156

(注) ①上記は再掲を含む平成21年度までの実施事業

②「D」「E」評価の事業は皆無のため、グラフでは0%表示を省略

前記のように、156 にわたる関連事業の多くが当初目標の達成間近の水準に達している状況にありますが、基本目標ごとの達成度を相対比較すると、「仕事と家庭との両立の推進」関連事業での自己評価結果が相対的に低位な結果となっているほか、事業費規模が総じて大きく年次的に実施すべき事業が多くを占める「子育てしやすい生活環境の整備」関連事業もやや低率となっており、後期に向け、重点的、計画的な取り組みが求められます。

特に、「仕事と家庭との両立の推進」関連事業の実施においては、子育て支援策などの公的な取り組みを一層強化する必要があると同時に、その事業性質から、事業所や市民の一層の理解と参加が不可欠であり、これまで以上に行政と一体となった取り組みを促進していく必要があります。

一方、その他の基本目標に関連する事業においても、個々の状況をみると、例えば、「地域における子育て支援」の中の「保育サービスの充実」、特に「新しい預かり保育のあり方の検討」や「夜間保育事業の推進」が今後の課題として評価されるなど、相対的に評価結果が低い事業も散見されます。

今後とも子育て中の母親の就労が一層進む状況にあるなど、子育て支援にかかわる市民ニーズは一段と多様化してくることが見込まれることから、市民ニーズや国における法制度改革の動向を的確にふまえながら、より一層の継続的な取り組みが必要であるとともに、事業効果や効率性の観点から必要に応じて事業の統廃合を行うなど、計画目標の達成に向けた分野横断的な取り組みを一層進めることが必要です。

2 子育ての現状と後期における取り組み課題

後期計画の施策・事業の検討にあたって平成 21 年度に実施した、市内の子育て家庭や中学生、高校生に対するアンケート調査の結果を中心に、「①すべての子どもと家庭への支援」、「②次代の親づくり」、「③多様な保育ニーズへの対応」、「④子どもを遊ばせる場や機会の提供」、「⑤安全な生活環境の整備」、「⑥母子の健康の確保」、「⑦子育てに対する社会的支援の充実」の 7 つの観点から、本市における子育ての現状をとらえ直すとともに、後期における主要課題を次のように提起します。

(1) 「すべての子どもと家庭への支援」の視点からの現状と課題

① 子育て家庭のニーズの変化や個々の状況に応じた「よりきめ細やかな支援サービス」の提供

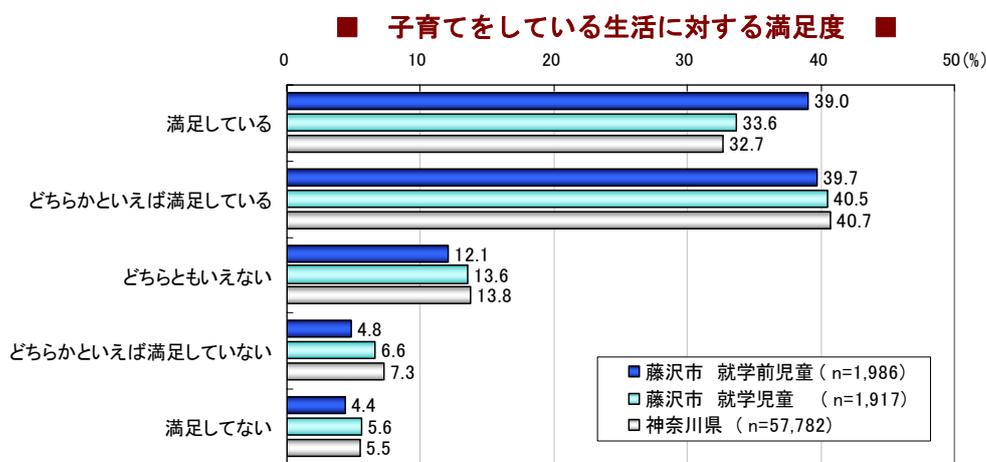
○子育てに対する満足度では、“満足派”が全体の 7 割を超え、県平均を上回ります。この結果は、これまでの子育て支援策に対する一定の評価と受け取ることができます。しかし、母親の就労形態や子育てに対する周囲の支えの有無などによって満足度に差が生じているのも現実です。

○母親の就労率が上昇傾向にある中、現在、就労していない専業主婦などの潜在的な就労ニーズも極めて高く、今後、母親の就労に伴って支援ニーズは量的に増大し、多様化していくことが予想されます。

○このため、子育て家庭の置かれた状況に応じて必要とする支援サービスを受けられるよう、「すべての子どもと家庭」へのより一層きめ細かな支援を進めていく視点から、個々の置かれた状況を十分把握しながらサービスの量的拡大や質的向上に取り組んでいく必要があります。

◆子育てをしている生活に対する満足度

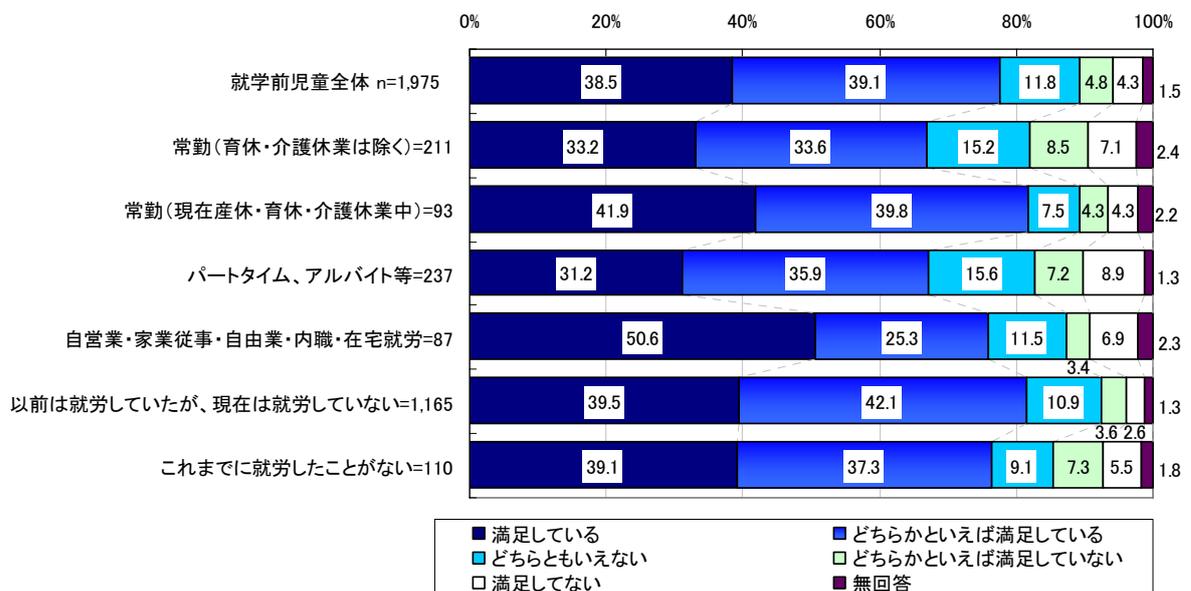
子どもを育てている現在の生活について「満足している」、「どちらかといえば満足している」を合わせると、“満足派”は就学前児童、就学児童ともに 7 割を超え、神奈川県平均を上回ります。



※神奈川県、藤沢市ともに、「無回答者」を除いた集計処理を行っています。

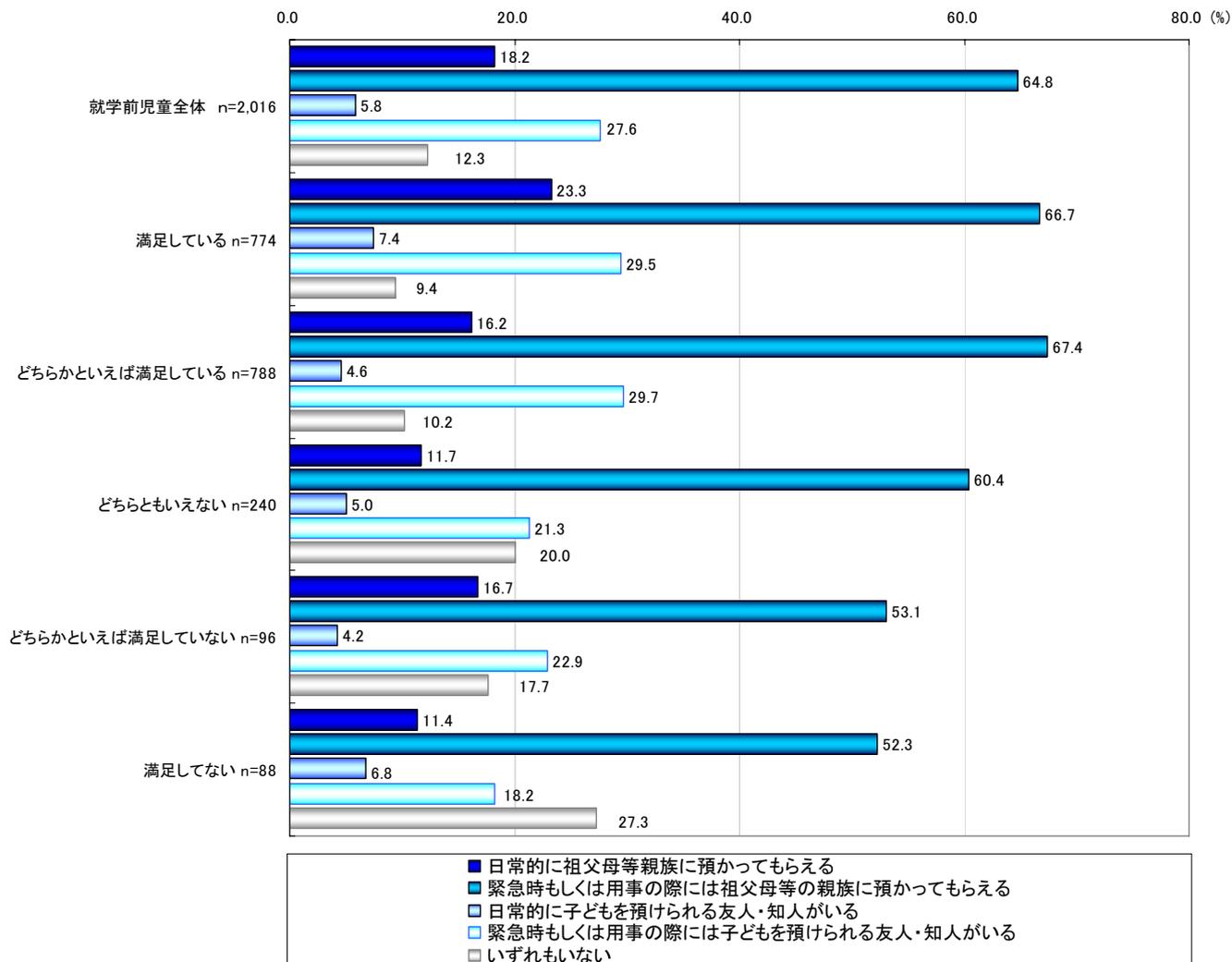
※資料:「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

■ 母親の就労形態別にみた子育てをしている生活に対する満足度（就学前児童調査） ■



※資料:「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

■ 「周囲の子育て支援力」からみた子育てをしている生活への満足度（就学前児童調査） ■



※資料:「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

② 父親の子育て意識の高揚と子育て支援のための社会環境づくり

○子育てにかかわる父親の割合は、以前と比べ着実に増えている状況ですが、未だ「不十分」とする世帯が全体の 3 割を超える結果です。

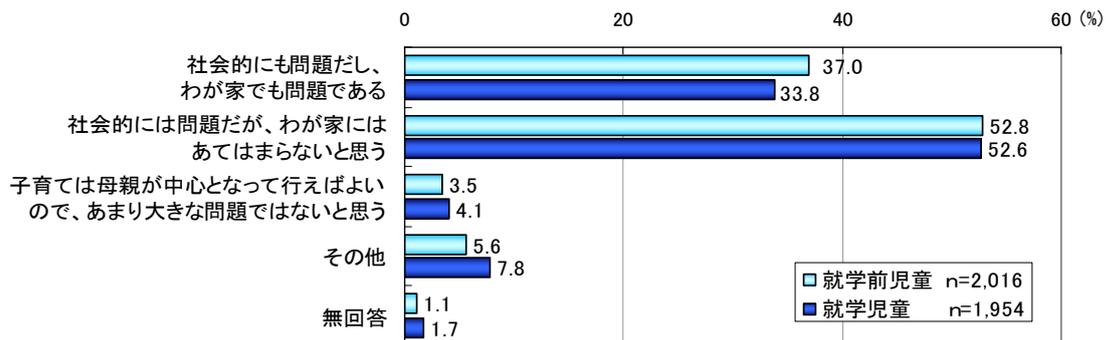
○このため、父親も子育てに積極的にかかわることができるよう、男性の意識改革をさらに進めるとともに、事業所や地域など社会全体で「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を積極的に受け止め、子育て支援の総合的な環境づくりに取り組むことが必要です。

◆父親の子育てへのかかわり

父親の子育てへのかかわり方について、「社会的には問題だが、わが家にはあてはまらないと思う」という回答が就学前児童、就学児童ともに半数以上を占めますが、その一方で「社会的にも問題だし、わが家でも問題である」という世帯が 3 割を超えます。

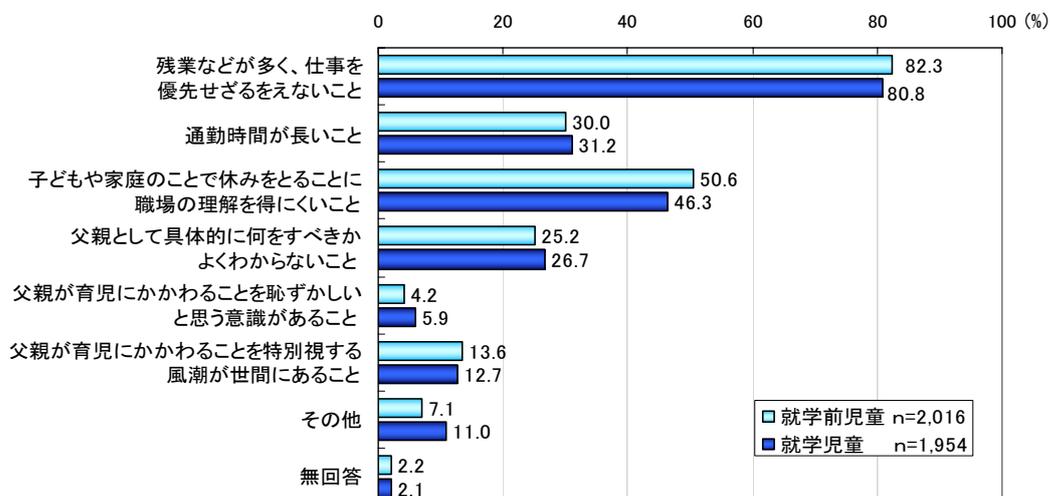
また、父親が子育てにかかわりづらい要因としては、就学前児童、就学児童ともに「残業などが多く、仕事を優先せざるをえないこと」が最も比率が高く、平成 16 年度の調査結果と比べてその比率は上昇しています。

■ 父親の子育てへのかかわり方の状況 ■



※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

■ 父親が子育てにかかわりづらい理由【複数回答】 ■



※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

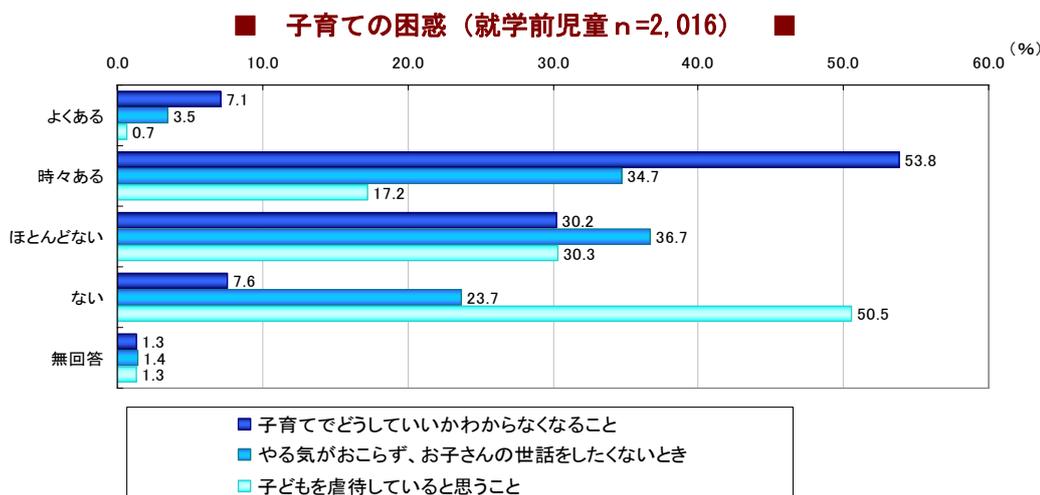
③ 子育て中の母親の「孤立化」や育児放棄・児童虐待の未然防止への積極的対応

○核家族化が一段と進む中、日常的に子育て支援を受けられる親族や知人・友人がいない世帯の割合も少なくなく、一人悩みながら子育てをしている母親の増加が懸念されます。また、日常の子育てにおいて育児放棄や児童虐待ではないかと不安をもつ母親も少なくなく、妊娠中や出産直後に不安を抱えていた人にこうした傾向が特に表れています。

○このような育児経験の不足に起因する母親の精神的負担や不安の増大などの育児ストレスを軽減し、孤立化を予防するとともに、育児放棄や児童虐待の未然防止をはかるため、専門家による一貫した相談体制の充実や育児仲間、育児経験者などとの交流によるリフレッシュの機会を提供するなどの取り組みが一層求められています。

◆子育てにおいて困惑した経験

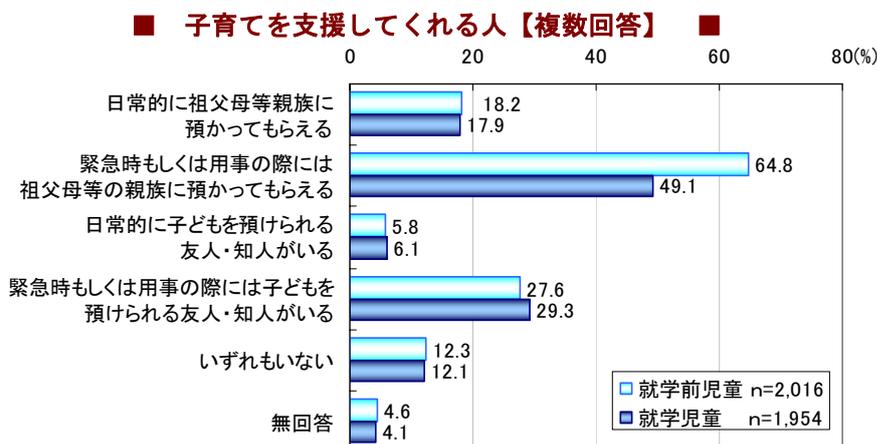
子育ての困惑についてみると「時々ある」が最も多くなっており 5 割を超えています。また、子どもの世話をしたくないときについては「時々ある」が 3 割を超えています。



※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

◆子育てに対する周囲のささえ

核家族化が進み、日常的に支援を受けられる祖父母などの親族や友人・知人がいる世帯は少なく、アンケート調査結果によると、就学前児童や就学児童のいる世帯ともに 2 割以下となっています。



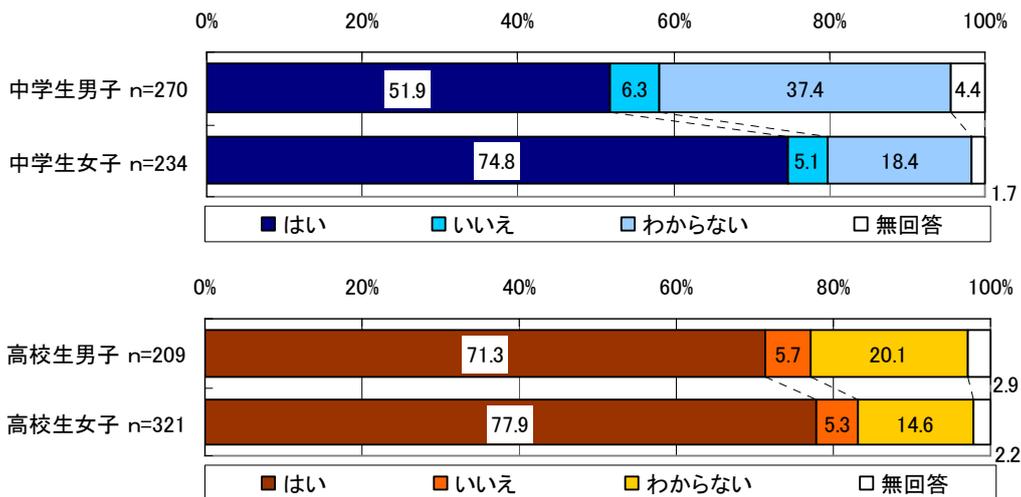
(2) 「次代の親づくり」の視点からの現状と課題

- 中学校や高校での体験プログラムやボランティア活動を通じて、次代の親となる子どもたちが赤ちゃんや小さな子どもとふれあう機会は着実に増えています。
- 「次代の親づくり」の観点から、子どもたちが将来、親になり、子どもを産み育てることの大切さや意義が理解できるよう、普及啓発事業をより一層充実していく必要があります。特に、今後は中学生、高校生に限らず、広く若い年齢層を視野に入れ、次代の親づくりのための啓発機会を充実していく必要があります。

◆将来、子どもをもつことや育児に対する中学生・高校生の思い

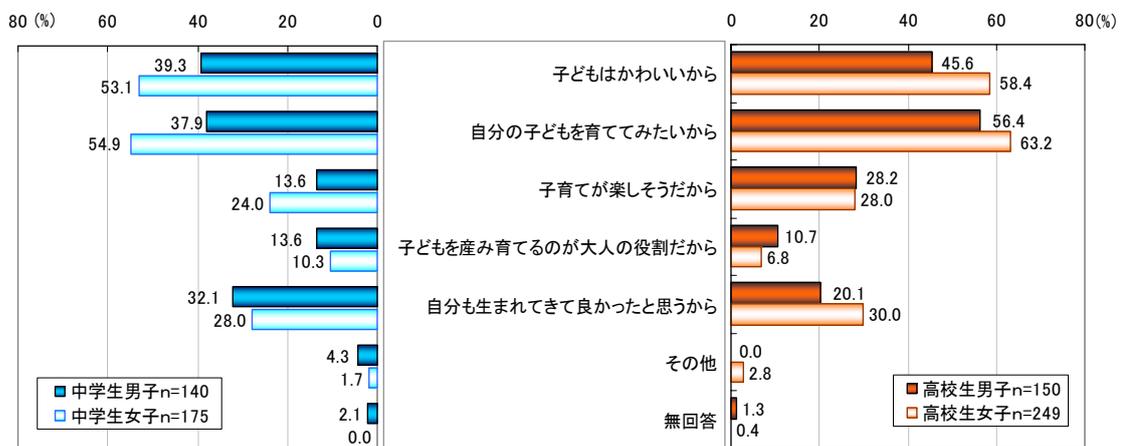
中学生や高校生を対象にしたアンケート調査結果で、「将来子どもが欲しい」と思う割合は圧倒的多数に上り、「欲しくない」は極めて少数に限られています。その理由として「子育てが大変そう」が挙げられています。「将来子どもが欲しい」理由においても、「子育てが楽しそうだから」は、高校生の男女ともに3割未満にとどまる結果です。

■ 将来、子どもをもちたいと思うか ■



※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

■ 中学生・高校生が「将来、子どもが欲しい」と思う理由 ■



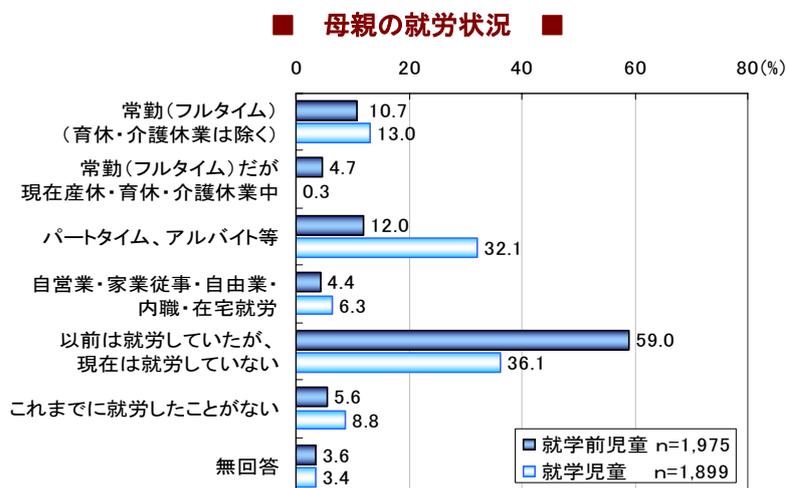
※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

(3) 「多様な保育ニーズへの対応」の視点からの現状と課題

- 近年の経済不況により、父親の失業や母親の就業が進む一方で、保育所への入所希望があっても入れない待機児童が急増しています。また、就業形態の多様化により、保育サービスへのニーズも多様化しています。
- 今後、待機児童の解消をめざすとともに、延長保育、幼稚園の預かり保育、病後児保育など多様化する保育ニーズにも的確に対応できるよう、ファミリー・サポート・センターや保育ママなど、家庭的な保育サービスとも併せて、保育サービスメニューの充実に取り組むことが必要です。

◆母親の就労状況

母親の就労状況をみると、とくに就学前児童は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が約 6 割を占め、「常勤」や「パートタイム、アルバイト等」よりも比率が高いのが目立ちます。就学児童になると、「常勤」や「パートタイム、アルバイト等」の比率が高くなっています。

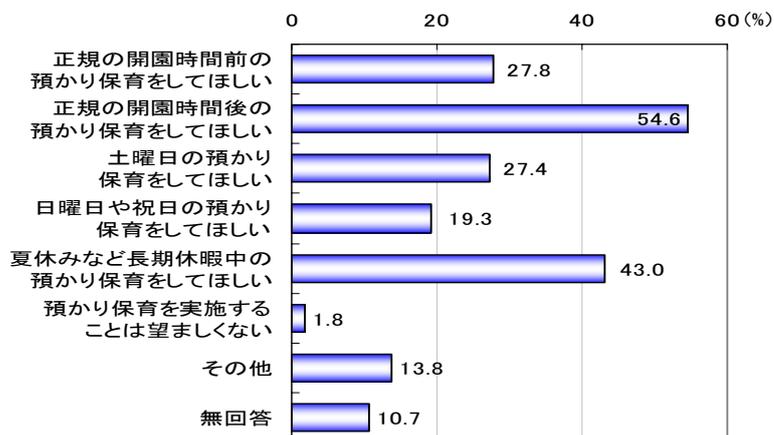


※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

◆幼稚園の預かり保育

保育所のみでなく、幼稚園の預かり保育への要望も多様化しており、「正規の開園時間後の預かり保育をしてほしい」と「夏休みなど長期休暇中の預かり保育をしてほしい」への要望が高い比率となっています。

■ 幼稚園の預かり保育についての希望 (就学前児童 n=2,016) 【複数回答】 ■



※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

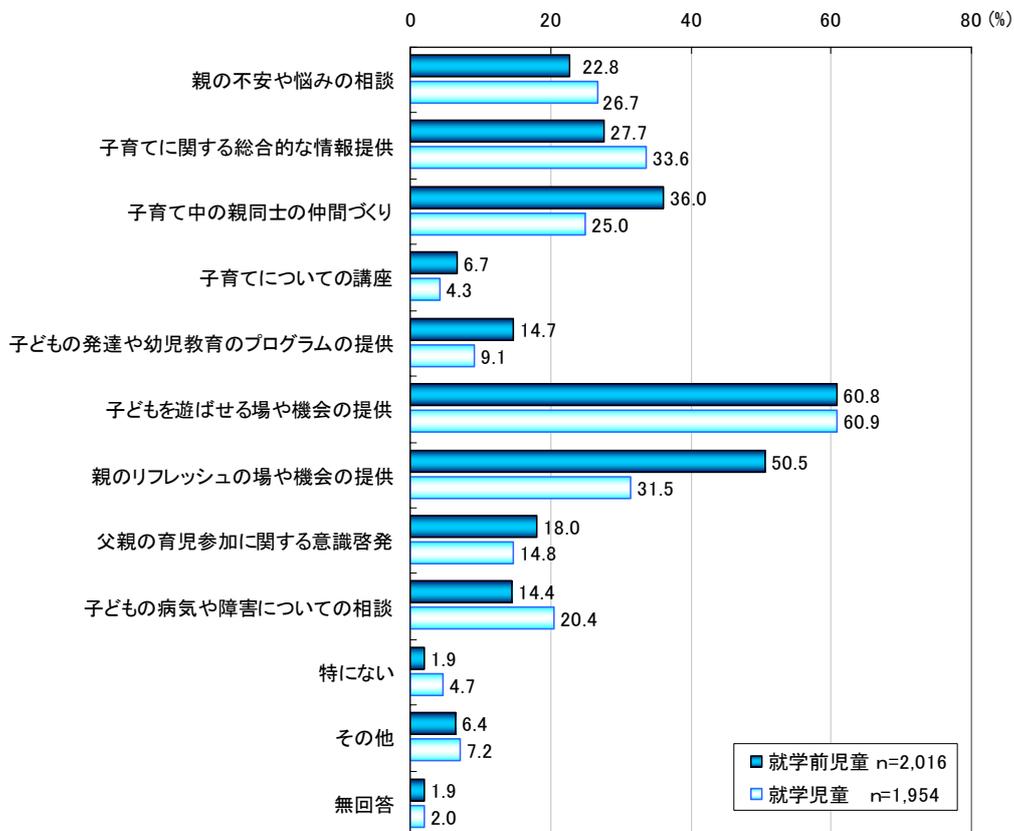
(4) 「子どもを遊ばせる場や機会の提供」の視点からの現状と課題

- 子どもが安全に遊べる場所の確保は、充実した子育てを実現するために必要不可欠なものです。
- アンケート調査の結果からも、子育てに必要なサービスとして、子どもを遊ばせる場や機会の提供に対する市民の要望が最も多く、今後の取り組み課題となっています。

◆子育てに必要なサービス

子育てに必要なサービスの中でも、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が就学前児童、就学児童ともに最も多く望まれています。

■ 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス【複数回答】 ■



※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

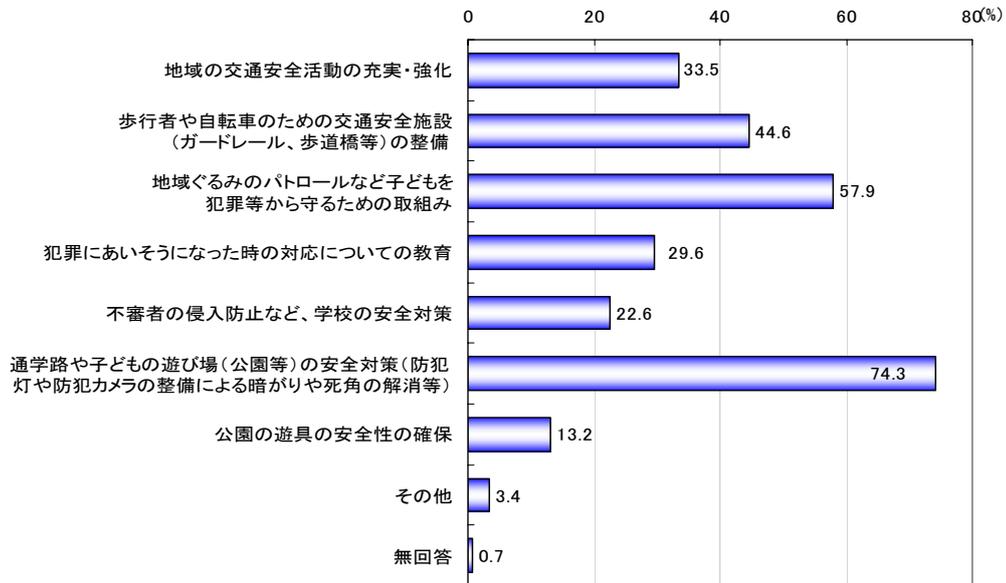
(5) 「安全な生活環境の整備」の視点からの現状と課題

- 近年、子どもを対象とした犯罪が頻発しており、通学路や公園などにおける安全対策の推進と犯罪にあわないための教育や指導を充実させていく必要があります。
- アンケート調査結果からは、「子どもや親子連れが安心して道路を歩けない」という意見も多く、親子ともに安心して暮らせる、子育てにやさしい環境づくりが必要とされています。

◆子どもの安全対策として必要なこと

子どもの安全対策として必要なことについては、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策」が 7 割以上で最も要望が高く、次いで「子どもを犯罪等から守るための取組み」が約 6 割となっています。

■ 子どもの安全を守るために重要なこと（就学児童 n=1,954）【複数回答】 ■

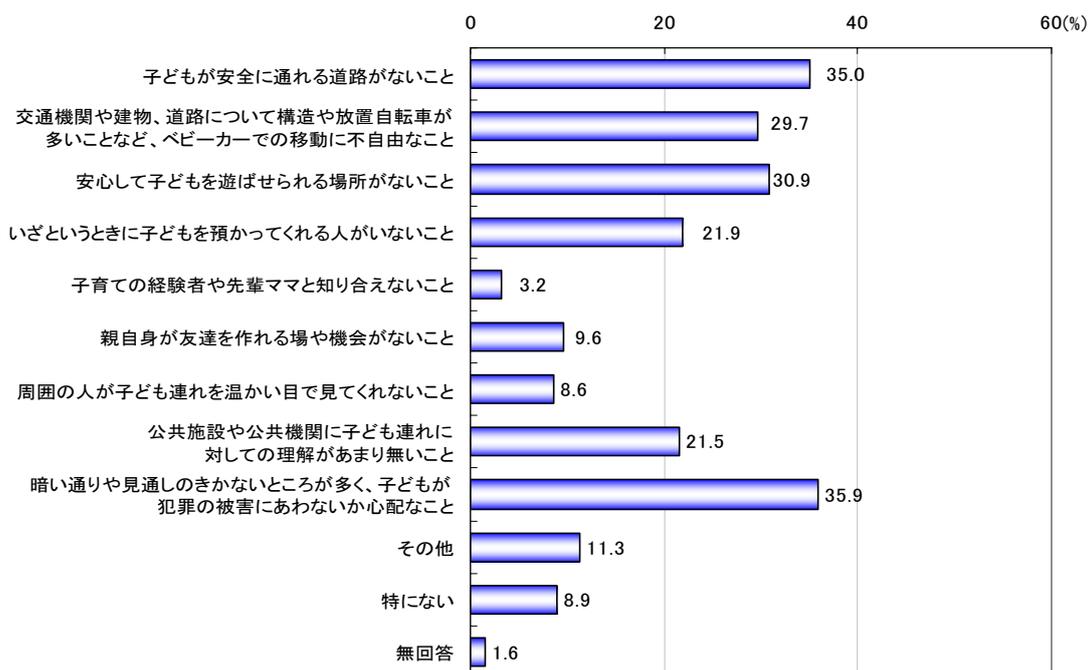


※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

◆子育てで困ること、困ったこと

子育てをしていて困ること、困ったことに関しても、就学前児童では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が最も多く、次いで「子どもが安全に通れる道路がないこと」がこれに続いています。

■ 子育てをしていて困ること（就学前児童 n=2,016）【複数回答】 ■



※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

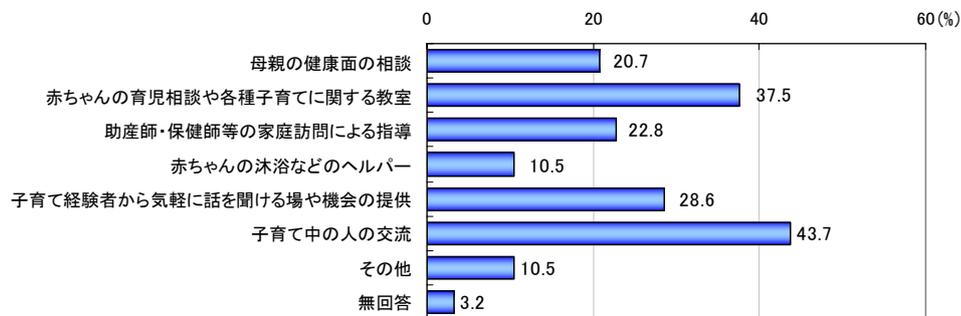
(6) 「母子の健康の確保」の視点からの現状と課題

- 妊娠・出産から産後に至るまで母親の身体的・精神的負担の大きさは計り知れないものがあり、社会からの孤立感や精神的な不安定さを抱えるケースも見受けられます。
- 女性が心身ともに健康で楽しく出産・育児をでき、子どもが健やかに育まれるよう、市民ニーズをふまえて母親と子どもの健康づくりに一層取り組む必要があります。

◆妊娠中や出産後に必要なサポート

妊娠中や出産後に必要なサポートとして「子育て中の人の交流」が最も比率が高くなっています。次いで、専門家による相談や講義、指導とともに、経験者からアドバイスを求められる機会が求められています。

■ 妊娠中や出産後に必要な支援サービス（就学前児童 n=2,016）【複数回答】 ■

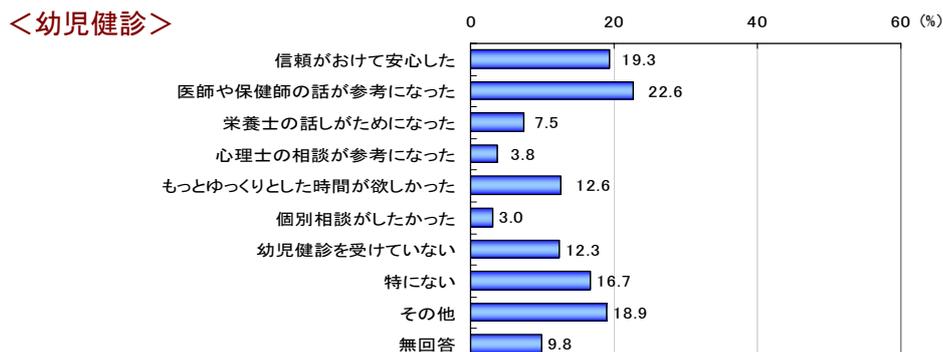
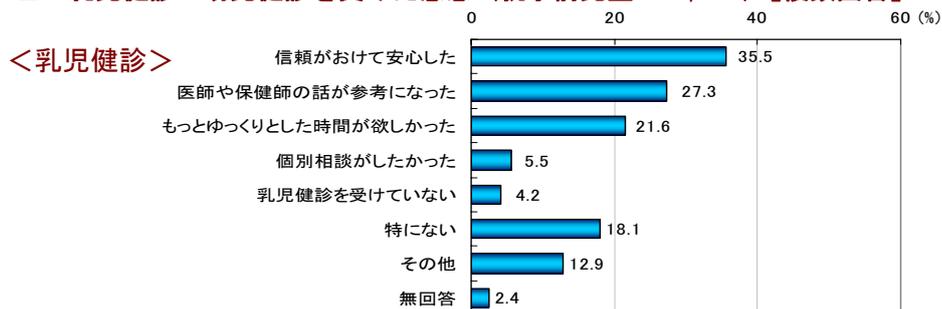


※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

◆乳幼児健診に対する感想

乳児健診、幼児健診ともに「信頼がおけて安心した」、「医師や保健師の話が参考になった」の比率が高くなっています。一方で、「その他」の内容としては、「待ち時間が長い」、「事務的だった」という意見が挙げられています。

■ 乳児健診・幼児健診を受けた感想（就学前児童 n=2,016）【複数回答】 ■



※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

(7) 「子育てに対する社会的支援の充実」の視点からの現状と課題

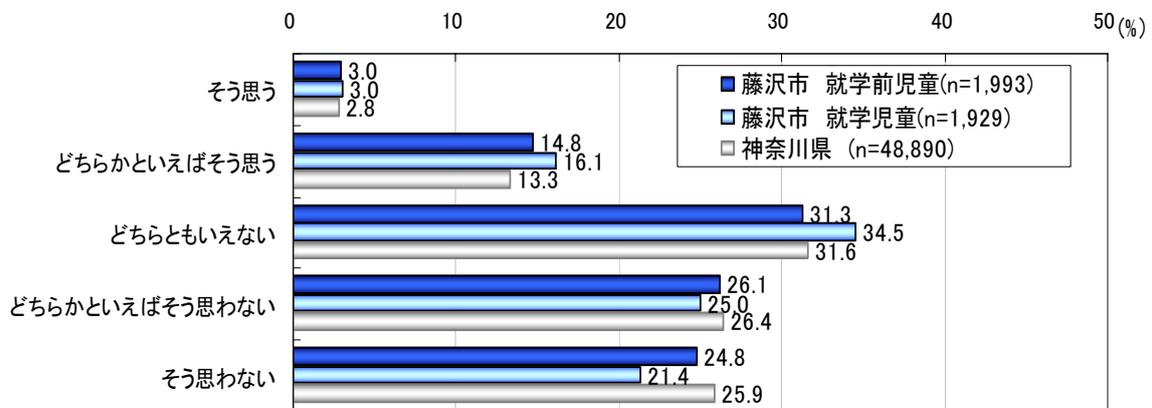
○子どもを産み育てることに対する社会の評価について、否定的な意見をもつ割合が高い結果となっています。また、子どもを産み育てることに躊躇する要因として、経済的な負担の大きさが上位に挙げられているのをはじめ、様々な要因が重なっています。

○国・県の施策の動向を見据えながら必要な経済的負担の軽減に努めていくとともに、社会全体で子育て・子育てをささえていく総合的な取り組みが求められます。

◆「子どもを産み育てること」についての社会の評価

「子どもを産み育てること」について、社会から「評価されていない」と思っている割合が高くなっています。

■ 「子どもを産み育てること」に対し、社会が評価していると思う割合 ■



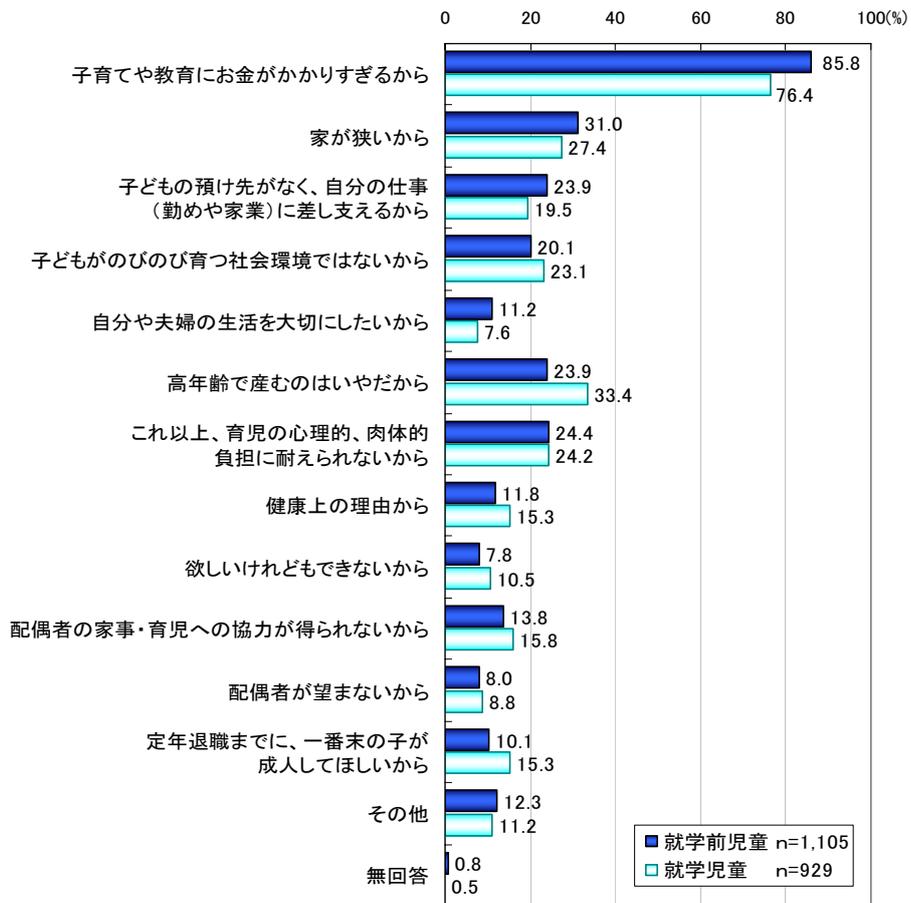
※神奈川県、藤沢市ともに、「無回答者」を除いた集計処理を行っています。

※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

◆理想とする子どもの人数より現実の子どもの人数が少ない理由

理由として最も比率が高いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」で、経済的負担の大きさが子どもをもつことを躊躇させる大きな要因となっていることがうかがえます。

■ 理想とする子どもの人数をもてない理由【複数回答】 ■



※資料：「平成 21 年度次世代育成支援に関するアンケート調査」

Ⅱ 基本構想

第1章 将来像と基本理念

前期計画では、子どもたちが愛され、信頼されることによって、健やかに成長していく姿、そして地域の人々のささえによって親としての自覚を育み、地域への信頼の中で安心して子どもを育て、若い世代が子育てに夢と喜びを感じるまちの姿をめざし、めざす目標像（将来像）を「愛と信頼にあふれ 子どもが健やかに育つまち ふじさわ」と掲げました。

後期計画においても、こうした考え方に立って、より重点的、体系的な施策に取り組みます。

将来像

愛と信頼にあふれ
子どもが健やかに育つまち ふじさわ

3つの基本理念

●安心して子どもを産み健やかに育てることのできるまち

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちをささえるために、子育てしやすい社会生活環境の整備を進め、すべての家庭の子育てを支援するまちづくりを進めます。

●子どもを親（保護者・家庭）が責任をもって育て市民で子育てをささえるまち

次世代育成支援対策推進法では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という考え方が示されています。子育てを取り巻く環境が厳しくなる中で、市民が相互に助け合いながら、家庭での子育てを支援していく必要があります。親が責任をもって子育てすることができるよう、市民で子育てをささえるまちづくりを進めます。

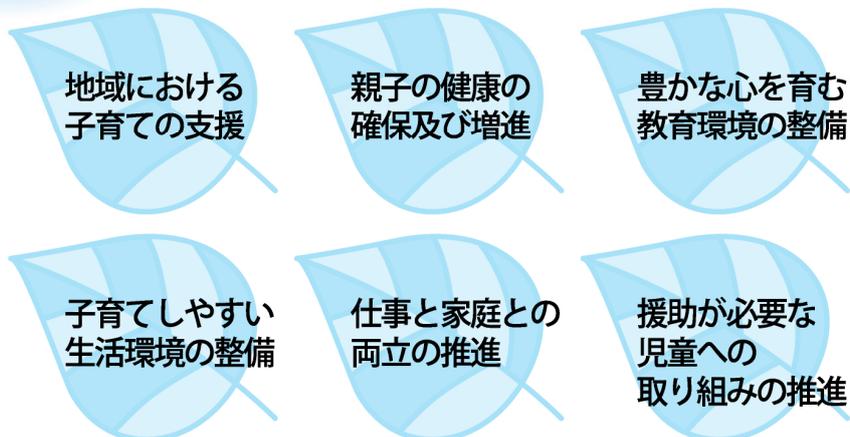
●若い世代が子育てに夢と喜びをもつことのできるまち

親が子育てに喜びや楽しみをもってかかわることで、子どもは健やかに、のびのびと成長していきます。男女が協力して子育てを行い、家庭生活と仕事、地域生活のそれぞれにゆとりをもって参加できるよう、子育て支援や意識啓発等を充実し、若い世代が子育てに関心を持ち、夢と喜びをもつことのできるまちづくりを進めます。

将来像（基本理念）と施策の基本目標



基本目標



第2章 6つの基本目標と後期の施策体系

1 後期における基本目標と重点方針

将来像の実現に向け、後期においても前期計画に掲げた6つの基本目標のもと、必要な施策・事業を充実しながら総合的、体系的に実施していくとともに、新たな課題にも的確に対応できるように、それぞれ後期の重点方針を定め、より重点的、効果的な施策・事業に取り組みます。

基本目標1 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスや保育サービスを充実し、子育て支援のネットワークづくりや児童の健全育成を進め、すべての子育て家庭への支援を充実します。

【後期の重点方針】

- 待機児童を解消し、今後の新たな支援ニーズにも十分対応できるように、認可保育所の定員拡大など特定事業をはじめ保育サービスや子育て支援サービスの量的な確保とともに、利用しやすさに配慮しながら質的な向上をはかります。
- 「すべての子育て家庭への支援」の観点から、子育てにかかわる各種情報提供や相談体制の充実に継続して取り組むとともに、親子の交流機会の充実をめざし地域の特色を生かした子育て支援機能を高める事業に取り組みます。
- 子育ての経験豊富なシニア層の活用をはじめ、地域の様々な主体による参画を促し、地域をあげた子育て支援力の向上をめざす事業に取り組みます。
- 子育てにかかわる経済的な負担の軽減を求める市民ニーズの高さをふまえ、新たな支援策の導入について国・県へ要望し、適切な対応をはかります。
- 子どもの居場所づくりの充実のため、放課後子ども教室などの事業に取り組み、児童福祉施策、教育施策との一体的な取り組みを進めます。

基本目標2 親子の健康の確保及び増進

親子の健康づくりにかかわる相談や健康診査・保健指導、医療体制を充実し、安全な妊娠・出産から子どもの心身の健やかな発達の支援に向けた取り組みを推進します。

また、食についての自己管理能力を養う食育の推進や、思春期における保健対策の取り組みなど、親子の健康の確保と増進に努めます。

【後期の重点方針】

- 妊娠前から妊娠、出産に至るまでの母子の健康維持や母性・父性の育成にかかわる事業の充実とともに、特定不妊治療費助成制度の周知と利用促進をはかります。
- 産後の育児不安を抱える母親への支援を重点に、すべての母子の健康を確保するための相談・指導の充実に取り組みます。
- 「食育推進計画」に基づき、人生の各時期に応じた適切な食生活の確立を支援する事業に総合的に取り組みます。
- 昨今の医療への不安を解消するため、国・県と連携しながら周産期医療や小児医療の体制充実を促進するとともに、障害や疾病などにより何らかの支援が必要な子どもへの対応を含め各種医療費助成制度の周知と利用促進をはかります。
- 次代の親となる子どもたちに対する思春期保健対策の充実に取り組みます。

基本目標3 豊かな心を育む教育環境の整備

学校教育における創意工夫ある教育課程の推進をはじめ、地域における健全育成のための諸活動、幼児教育の充実などにより家庭や地域の教育力の向上をはかり、子どもの豊かな心と生きる力を育みます。また、学校での実践的・体験的な学習活動や地域におけるふれあい体験を通して、若い世代からの子育て意識を醸成します。

【後期の重点方針】

- 子どもの豊かな個性を伸ばし、主体的に行動できる力や思いやりにあふれる心を育むため、幼児教育や学校教育の充実とともに、安全安心な教育環境の確保やすべての子どもが等しく教育機会を得られるよう経済的支援の充実に取り組みます。
- 若者や出産予定のある市民の子育て意識の醸成をはかる機会の充実や子育ての基本である家庭の教育力の向上に取り組みます。
- 子どもたちを地域全体で育む観点から、地域のあらゆる社会資源を活用したネットワークの輪を広げるとともに、社会教育の機会を充実し、健全な育成環境づくりや子育てにかかわる地域力の向上に取り組みます。

基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

良好な自然環境の確保や、子ども連れが安全に歩行できる歩道の確保、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化などにより、子育てにやさしい環境づくりを推進します。また、子どもたちの交通安全の確保への取り組みや、犯罪などの被害から守るための活動を推進し、子どもが安全に暮らせるまちづくりに努めます。

【後期の重点方針】

- 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりをめざし、市民ニーズをふまえ優先順位を考慮しながら、関連施設の整備充実に計画的に取り組めます。
- 安全安心な環境づくりのため、市民総ぐるみの交通安全対策や防犯ネットワークづくりに取り組めます。

基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

男女がともに家庭での役割を分担し、共同で家事・育児・介護を担うことができるよう意識啓発を推進します。また、多様な働き方への支援とともに、女性の就業機会の拡大と就業条件の向上、職場の保育施設の拡大に向けた働きかけなど、働く保護者が仕事と子育てを両立できるような環境づくりをめざします。

【後期の重点方針】

- 現在、就労していない母親をはじめとする今後の就労ニーズの大きさをふまえ、子育て中の母親にとっても働きやすい就労機会の提供や就労環境づくりを関係機関と連携し事業所などに対し積極的に働きかけていきます。
- 顕彰制度を推進するなど、事業所などにおける子育て支援への意識とインセンティブを高める施策に積極的に取り組み、事業所をはじめ地域全体に「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く普及・浸透させていきます。
- “働く母親”の今後の増加に対応し、それぞれのライフスタイルに応じて仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、両立支援のための利用しやすい保育サービス、子育て支援サービスの提供をはかります。

基本目標6 援助が必要な児童への取り組みの推進

育児不安や虐待・いじめなどの問題に対して、早期に発見し、適切な対応ができるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実をはかります。

また、ひとり親家庭などの自立促進に向けた総合的、計画的な支援を行うとともに、障害者計画などと連携し、障がいのある子どもとその家庭への支援を推進します。

【後期の重点方針】

- 児童虐待の増加が社会問題化していることをふまえ、藤沢市子育てネットワークを通じて関係機関や地域との連携を強化し、虐待の予防からアフターケアまでの切れ目のない子育て支援体制づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭などの自立促進のため、今後の国の動向にも留意し、経済的支援制度や就業支援制度の充実を国・県に要請しながら、引き続きひとり親家庭などへの総合的、計画的な支援に取り組みます。
- 障がいのある子どもたちが地域の一員として心豊かに地域生活を送ることができるよう、地域の理解と協力を求めながら「障害者計画」などに基づく施策の総合的な推進に取り組みます。

※「障がい」の用語について

当該用語の使用に関して、この計画では、法律上の用語や事業名、固有名詞などを除き、「障がい」という表記で統一しています。

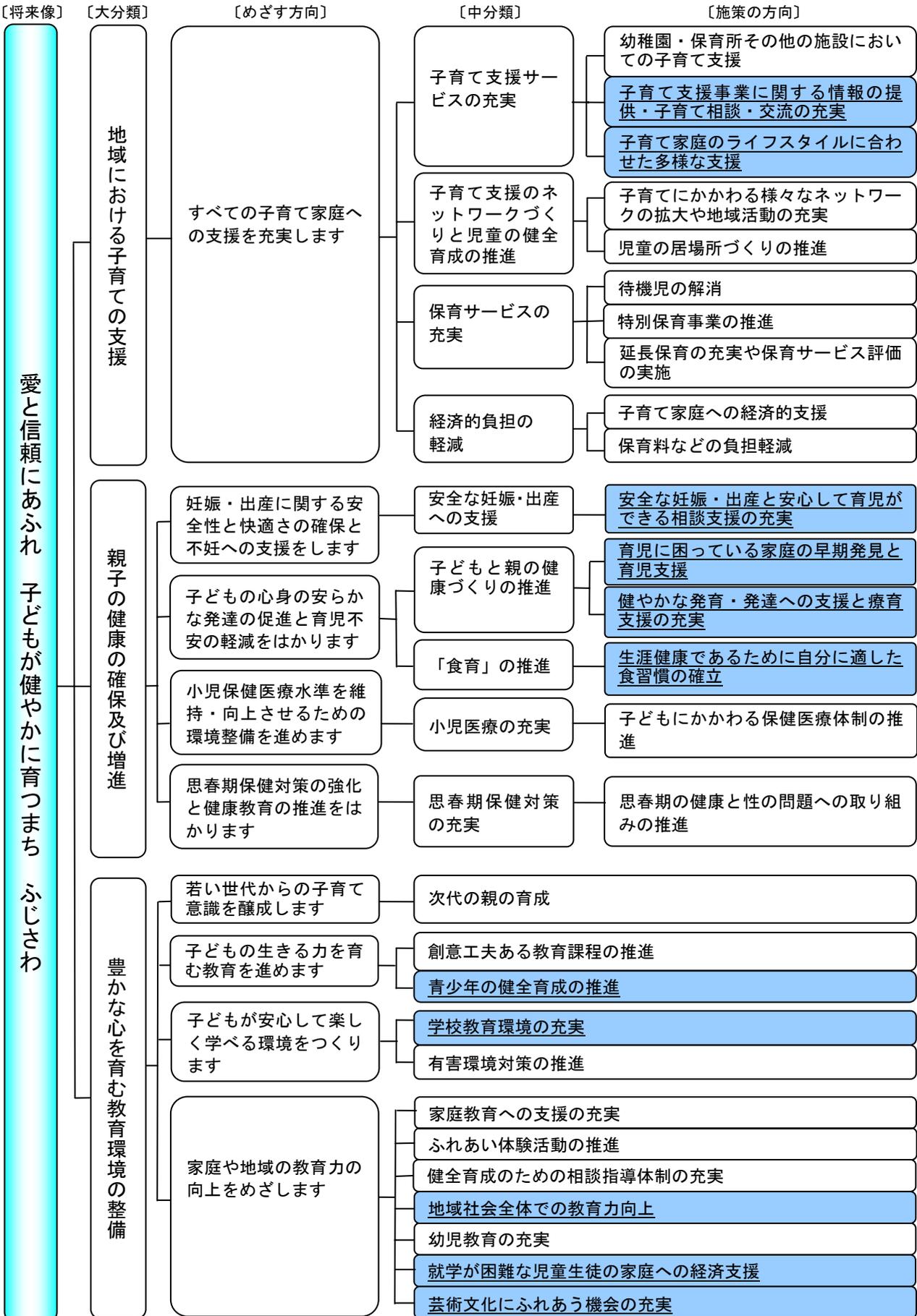
2 後期計画としての施策体系

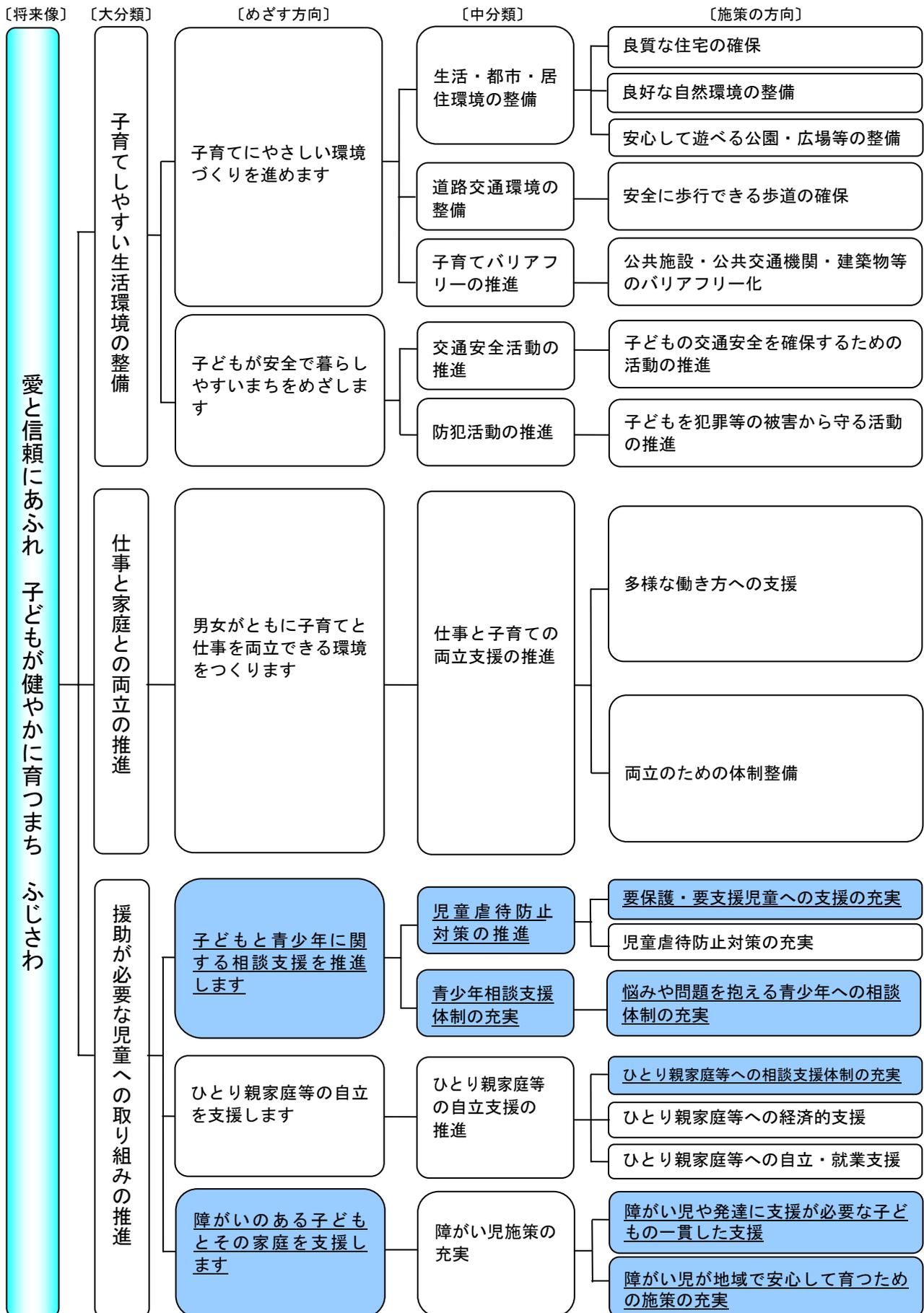
目標実現のための施策展開の基本目標と後期における重点方針をふまえ、よりきめ細やかで横断的な取り組みを進める観点から、後期計画としての施策体系を次のとおり再編します。

施策体系の再編にあたっては、法制度の改正などの情勢変化を考慮するとともに、①前期からの「事業継続性」の担保、②施策・事業間の「関連性と連携」の確保、③市民、事業所などとの「協働化」の一層の推進といった観点から前期計画の施策体系を見直し、整理したものです。

後期計画の施策体系

※前期からの変更箇所は で示しています。





第3章 平成26年度に向けた特定事業の目標事業量

後期計画では、ニーズ調査（アンケート調査）に基づき、現状の保育サービスなどの利用希望や将来の就労希望などをふまえた家族類型の変化（専業主婦（夫）家庭から共働き家庭などへの移行）を勘案し、潜在ニーズ量を明らかにしたうえで、後期計画期間（平成26年度まで）の整備水準を設定するよう国の策定指針において求められています。

これをふまえ、関連する諸事業について平成26年度までの目標事業量を次表のとおり設定し、その達成をめざします。

なお、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日厚生労働省策定）との整合性をはかるため、平成29年度に達成されるべき目標事業量を併せて設定しています。

また、国の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略などをふまえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子どもなどに対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するため、平成20年12月に児童福祉法の一部改正が行われました。

このうち、子育て支援事業として、①乳児家庭全戸訪問事業、②養育支援訪問事業、③地域子育て支援拠点事業、④一時預かり事業については、市町村において事業実施のための必要な措置を講じることが定められたほか、保育に欠ける乳幼児を家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの）の居宅などにおいて保育する「家庭的保育事業」が法的に位置づけられ、平成22年4月から施行となることから、この「家庭的保育事業」を含めた目標事業量の設定を行っています。

(参考)家庭的保育事業とは

保育需要の増に対応するため、平成12年度に、保育士または看護師の資格を有する家庭的保育者（保育ママ）が、保育所と連携しながら自身の居宅などにおいて少数の主に3歳未満児を保育する事業として創設されました。

その後、様々な働き方・ライフスタイルに対応するための多様で弾力的な保育サービスの一環としての家庭的保育の制度化や拡充の必要性から、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成20年12月3日法律第85号）が成立し、児童福祉法において法定化されました（平成22年4月1日施行）。

■ 後期計画における目標事業量 ■

事業名		平成21年度（現状）	平成26年度 目標事業量	平成29年度（参考）
通常保育事業	3歳未満	認可保育所 定員 1,552人	認可保育所 定員 1,932人	定員 1,932人
		家庭的保育 0人	家庭的保育 30人	30人
	3歳以上	認可保育所 定員 2,520人	認可保育所 定員 2,870人	定員 2,870人
		家庭的保育 0人	家庭的保育 15人	15人
	計	認可保育所 定員 4,072人	認可保育所 定員 4,802人	定員 4,802人
	家庭的保育 0人	家庭的保育 45人	45人	
延長保育事業		30分延長 5か所 630人	—	—
		19時まで 29か所 3,262人	19時まで 37か所 3,765人	37か所 3,765人
		20時まで 2か所 150人	20時まで 7か所 667人	7か所 667人
		21時まで 1か所 30人	21時まで 3か所 370人	3か所 370人
		37か所 4,072人	47か所 4,802人	47か所 4,802人
夜間保育事業		1か所	3か所	3か所
		定員 30人	定員 100人	定員 100人
トワイライトステイ事業		—	1か所	1か所
			定員 6人	定員 6人
休日保育事業		1か所	3か所	3か所
		定員 10人	定員 30人	定員 30人
病児・病後児保育事業		1か所	3か所	3か所
		定員 4人	定員 14人、4,088人日 （開所日数292日に定員数を乗じて算出）	4,088人日
放課後児童健全育成事業		43か所	50か所	52か所
		定員 2,820人	定員 3,260人	定員 3,385人
地域子育て支援拠点事業	ひろば型	2か所	国基準 4か所 藤沢版 13か所	国基準 4か所 藤沢版 13か所
	センター型	2か所	4か所	4か所
一時預かり事業 （一時保育、特定保育を含む）		9か所	12か所	12か所
		定員 90人	定員 120人、28,800人日 （開所日数240日に定員数を乗じて算出）	28,800人日
ショートステイ事業		—	1か所	1か所
ファミリー・サポート・センター事業		1か所	1か所	1か所

（注）特定保育事業について、市では「一時保育事業」の中に位置づけています。

(参考)目標量を設定した事業の概要

	事業区分	事業概要
①	通常保育事業	保護者が日中就労などのために家庭で保育できない就学前の子どもを保育園で保育します。
②	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う通常保育時間外での保育ニーズに対応するため、通常の開所時間（基本は11時間）の前後に時間を延長して保育を行います。
③	夜間保育事業	保護者の就労時間の長時間化などに対応するため、夜間に子どもの保育を行います。
④	トワイライトステイ事業 (子育て短期支援事業)	保護者が残業などの理由により、家庭での子どもの養育が困難になった場合、保育園などにおいて夜間に子どもを預かり、生活指導や食事の提供などを行います。
⑤	休日保育事業	日曜・祝日の保護者の勤務などによる保育ニーズに対応し、保育を行います。
⑥	病児・病後児保育事業	保育園に通う子どもなどが病中または病気の「回復期」にあって集団保育が困難な期間に、保育園に付設された専用スペースなどにおいて一時的に預かります。
⑦	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などの理由により、放課後不在となる家庭の小学生を放課後に児童クラブ（学童保育）で預かり、適切な遊びと生活の場を提供します。
⑧	地域子育て支援拠点事業	（ひろば型） 主に就学前児童の保護者を対象に、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行うため、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供します。 （センター型） 地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援などの各種子育て支援事業を行います。
⑨	一時預かり事業 (一時保育、特定保育を含む)	（一時保育） 保護者の疾病、入院などの理由により、一時的に家庭での保育が困難な場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担の軽減をはかるための支援をします。 （特定保育） パートタイム勤務や育児短時間勤務など、保護者の就労形態が多様化している中で、週3日以内の保育を実施します。
⑩	ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	保護者が病気などの理由により、家庭での子どもの養育が困難になった場合、保育園などにおいて一時的に養育します。
⑪	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が相互に会員となり、保育園などへの送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する会員間での相互援助活動を支援します。

Ⅲ 後期基本計画 (平成22年度～26年度)

《 個別事業の記載について 》

「Ⅲ 後期基本計画」の個別事業に記載する事業区分は、以下のとおり。

- 「**継続**」：前期からの事業であって今後も充実をはかりながら継続する事業
- 「**追加**」：前期計画策定後に追加した事業であって今後も引き続き継続する事業
- 「**統合**」：制度改正への対応や事業の効率性、類似性等の観点から統合化した事業
- 「**新規**」：平成22年度以降に新たに実施する事業

第1章 地域における子育ての支援

【めざす方向】

◆すべての子育て家庭への支援を充実します

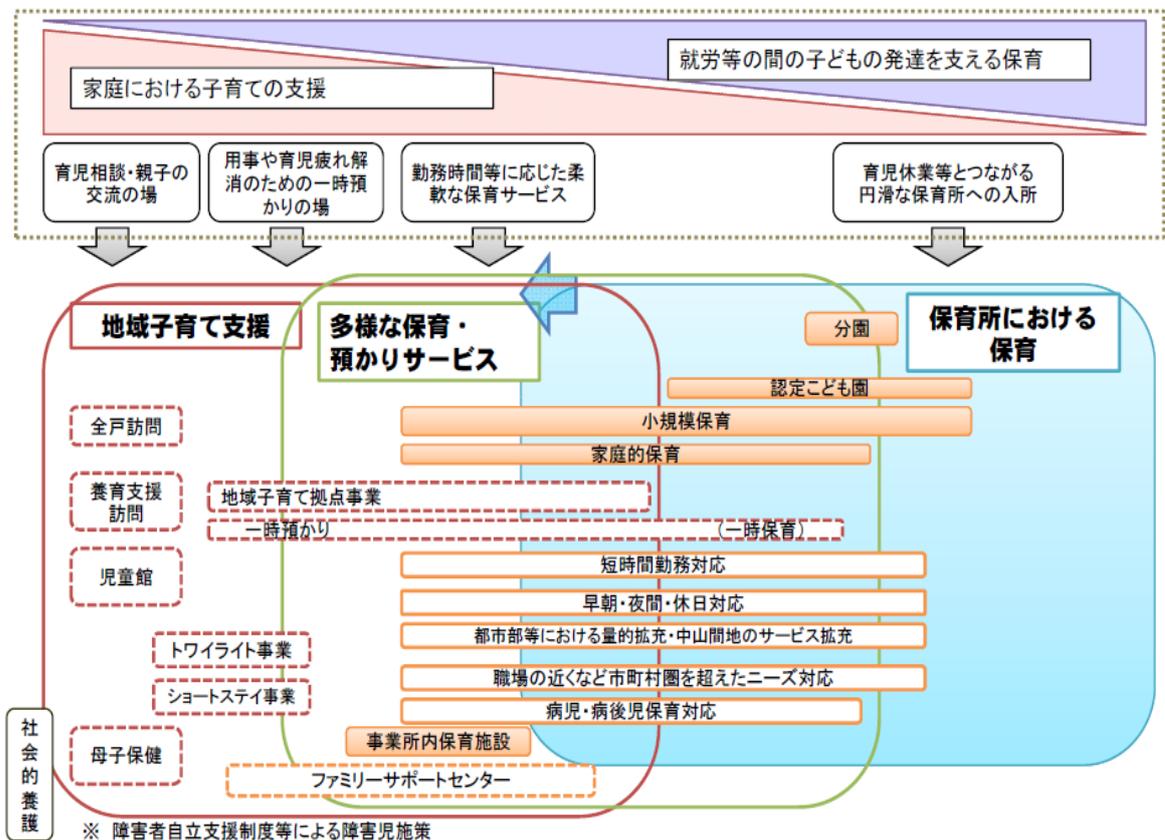
【現況と課題】

“子育て家庭”は、母親の就労の有無だけでなく、母子家庭・父子家庭などのひとり親世帯、多子世帯、あるいは障がいのある子どもがいる世帯など一律ではなく、それぞれ子育て家庭の置かれた状況に応じた支援が求められます。

このため、これまで「すべての子育て家庭への支援」を基調に、下図のような国の事業体系に沿って、保育所や幼稚園、その他関連施設、あるいは民生委員・児童委員活動や市民による子育て支援活動などの社会資源を有効に活用しながら、多様な保育ニーズへの対応や相談事業、親子交流事業などの充実に取り組んできました。

また、シニア世代による子育てサポート事業や地域ぐるみ子育て応援団事業など、地域単位の身近な場で市民による支援を受けられるよう、新たな取り組みを始めたところです。

■ 「すべての子育て家庭への支援」の視点からの事業体系 ■



資料：厚労省 社会保障審議会 少子化対策特別部会

今後とも児童人口の減少化傾向が予想される一方で、母親の就労率の上昇や就労形態の多様化、さらにはライフスタイルの多様化などが今後とも進んでいくことが見込まれ、保育サービスや子どもの居場所づくりに対して量的な充足が一層求められています。

このため、保育所や幼稚園、その他関連施設における各種の保育サービスや放課後児童対策の充実に、法人などにも理解と協力を求めながら、待機児童の解消や各種サービス利用にかかわる需要量に見合った的確な対応に引き続き、取り組んでいく必要があります。

また、平成21年度に実施した子育て家庭に対するアンケート調査によると、「子育てにおいてどうしていいかわからなくなることがある」と回答した割合が全体の6割以上を占める一方で、「日常的な子育て支援を親族から受けられる」世帯は、全体の2割ほどにとどまっています。さらに、父親の労働時間の長時間化などを背景に家庭の中で子育てにかかわる機会が少ない父親の姿も依然として多い結果が示されています。

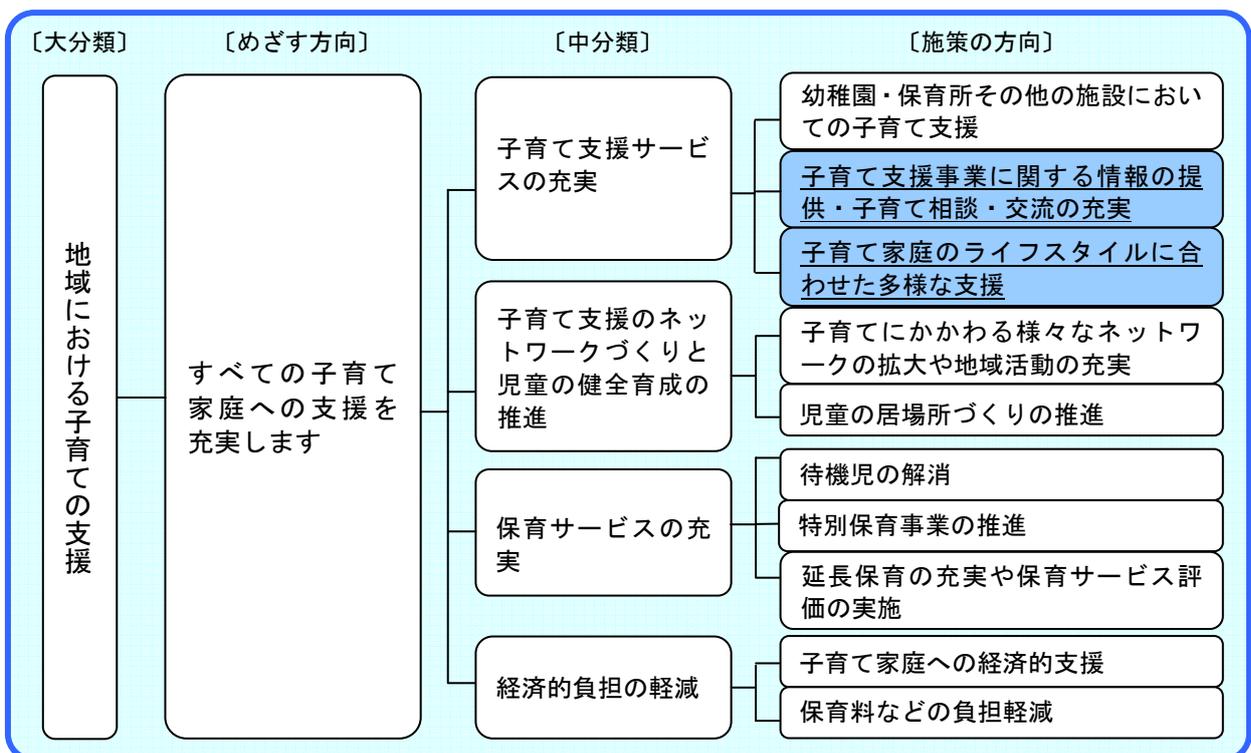
こうしたことから、多くの母親が現在の子育てに満足と回答している一方で、子育てに一人で悩んだり、不安を抱いている母親の姿もアンケート調査の結果から浮かび上がっています。

育児の孤立化を防止し、育児不安の解消や精神的負担の軽減をはかるため、児童福祉や母子保健にかかわる事業や民生委員・児童委員などのネットワークを活用しながら相談事業や親子の交流事業などに取り組んできましたが、今後とも様々な事業やネットワークを駆使し、こうした状況を解消していく必要があります。

同様に、経済環境の悪化を反映し、アンケート調査結果での要望の上位に挙げられているのは、子育て世帯に対する経済的支援の充実であり、「経済的負担の大きさ」が理想とする子どもの人数をもつことを躊躇する大きな要因の一つとなっています。

このため、国・県へ要請しながら、ひとり親家庭をはじめ子育て家庭の状況に応じて必要な経済的負担が軽減されるよう取り組んでいくことが求められています。

＜施策の目標と体系＞



※ は、前期からの変更箇所

1 子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を充実させるために、「つどいの広場」や「子育て支援センター」の開設や増設をし、利用状況も堅実な伸びを示しているほか、各地域の公民館を中心に自主的に行われている親子の交流を促進する活動に対する支援などを行ってきました。

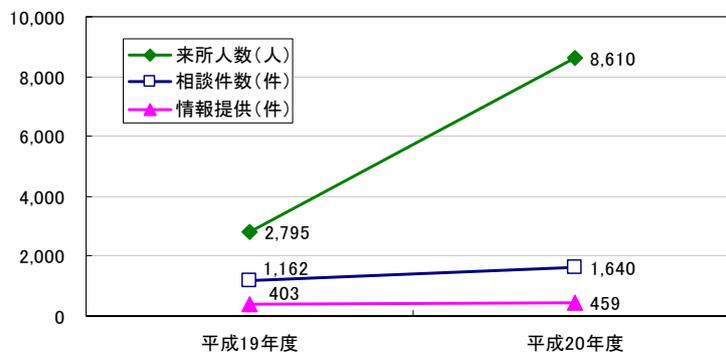
しかし、個々の事業をみると、ファミリー・サポート・センター事業も地域に定着し、順調な利用が見られる反面、利用ニーズとサービス提供とのギャップが生じているなどの問題も残されており、引き続き、市民の理解と協力を求めながら地域での広がりのある子育て支援サービスを提供していく必要があります。

また、アンケート調査結果などに示されるように、仕事をもつ母親の増加や就労形態の多様化、あるいは専業主婦をはじめとする潜在的な就労ニーズの高さ、ライフスタイルの多様化などを考慮すると、引き続き子育て支援ニーズの量的増大や多様化が進むものと見込まれます。

このため、今後とも幼稚園における預かり保育や一時保育事業、放課後児童クラブの運営、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援サービスの充実を進めるとともに、新たにトワイライトステイ事業やショートステイ事業を推進します。

また、インターネットや携帯電話により、子育て家庭に必要な情報を発信している「子育てネットふじさわ」や地域における子育てに関する情報を集約した「子育てガイド」のより一層の充実をはかるとともに、地域の社会資源の有効活用や子育て支援コーディネーターの育成を推進します。

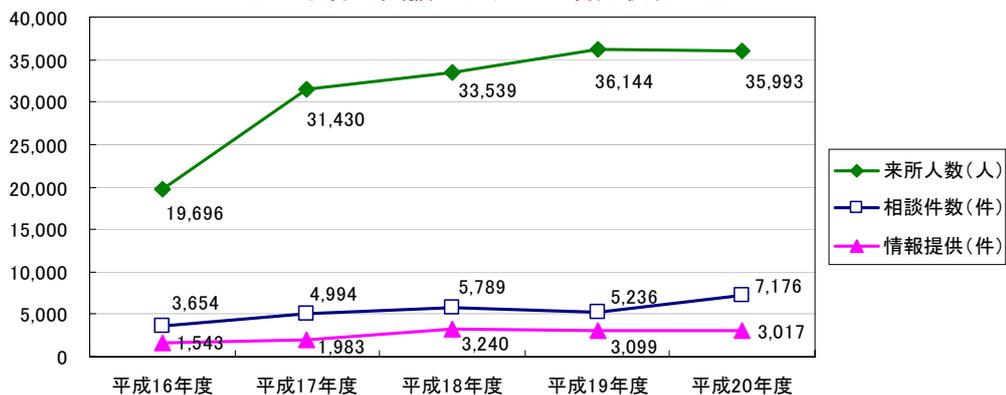
■ つどいの広場の利用状況 ■



※鶴沼つどいの広場 平成19年度6月開設・善行つどいの広場 平成20年度7月開設

※資料：子育て支援課

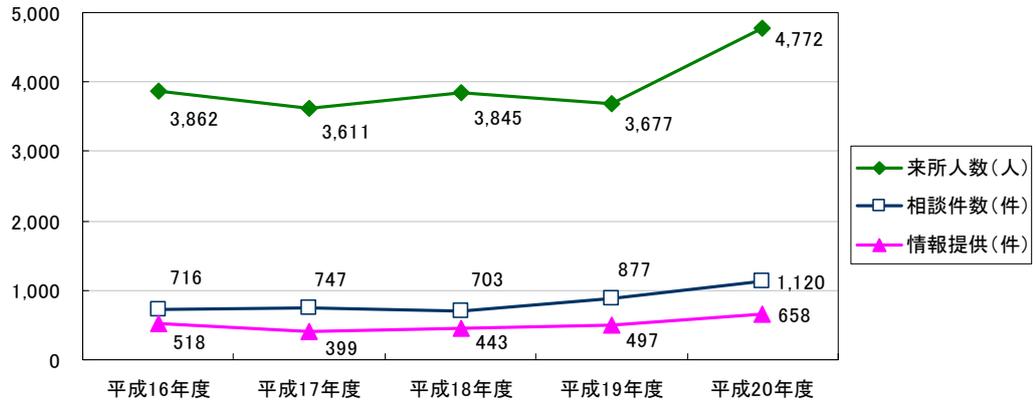
■ 子育て支援センターの利用状況 ■



※湘南台支援センター 平成16年度10月開設

※資料：子育て支援課

■ 子育てひろば（巡回）の利用状況 ■

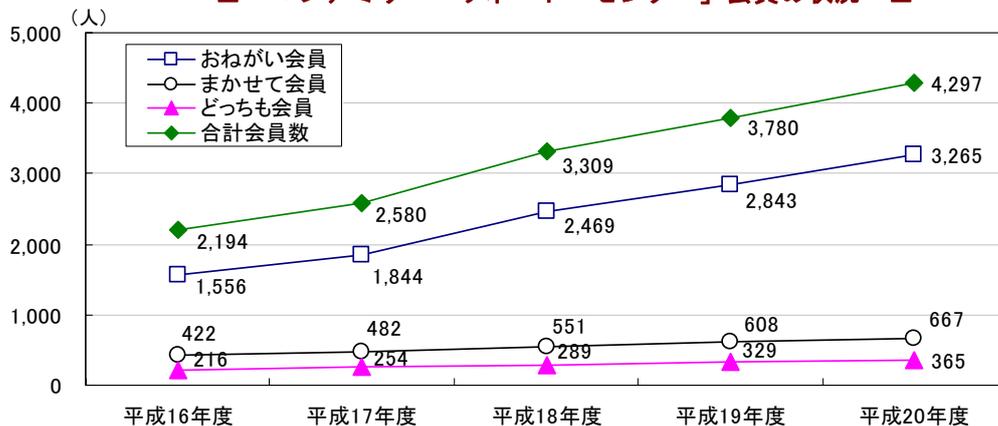


※資料：子育て支援課

■ 子育てふれあいコーナー（あいあい）の利用状況 ■

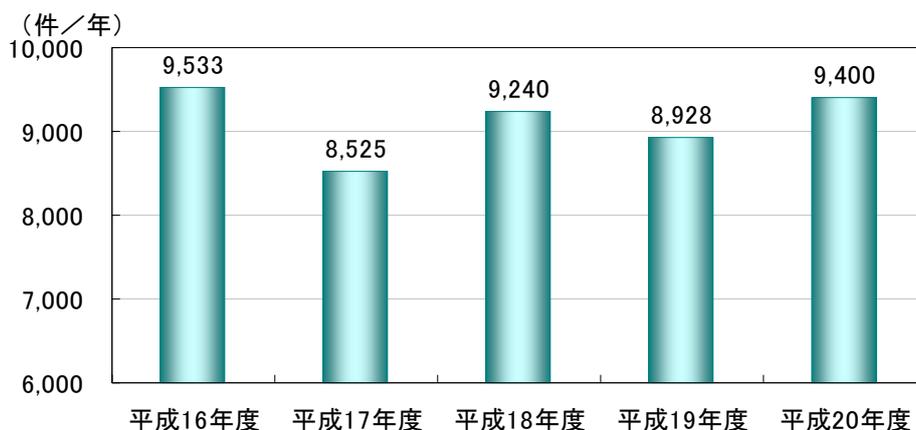
実施場所	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1~17：地域子供の家					
18~21：児童館					
1 湘南台 丸太小屋	146	76	40	85	56
2 片瀬 片瀬こどもらんど	129	121	133	95	140
3 羽鳥 はとりんぼ	237	94	109	61	119
4 中里 なかよし砦	149	301	239	181	122
5 藤沢 ふじっこ砦	161	127	205	82	85
6 鶴沼 鶴っ子とりで	99	118	109	109	167
7 村岡 のびのびランド	21	51	62	84	35
8 大越 おっこし森ん子ハウス	137	136	71	115	175
9 大庭 ちびっ子ドーム	200	158	158	172	245
10 六会 どんぐりころりん	130	77	48	31	124
11 長後 わんぱく城	181	171	127	183	262
12 鶴南 ひよっこり鶴南島	42	45	48	46	76
13 八松 まつぼっくり	188	249	63	40	84
14 本町 元気王国	61	152	133	173	186
15 秋葉台 ちびっ子パラダイス	68	28	27	32	45
16 高谷 ゆうゆうランド	41	70	51	37	45
17 俣野 俣野っ子ハウス	142	83	69	68	66
18 大鋸 鋸っ子ランド	139	190	98	131	181
19 辻堂 つじどうむ	113	98	66	89	51
20 鶴洋 わんぱくワールド	284	189	164	147	240
21 辻堂砂山 ぐうちよきばあ	140	152	92	121	133
合計(人)	2,808	2,686	2,112	2,082	2,637

■ 「ファミリー・サポート・センター」会員の状況 ■



※資料：子育て支援課

■ 「ファミリー・サポート・センター」の年間活動件数 ■



※資料:子育て支援課

(1) 幼稚園・保育所その他の施設における子育て支援

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
1	幼稚園における子育て支援活動の充実	幼児期の教育に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行います。	○幼稚園において、幼児期の教育に関する保護者や地域の人々からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行います。	継続
2	幼稚園の預かり保育等に対する助成	預かり保育を実施する私立幼稚園に対し、県の「私立幼稚園預かり保育推進費補助金交付要綱」の学校法人単価の1/2を助成することにより実施園を増やし、預かり保育を推進します。	○幼稚園に在籍している幼児の、教育時間終了後の預かり保育を推進するために、補助金交付を適正に行うとともに、実施園増に向けた取り組みを進めていきます。 ○認定こども園の設置を検討する幼稚園の支援を行います。	継続
3	地域育児センター事業の充実	保育所の園庭や遊具の開放、育児情報交換、行事への参加などを通じて、地域の子育て中の家庭を支援する地域育児センター事業の充実をはかります。	○保育所の園庭や遊具の開放、育児情報交換、行事への参加などを通じて、子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを行い、地域の子育て中の家庭を支援する地域育児センター事業の充実をはかります。	継続
4	一時預かり事業(一時保育事業)の推進	週1日～3日までの就労及び就学、冠婚葬祭、保護者の疾病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する一時保育事業を推進します。	○一時保育の需要は高く、現状では受け入れできない場合もあるため、原則として新設園・改築園に一時保育の実施を要請し、より多くの希望者の受け入れをはかります。 ○平成26年度までに12か所(定員数120名)で実施します。	継続

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
5	放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援をはかるため、児童クラブの運営の充実をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで増加を続けてきた児童数は、今後減少傾向に転じる推計も出ていますが、共働き世帯の増加などの社会環境の変化や、マンション建設などの大規模開発などによる局地的な児童数の増加などに対処するため、施設整備をはかります。 ○国の放課後児童クラブガイドラインに基づき、適正な児童クラブ運営をはかります。 ○平成26年度の目標事業量を児童クラブ数50か所、定員3,260人とします。 	継続

(2) 子育て支援事業に関する情報の提供・子育て相談・交流の充実

〈主な事業〉

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
6	つどいの広場事業の充実	乳幼児(0~3歳)をもつ子育て中の親子の交流やつどいの場の提供、子育てアドバイザーによる相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	○現在2か所でつどいの広場事業を実施していますが、地域のバランスを考慮しながら、平成26年度までに2か所の増設、合計4か所の設置をめざします。	継続
7 (1)	幼稚園においての子育て支援活動の充実 【再掲】	幼児期の教育に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行います。	○幼稚園において、幼児期の教育に関する保護者や地域の人々からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行います。	継続
8	子育てコーディネーターの育成	子育て支援情報の提供や子育て相談を行うほか、地域の子育て支援策を企画、立案し、関係機関との連携、調整による横断的支援などを行う、子育てコーディネーターを育成します。	○子育て支援をより専門的に行うため、研修などの人材育成プログラムを作成し、子育てコーディネーターの育成をはかります。	継続
9	子育て情報ネットワーク事業の充実	地域育児情報冊子「子育てガイド」の発行やインターネット・携帯電話・ケーブルテレビ・ラジオ・広報誌などを活用し、子育て中の家庭への情報提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して子育てができるよう、地域育児情報冊子「子育てガイド」を母子手帳申請時や転入者(乳児の親子)に配布します。 ○携帯電話を利用した「子育てメールふじさわ」の配信をさらに充実するため、関係各課との連携及び協力体制を強化します。 ○子育て情報ネットワークを運営し、情報媒体の充実や対面ミーティングなどの交流促進をはかります。 	統合

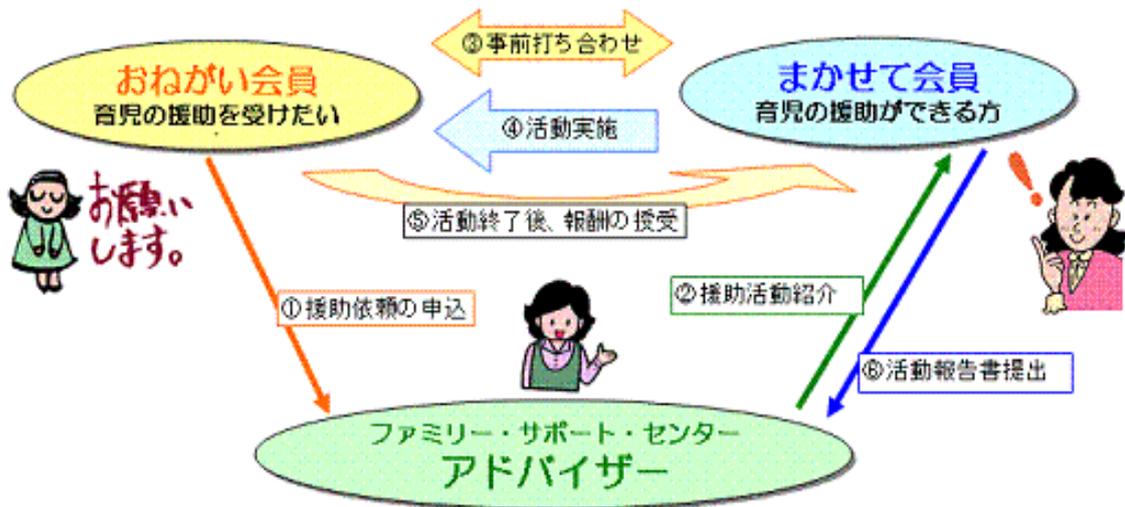
番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
10	子育て相談の充実	子育てについての心配事や悩みなど、子どもに関する様々な相談を受け、保護者の子育てに関する負担感の軽減をはかります。	○家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊びに関する相談など育児・しつけに関する相談への細やかな対応をはかります。	継続
11	子育て支援センター事業の充実	子育て中の家庭を支援するため、子育ての仲間づくりのための子育てひろばや子育ての戸惑いや悩みについての子育て相談、子育て情報の提供、子育てに関する講習会の開催など、子育てが安心してできる支援体制や巡回子育てひろばの充実をはかります。	○現在2か所にて子育て支援センター事業を実施していますが、地域のバランスを考慮しながら、平成26年度までに2か所の増設、合計4か所の設置をめざします。 ○子育てに関する講習会の充実や巡回子育てひろばの開催場所を増やすなど、子育て家庭の支援をはかります。	継続
12	子育てふれあいコーナーあいあいの充実	地域に密着した青少年施設を活用し、母親や父親の交流や相談を通して、育児に対する不安や悩みの解消をはかるなど、「子育てふれあいコーナーあいあい」の充実をはかります。	○各地域子供の家や児童館で、子育て中の親子の交流、情報の提供、育児相談を保育士や保育ボランティアなどの連携により、充実をはかります。	継続
13	男女平等意識啓発のための情報提供	男女共同参画週間におけるパネル展の開催、情報紙「かがやけ地球」の発行、男女共同参画についての認識を広めるため、ホームページを活用し、情報の提供を行います。	○男女共同参画社会の実現のため、「ふじさわ男女共同参画プラン2010」に基づき、男女共同参画週間におけるパネル展の開催、市民公募の編集委員が企画、取材、編集した情報紙「かがやけ地球」の発行やホームページを活用し、神奈川県をはじめ内閣府の男女共同参画に関する情報の提供を行います。	継続
14	ブックスタート事業	子育て支援施策の一つとして、1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ブックスタートコーナーで、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、お薦めの絵本を紹介します。 また、お薦めの絵本などの入った「ブックスタート・パック」を手渡します。	○前期計画同様に、南北保健センターにて実施される市の1歳6か月健診後の子どもとその保護者を対象にブックスタート事業を実施し、事業の目的達成とフォローアップをはかるため、職員とボランティアの連絡会・研修会を行います。 ○ブックスタート前後の乳幼児に向けて、ブックスタートの理念を周知する方法を検討します。	追加
15	地域子育て支援活動(藤沢版つどいの広場)推進助成事業の推進	「つどいの広場事業」の開催日数や開設時間などの基準に達していない、各地域で行われている自主的な子育て親子の交流などを促進する活動に対して支援を行い、地域の子育て支援機能の充実をはかります。	○各地域のすべての公民館などにおいて、自主的に子育て親子の交流の場が開催されるように、働きかけを行います。また、講師の派遣調整などを行い、各地域での子育て支援の充実をはかります。 ○平成26年度までに13か所の設置をめざします。	追加

(3) 子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援

＜主な事業＞

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
16	ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児の援助を受けたい「おねがい会員」と、育児の援助ができる「まかせて会員」からなる有償ボランティアの会員組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター事業」を行います。	○より利用しやすい制度とするため、各市民センターなどにポスターの掲示や広報依頼、ケーブルテレビでの放映など様々な媒体を利用して、事業のPRや周知を行います。	継続
17	トワイライトステイ事業の推進	保護者が残業などの理由により、家庭での子どもの養育が困難になった場合、保育園などにおいて生活指導や夕食の提供などを行うトワイライトステイ事業を実施します。	○市内にある社会福祉法人などの施設で実施できるように整備を行い、平成26年度までに1か所の設置をめざします。	新規
18	ショートステイ事業の推進	保護者が疾病などの理由により、家庭での子どもの養育が困難になった場合、保育園などにおいて一時的に養育するショートステイ事業を実施します。	○市内にある社会福祉法人などの施設で実施できるように整備を行い、平成26年度までに1か所の設置をめざします。	新規

■ ファミリー・サポート・センターの仕組み ■



※資料：子育て支援課

2 子育て支援のネットワークづくりと児童の健全育成の推進

子育て支援ニーズがますます多様化、増大化する中で、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな支援策が求められており、このためには、公的な取り組みだけでなく、市民の自主的な子育て支援活動が協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

こうした観点から、藤沢市生涯学習大学かわせみ学園での子育て環境支援・保育ボランティアの養成をはじめ、多様な市民ボランティアの育成にも取り組んできたところです。

今後とも、市民の主体的なボランティア活動の育成に取り組むとともに、「子育て応援メッセージ in ふじさわ」を市民との協働により継続し、子育て支援サークルなどの連絡会の開催によるネットワークづくりを進めます。

また、新たに始動するシニア層による子育てサポート事業や地域ぐるみ子育て応援団事業の推進をはじめ、市民や地域主体の様々な子育て支援活動の育成をめざします。

さらに、放課後などの子どもの居場所づくりを進めるため、公民館での子ども開故事業の実施や青少年施設の運営、学校体育施設の開放、さらには余裕教室を活用した放課後子ども教室推進事業を通じ、地域の人々の参加と協力のもとに地域をあげた子どもの育成環境づくりをめざします。

■ 民生委員児童委員活動記録（相談・支援件数） ■

単位：件

相談内容別	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
子育て・母子保健	372	373	350	243	236
子どもの地域生活	337	405	370	315	294
子どもの教育・学校生活	631	606	578	598	468
計	1,340	1,384	1,298	1,156	998

資料：高齢福祉課

■ 放課後子ども教室の利用状況 ■

単位：人

	小糸小学校区		亀井野小学校区						
	平成19年度	20年度	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1年生	469	1,426	1,155	2,087	2,148	2,674	2,122	2,139	2,475
2年生	195	748	1,387	2,495	2,831	1,736	1,439	1,935	1,910
3年生	118	314	908	2,162	1,386	1,791	1,238	1,809	2,155
4年生	205	94	1,069	1,243	1,378	1,448	1,439	1,314	1,799
5年生	118	287	692	2,068	1,397	1,305	1,602	1,037	1,886
6年生	27	178	284	249	1,365	1,540	756	1,071	340
合計	1,132	3,047	5,495	10,304	10,505	10,494	8,596	9,305	10,565
開催日数(日)	115	193	106	180	179	180	182	182	181
1日平均利用者数	10	16	52	57	59	58	47	51	58

※小糸小学校区…平成19年10月開設

※亀井野小学校区…「放課後子ども支援事業」として平成14年9月開設、平成21年度より「放課後子ども教室推進事業」へ移行

資料：青少年課

■ 藤沢市生涯学習大学かわせみ学園はばたき学部生涯学習ボランティア学科
「子育て環境支援・保育ボランティア養成コース」 ■

養成講座	内容	目的	
平成14年度	一般教養課程 (全4回)	藤沢市のまちづくりと市民生活	子どもたちを取り巻く様々な環境や子育て支援の状況、子どもとの接し方など保育ボランティアに必要な基礎知識を学びます。
		生涯学習とボランティア活動	
		舌は剣より傷つける～ことばと人間関係～	
		教育改革と開かれた学校	
	専門課程 (8回)	子どもを取り巻く社会環境・育児環境	
		藤沢市の子育て支援	
		親の現状と子育て支援	
		子どもの発達と接し方	
		子どもの遊びと環境	
		子どもの食生活	
子どもの病気と事故への対応			
実習の発表と報告			
平成15年度	一般教養課程 (全4回)	教育改革と開かれた学校生活	地域で保育ボランティアとして活動したいと考えている方または活動している方を対象として実施します。地域で保育ボランティアとして活動するために必要な、子どもを取り巻く環境や子どもとの接し方などの知識や技術を、実習を交えながら学びます。
		舌は剣より傷つける～ことばと人間関係～	
		生涯学習とボランティア活動	
		藤沢市のまちづくりと市民生活	
	専門課程 (全8回)	子どもを取り巻く社会環境・育児環境	
		藤沢市の子育て支援	
		親子の現状とその接し方	
		子どもの発達	
		子どもの遊びと環境	
		子どもの食生活	
子どもの病気と事故への対応			
実習の発表と報告と今後の活動			
平成18年度	専門課程 (全7回)	コミュニケーションと人間関係	地域で保育ボランティアとして活動したいと考えている方または活動している方を対象として実施します。地域で保育ボランティアとして活動するために必要な、子どもを取り巻く環境や子どもとの接し方などの知識や技術を、実習を交えながら学びます。
		生涯学習とボランティア活動	
		子どもと母親の心理	
		子どもを取り巻く社会環境と藤沢市の子育て支援	
		子育てふれあいコーナー あいあいについて	
		子どもの食事 子どもの病気とけがへの対応	
		傾聴とカウンセリング・マインド	
	一般教養課程 (全4回)	藤沢市のまちづくりと市民生活	
		開かれた学校と地域とのかかわりについて	
		生涯学習とボランティア活動	
	専門課程 (全6回)	人間関係をつくる言葉の力	
		子どもと親の心理	
		子どもを取り巻く環境と藤沢市の子育て支援	
		傾聴とカウンセリング・マインド(1)	
子育てふれあいコーナーあいあいについて(施設見学を含む)			
子どもの食事 子どもの病気とけがへの対応			
傾聴とカウンセリング・マインド(2)			

※資料：生涯学習課

(1) 子育てにかかわる様々なネットワークの拡大や地域活動の充実

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
19	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子育て中の家庭などに対しての情報提供や子育て支援グループの交流を目的とした「子育て応援メッセージ」を市民との協働により進めます。	○「子育て応援メッセージ」を市民との協働により引き続き進めます。また、「子育て応援メッセージ」は、市民公募の実行委員会形式で行っていますが、実行委員数の拡大をはかります。 ○団体間の連携を深めるため子育て支援サークル等連絡会を開催します。	継続
20	子育て支援グループの育成・継続的活動・交流の推進	親同士の交流や子育て支援グループの育成の場づくりを進めるとともに、子育て支援グループが継続的に活動できるよう支援します。	○子育て講座や公民館活動などを通して、親同士が、自発的に運営する子育て支援グループの育成を進めます。また、グループが継続的に活動してサポートし合えるよう、情報交換の場などを提供します。	継続
21	民生委員児童委員との連携	子育て支援に関する地域と行政との連携や地域での諸課題に対して、民生委員、児童委員の地域での活動の充実をはかります。	○地区によって子どもに関する活動件数が異なります。このため、後期は具体的事例に基づいた研修会を中心に、民生委員児童委員活動の充実をはかっていきます。	継続
22	主任児童委員の活動の充実	民生委員児童委員のうち、児童福祉について専門に担当する主任児童委員の相談機能の充実やネットワーク化をはかります。	○引き続き、中央児童相談所とこども青少年相談課との情報交換、事例検討などの機会を設け、ネットワークを強化します。	継続
23	市民センター・公民館を拠点とした地域福祉の推進	本庁以外での身近な地区で手続きや相談が行える利便性をはかり、子育て支援を含めた地域ネットワークの充実を継続していきます。	○地区福祉窓口において、児童に関する手続き業務や相談業務などの充実をはかるとともに、子育て支援を含めた地域福祉のネットワーク化をはかります。	継続
24	子育て・保育ボランティアの養成	学校・地域・行政など、子育て環境支援・保育ボランティアとして活動できる市民人材を養成します。	○生涯学習大学かわせみ学園はばたき学部生涯学習ボランティア学科において、学校・地域・行政などで、子育て環境支援・保育ボランティアとして活動できる市民人材の養成をはかり、人材バンクや地域を拠点とした活動などへの支援に今後も取り組みます。	継続
25	地域でのおはなし会の開催	おはなし会ボランティアと連携し、地域の様々な場でおはなし会を催し、子どもの読書への関心やきっかけの機会をつくります。	○各市民図書館・各市民図書室でおはなし会を実施し、また「図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会連絡会」「図書館・図書室おはなし会ボランティア研修会」を開催し、ボランティアと職員相互の交流を深めていきます。	継続

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
26 (15)	地域子育て支援活動 (藤沢版つどいの広場)推進助成事業の推進 【再掲】	「つどいの広場事業」の開催日数や開設時間などの基準に達していない、各地域で行われている自主的な子育て親子の交流などを促進する活動に対して支援を行い、地域の子育て支援機能の充実をはかります。	○各地域のすべての公民館などにおいて、自主的に子育て親子の交流の場が開催されるように、働きかけを行います。また、講師の派遣調整などを行い、各地域での子育て支援の充実をはかります。 ○平成26年度までに13か所の設置をめざします。	追加
27	シニア世代による子育てサポート事業	子育て経験豊富なシニア世代により、子育て中の家庭の支援の充実をはかります。	○子育て経験豊富なシニア世代の方々と子育て中の家庭の親子とのふれあいの場やシニア世代の生きがいと社会貢献の場を設けます。 ○ふれあいの場を通して子育て家庭への支援の充実をはかります。 ○シニア世代のボランティアの育成を行うため、藤沢市生涯学習大学かわせみ学園はばたき学部「子育てボランティア養成コース」を開催します。	追加
28	地域ぐるみ子育て応援団事業	市民、地域、企業、団体、行政で力を合わせ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを支える環境づくりをめざし、「ふじさわ すくのびカード」事業で子育て家庭を応援します。	○すくのびカードの利用者及び協賛店舗の拡大に向けて、事業のPRや乳幼児健診などの機会をとらえて申請受付を実施するなど、推進をはかります。	追加

(2) 児童の居場所づくりの推進

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
29	公民館での子ども開放事業の実施	子どもたちの地域での居場所づくりを推進するため、公民館施設を子どもたちが自由に利用できる開放事業を進めます。	○子どもたちが自由に集い、異年齢での交流を深めることができるよう、公民館施設の開放事業を進めます。 ○子どもたちが企画から当日運営まで携わる「Yワイまつり」「子ども天国」「だがしや楽校@善行」や、様々な遊びなどを体験できる「あそびの広場」、体育室や学習室の開放など、子ども同士の横の交流を深める事業を実施します。	継続
30	青少年施設の運営	放課後や休日の児童の活動場所、健全育成の場所として青少年会館・児童館・少年の森・地域子供の家などの運営の充実をはかります。	○総合的な青少年施設のあり方及び適切な運営管理方法を検討するとともに、青少年会館の整備については、建設場所や機能などを検討します。	継続

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
31	学校体育施設の開放拡充	身近で利用できるスポーツの場として、学校体育施設の開放を行います。	○子どもたちに親しみやすいスポーツの場を確保するため、身近な学校体育施設の開放充実をはかります。	継続
32	放課後子ども教室推進事業	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	○地域力を有効活用した放課後児童の居場所の確保について、ニーズなどの把握に努め、余裕教室の状況も見ながら、未実施小学校区への拡大実施の可能性・必要性について検討を行います。 ○学校支援コーディネーターとの連携も含め、教育委員会と調整をはかります。	追加

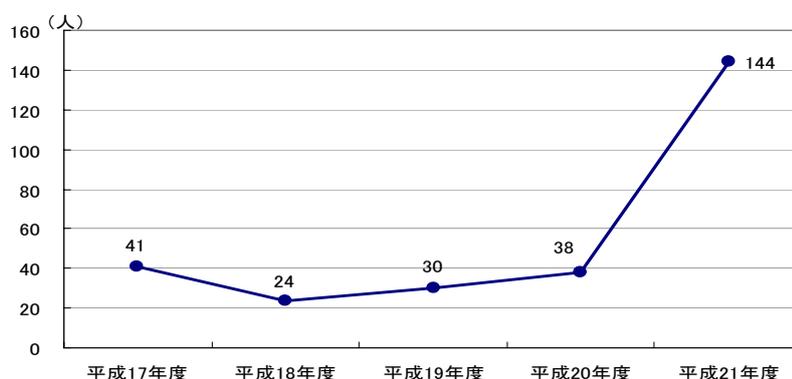
3 保育サービスの充実

近年、保育所への入所希望がありながら入所できない「待機児童」が急激に増加し、保育所の受け入れ体制の拡充が喫緊の課題となっています。国でも「新待機児童ゼロ作戦」における集中重点期間の対応として「保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化」を求めています。

こうしたことから、本市においても待機児童の解消に向け、多様な保育形態も含めた計画的な整備を行うとともに、法人立保育所や認可外保育施設などへの支援を行いながら、保育サービスの量的拡充と質的向上をめざします。

また、休日保育や一時保育、病後児保育といった特別保育事業、延長保育事業、夜間保育事業についてはこれまでその充実に取り組んできたところですが、今後の利用ニーズに十分応えられるよう、地域的配置も考慮しながら、より一層の充実をめざします。

■ 待機児童数の推移（各年度4月1日現在） ■



※資料：保育課

(1) 待機児の解消

＜主な事業＞

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
33	法人立保育所等への助成	入園待機児の解消や良好な保育環境の確保を目的として法人立保育所などに対して助成を進め、保育事業の振興と経営基盤の安定をはかります。 また、公立保育所との格差が生じないように、市独自の助成を進めます。	○新たに設置される予定の施設も含めて社会福祉法人立など保育所に対して、人件費を中心とした運営費などの助成を行い、保育内容の向上及び施設運営の安定をはかります。	継続
34	保育所の計画的な整備や受入児童数の拡大	民間活力を活用した保育所の計画的な整備や保育所定員枠の拡大、また、家庭的保育事業などの多様な保育手法の導入などで、受け入れ児童数の拡充をはかります。	○「定員の弾力化」を継続的に活用します。 ○「安心子ども基金」などの国・県の補助制度を積極的に活用することにより、保育所の新設など施設整備への投資を積極的に進め、定員数の拡大をはかっていきます。 ○平成26年度までに、保育所の新築・改築などにより、定員を730人拡大し、定員数を4,802人とします。 ○家庭的保育については45人の実施をめざします。	継続
35	商店街空き店舗活用支援事業（子育て支援活動などを行うコミュニティビジネス事業者への助成）	地域課題を解決するコミュニティビジネス ³ の創業・実践の場として、空き店舗を活用したコミュニティビジネス事業（子育て支援）などを支援し、コミュニティビジネスの創出と地域商店街の活性化をはかります。	○地域資源を活用して地域課題を解決するコミュニティビジネスの創出と商店街の活性化をはかることを目的とした商店街空き店舗活用支援事業の中で、子育て支援を目的とするコミュニティビジネス事業者についても育成のための支援に取り組みます。	継続

³ コミュニティビジネス：地域の諸々の課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて活動の利益を地域に還元するという事業の総称で、「地域性・社会性+事業性・自立性」を伴った地域事業を指す。

(2) 特別保育事業の推進

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
36	休日保育事業の実施	日曜・祝日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応をはかるため、休日保育事業を実施します。	○現状は南部に1か所のみで利用しにくいことから平成26年度までに3か所(定員30人)で実施します。	継続
37 (4)	一時預かり事業(一時保育事業)の推進 【再掲】	週1日～3日までの就労及び就学、冠婚葬祭、保護者の疾病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する一時保育事業を推進します。	○一時保育の需要は高く、現状では受け入れできない場合もあるため、原則として新設園・改築園に一時保育の実施を要請し、より多くの希望者の受け入れをはかります。 ○平成26年度までに12か所(定員数120人)で実施します。	継続
38	病後児保育の推進	保育園に通所中の児童などが病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所に付設された専用スペースなどにおいて、一時的に預かる病後児保育事業を実施します。	○今後は開設場所を増やすことで保護者が利用しやすい環境づくりをめざします。 ○平成26年度までに3か所で実施し定員数を14人とします。	継続

(3) 延長保育の充実や保育サービス評価の実施

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
39	延長保育事業の充実	保護者の就労時間の長時間化などに対応するため、通常の開所時間(基本は11時間)を超えて早朝や夕方(場合によっては夜間)に行う延長保育の拡充をはかります。	○今後新設される園では、20時または21時までの延長保育を実施することで目標値達成をはかります。 ○平成26年度までに、2時間延長を7か所(定員667人)、3時間延長を3か所(定員370人)で実施します。	継続
40	夜間保育事業の推進	夜間、保護者の就労などにより保育に欠ける児童を預かるために夜間保育事業を実施します。	○国の基準に基づくサービス目標値は78人となりますが、今後の保育需要は増加すると考えられるため、新設園については夜間保育も可能な実施体制をもって開設します。 ○平成26年度までに3か所(定員100人)で実施します。	継続
41	民間保育施設サービスの充実	認可保育所の補完的・代替的な役割を担っている私設保育施設(認可外保育施設)において、子どもの安全の確保や子どもにとって好ましい環境づくりが進められるよう、神奈川県と連携し、私設保育施設に対する適切な助言や助成を進めます。	○今後も認可保育所の補完的・代替的な役割を担っている私設保育施設(認可外保育施設)において、子どもの安全の確保や子どもにとって好ましい環境づくりが進められるよう、神奈川県と連携し、私設保育施設に対する適切な助言や健康診断などの助成を進めます。	継続

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
42	保育サービスの第三者評価の導入	保育サービスの質の維持向上をはかるため、公正で中立な第三者機関が施設の置かれている状況や職員の意見を聞きながら、専門的で客観的な立場から評価する第三者評価を実施します。	○専門的で客観的な立場から評価を受け、保育サービスの質の維持・向上をはかるため、今後も対象園を増やし、実施していきます。	継続

4 経済的負担の軽減

アンケート調査結果からも、子どもを理想の人数産まない理由として「お金がかかりすぎるから」が圧倒的割合（85.8%）を占めており、経済的負担の軽減は重要な施策として考えられます。これまでも児童手当の支給をはじめ、小児医療費助成の対象拡大、保育料の免除・助成の対象拡大、認可外保育施設利用者への助成などに取り組んできました。

今後とも、国・県へ制度の充実を要望しながら、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

（1）子育て家庭への経済的支援

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
43	小児医療費助成事業	小学校6年生までを対象とした入院・通院の医療費助成と、中学校卒業までの児童生徒を対象とした入院医療費助成（保護者の所得が児童手当の特例給付の限度額内）を実施します。	○中学校卒業までの乳幼児・児童生徒を対象とした入院・通院の医療費助成の実施をめざしていきます。	継続
44	児童手当等の支給	小学校修了前までの児童を養育している家庭の主な生計者で、所得制限額未満の方に毎月児童手当を支給します。 また、子ども手当の制度創設にともない、対象者に手当を支給します。	○児童手当法に基づき、小学校修了までの児童を養育されている家庭へ手当を支給することにより、児童の健やかな成長を願い、児童を養育している家庭の生活の安定をはかります。 ○国の動向を見守り、新たな制度が創設された場合は、それに応じた手当の支給を行います。	継続
45	国・県への要望	保育行政の国庫負担割合、徴収基準などの改善・見直しなど、近隣自治体と連携し、国・県へ要望していきます。	○子育て家庭の経済的負担の軽減をはかることを目的に、保育行政の国庫負担割合、徴収基準などの改善・見直し、地方自治体の負担の軽減などを、近隣自治体と連携し、国・県へ要望していきます。	継続

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
46	未熟児養育事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院にかかわる医療の給付を行います。	○母子保健法の定めに基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院にかかわる医療の給付を行います。	追加
47	障害者等医療費助成事業	身体障害者手帳1～3級の方、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方、IQ50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	○今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療にかかわる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進をはかります。	継続
48	障害児福祉手当の給付	身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障害者福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方で20歳未満の重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。	○特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進をはかります。	継続
49	藤沢市障害者福祉手当の給付	身体障害者手帳1～3級の方、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方、IQ50以下の方を対象とし条例に基づき手当を支給します。	○藤沢市障害者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進をはかります。	継続

（2）保育料などの負担軽減

＜主な事業＞

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
50	幼稚園等就園奨励費補助事業	幼稚園就園にかかわる保護者負担の軽減をはかり、幼児教育の振興を進めています。	○今後も園児の世帯状況に応じ保育料の減免を行った幼稚園などの設置者に対し補助金の交付を継続していきます。	継続
51	保育料の保護者負担の軽減	保育所または幼稚園に同時に3人以上の子どもが在園している家庭への第3子以降の保育料の免除及び助成拡大を行います。	○保育所で児童を保育するのに必要な経費は、保護者及び国・県・市が負担しており、このうち、保護者が負担する保育料については、国の示す保育料（徴収金基準額）に対して、市独自でより低額な保育料を定め、保護者負担の軽減をはかります。	継続
52	認可外保育施設利用者への助成	認可保育所の入所要件を満たしているが入所できず認可外保育施設を利用している児童の保護者を対象に助成します。	○認可保育所に入所できる状況になることが望ましいが、待機中に認可外保育施設を利用せざるを得ない方について助成を行います。	追加

第2章 親子の健康の確保及び増進

【めざす方向】

- ◆妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援をします
- ◆子どもの心身の安らかな発達の促進と育児不安の軽減をはかります
- ◆小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を進めます
- ◆思春期保健対策の強化と健康教育の推進をはかります

【現況と課題】

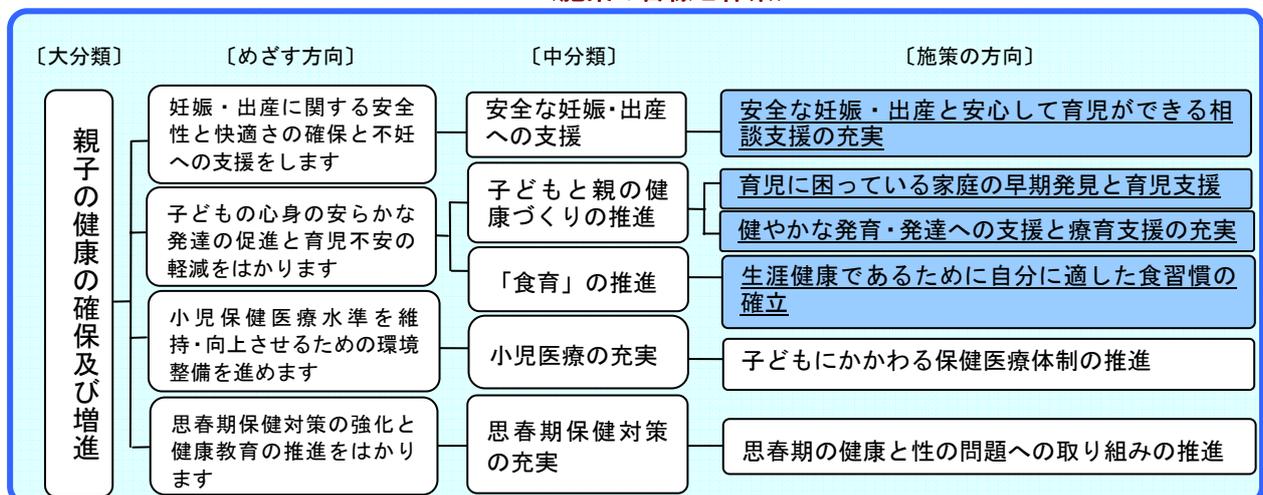
母子の健康は、双方の一生にとってかけがえない財産です。その財産を守り育てていくため、本市では、これまで母子にかかわる各種健診や指導事業などを通じて母子の健康の確保を支援するとともに、医療体制の充実や食育を通じた生涯にわたる健康づくりの推進など、子どもを安心して産み育てる環境づくりに取り組んできました。

今後とも、妊娠前から妊娠、出産、産後に至るまでの各段階に応じた母子保健事業の一層の充実をはかるとともに、医療体制の充実に取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに引き続き取り組む必要があります。

また、子どもの食に関する不安を解消し、生涯にわたる適正な食生活の確立を支援することが重要であり、妊娠・出産期での相談・指導、啓発事業や、乳幼児期からの子どもの成長段階に応じた食育を推進するとともに、思春期保健対策の充実などに取り組み、乳幼児期から思春期に至るまで地域全体で子どもの心身の健康づくりを支える体制を充実していくことが求められています。

こうした点をふまえた効果的な母子保健施策を推進するため、この計画に包含される「母子保健計画」に基づき、「藤沢市食育推進計画～生涯健康！ふじさわ食育プラン」をはじめ関連する諸計画・事業と連携しながら、次の施策体系に掲げる具体的施策に積極的に取り組んでいく必要があります。（P74 母子保健計画の施策体系 参照）

<施策の目標と体系>



※ は、前期からの変更箇所

1 安全な妊娠・出産への支援

核家族化の進行などを背景に、妊娠・出産について気軽に相談できる人が周囲に少なくなり、また、その親世代でも出産経験の少ない人が増えていると言われます。

このため、妊娠や出産に関する悩みを抱え込むことなく、子どもをもちたいと願う人が安心して産み育てることができるよう、妊娠期からの一貫した保健指導を一層充実し、父親への啓発機会の充実とも併せて、安全な妊娠・出産への支援に取り組みます。また、不妊治療に対する助成を継続し、経済的負担の軽減をはかります。

(1) 安全な妊娠・出産と安心して育児ができる相談支援の充実

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
53	妊娠中からの保健指導の充実	妊娠がわかった時からの継続した保健指導を行うことにより、安全な妊娠・出産を迎え、安心して子育てができるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な妊娠・出産を迎えるため、妊娠届を早期に届け出するよう啓発を行い、妊婦健康診査の受診率の向上と保健指導の充実をはかります。 ○妊娠届から、養育が困難な家庭の早期発見に努め、必要な保健指導の充実をはかります。 ○妊娠中から母乳育児の啓発を行い、母乳育児の推進とともに、母児愛着の形成を促します。 ○低出生体重児の出生や乳幼児突然死症候群の原因となる喫煙・飲酒・妊娠中の栄養について、保健指導の充実をはかります。 	統合
54	妊娠中からの母性・父性の育成	安心して子育てができるように妊娠中から母性・父性を育み、赤ちゃんへの愛情を深めるとともに、育児についての正しい情報とイメージをもてるように保健指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な妊娠・出産を迎えるため、妊娠中に両親学級や父親入門講座を行います。 ○妊娠中に育児のイメージをもてる機会を増やすために、地域の子育て中の人や妊娠中の人とふれあう機会の提供をします。参加しやすい日程の設定を行い、両親学級に参加する初妊婦や父親の割合の向上をめざします。 ○父親へ父子手帳を配布し、父親のための育児教室を行い、父性の育成と育児力を高める機会を増やします。 ○妊娠中に妊娠や育児について、気軽に相談できる機会を増やします。 	統合
55	特定不妊治療費助成事業	体外受精及び顕微授精による不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の助成を行い、経済的負担の軽減をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○特定不妊治療費助成制度の周知をはかり、制度の利用者を増やします。 	追加

2 子どもと親の健康づくりの推進

産後の母親の身体的、精神的な負担は大きく、その健康を保持していくことは、子どもの健やかな成長にも大きくかかわってきます。

このため、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援が行えるよう、平成21年度から実施している「こんにちは赤ちゃん事業」（生後4か月までの乳児がいる世帯の全戸訪問）をはじめ、指導・相談体制を充実するとともに、各種健診や予防接種を推進することにより、健やかな発育、発達を支援します。

また、保護者に対し、子どもの発育や発達に関する正しい理解を深める機会を充実するとともに、発育、発達上の問題を早期に発見し必要な支援が行えるよう、関係機関と連携し適切な対応をはかります。

（1）育児に困っている家庭の早期発見と育児支援

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
56	こんにちは赤ちゃん事業の充実	生後4か月までの赤ちゃんとお母さんを対象に保健指導と育児情報の提供を行います。育児の不安を早期に解決できるようにすべての家庭に家庭訪問を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○育児に困っている家庭の早期発見と育児支援を目的に、産後4か月までの母子を全戸訪問(ハローベビィ訪問)し、母子に必要な保健指導や育児情報の提供をすることで、地域での母の孤立化や育児不安の軽減に努めます。 ○育児に困っている家庭について、継続した支援を行うことで子どもの健やかな成長・発達を促します。 	追加
57	育児相談・育児教室の充実	身近な場や専門職による育児相談を行い、発育・発達に合った接し方や育児に関する基本的な知識を提供することで、子どもの健やかな成長を促し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠中から乳児期、幼児期を通して、専門職による相談や育児情報の提供ができる場として育児相談の充実をはかります。個別性に配慮した適切な知識や情報を提供し、育児環境を整える支援をし、育児不安の軽減をはかります。 ○子どもの発育や発達にあわせた育児教室を実施し、健やかな親子関係が作れるよう支援します。また、子育て中の親同士が交流をはかる場を提供することで、仲間づくりと孤立化しない育児をめざします。 ○母子保健推進員が、保護者とのふれあいの中で、育児情報の提供や啓発を行います。 	統合

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
58	乳幼児訪問指導の充実	妊娠中から就学までの子どもと保護者を対象に、育児環境の把握と必要な相談や情報の提供、訪問指導を行います。 特に、子どもの発育や発達・育児不安など、支援が必要な方には継続訪問を行うことで、母の孤立化や育児不安の軽減をはかります。	○「こんにちは赤ちゃん事業」として生後4か月までの母子を全戸訪問し、支援の必要な母子への早期介入・支援や母の孤立化を防ぎます。 ○子どもの発育や発達、母の育児不安など、保健師・助産師・栄養士・歯科医師・歯科衛生士などの専門職による継続した支援が必要な対象には、乳幼児訪問指導を継続実施していきます。	継続
59	ハイリスク母子虐待予防事業の推進	すべての子どもが、発育や発達にあわせた適切な養育を受ける環境を整えるための保健指導を行います。 また、養育環境が早期に整えられるよう他機関と連携し、必要な支援を行います。	○育児に不安がある母の早期発見と支援の充実をはかります。 ○若年母が安心して養育ができるように、妊娠中からの支援の充実をはかります。 ○子どもが安心して生活できるように、地域での支援ネットワークの一環として関係機関との連携強化をはかります。 ○揺さぶられっ子症候群の啓発を行い、具体的な予防について普及します。	追加

(2) 健やかな発育・発達への支援と療育支援の充実

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
60	乳幼児健診の充実	健やかな発育・発達支援のために、4か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健診、3歳6か月児健康診査を行います。	○乳幼児健診で、保護者が子どもの健康状態を知り、子育てを確認できる場となるよう、乳幼児健診の充実とともに、その周知や啓発を行い、受診率の向上をめざします。 ○健診を受けなかった子どもの保護者が子どもの発育・発達や育児についての相談ができるような支援を充実します。 ○健診後に、専門医の診察や発達・親子関係などにおいて継続した支援が必要な場合、適切な時期に診察や相談などができるよう医療機関との連携を充実します。 ○健診の満足度を向上するため、年齢に応じた子どもの発育・発達についての情報提供や育児についてニーズにあった相談の充実をはかります。 ○地域での母の孤立化や育児不安の軽減がはかられるように保護者同士の交流を促します。	追加

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
61	発育・発達の障がいがある児の早期発見	保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め孤立することなく育児ができるよう支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が、子どもの発達について身近に相談できる機会を増やします。 ○発達の心配があっても保護者が自信をもって子どもにかかわれるよう相談や教室を充実します。 ○継続した支援が提供できるよう、療育機関や教育機関との連携を充実します。 ○保護者が、子どもの発育や発達について理解を深め、必要時に相談ができるように、啓発や相談機関の周知を充実します。 	追加
62	予防接種の推進	予防接種の意義や受ける時期など、正しい知識の理解と啓発を行い、身近な場で予防接種についての相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種は、感染予防・発病予防・発症時の症状軽減・疾病の蔓延防止などを目的に実施しています。母体からの移行抗体が減衰してくる時期や発生状況、罹患しやすい年齢や重症化しやすい年齢などを考慮し、適切な時期に予防接種が受けられるよう進めていきます。 ○予防接種の接種勧奨にあたっては、その有効性や重要性などについて、個別接種受託医療機関や保育園・教育委員会と一層の連携を推進し、正しい知識の普及啓発に努めます。 	継続
63	未熟児・慢性疾患児の保健指導・支援の推進	未熟児・慢性疾患などで、養育の支援が必要な子どもと保護者を対象に、家庭での育児や療養の支援を行うとともに、地域で支援のネットワーク化をはかれるよう推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○未熟児や疾病、障がいがあっても、子どもや保護者が地域で安心して生活できるよう家庭訪問などによる保健指導や療養生活相談などを充実します。 ○未熟児や疾病・障がい児や保護者に必要な情報の提供や、保護者間の情報交換ができる機会の提供を行います。 ○療養生活支援のために、医療機関や療育機関との連携を深め、支援ネットワークの強化をはかります。 	追加
64	子どもの事故防止事業の推進	乳幼児をもつ保護者や乳幼児にかかわる市民を対象に子どもの事故防止の必要性を正しく認識してもらい、事故防止のための環境整備を啓発します。	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠中から、乳児突然死症候群や子どもの事故防止の啓発を行います。 ○すべての子どもが適切に受診できるよう、休日夜間の小児救急医療機関の周知をはかります。 ○事故発生時の適切な対応と実践についての啓発を行います。 	追加

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
65	母子歯科保健の充実	子どもが、健康な歯で生活し、う蝕の予防・口腔機能の維持改善をはかるために、関係機関と連携をはかり、保護者への歯科保健指導や予防処置を行います。 また、子ども自身が、口腔衛生に関心を持ち、生活習慣の予防やう蝕予防にかかわれるように働きかけます。	○妊娠中から、家族の口腔衛生に関心を持ち、う蝕予防のためのセルフチェックやセルフケアについて理解を促します。 ○家族がかかりつけ歯科医をもち、健康な歯を育てるためのケアを受けられるように啓発をします。 ○生活リズムを整え、う蝕予防のためのセルフチェックの啓発を行い、3歳6か月児健康診査のう蝕率の低下をめざします。 ○障がい児が発達にあわせた口腔ケアが受けられる支援の充実をはかります。	追加

3 「食育」の推進

市民の生涯にわたる適切な食習慣の確立をめざして「藤沢市食育推進計画～生涯健康！ふじさわ食育プラン」を策定し、生涯の各時期に応じた体系的な事業に取り組んでいます。

今後とも、保護者や子どもが主体的に望ましい食習慣を確立できるよう、この計画に基づき、母子保健事業のほか、保育所、幼稚園、学校における事業を通じ、妊娠期からの栄養バランスの整った適切な食生活の確立、乳幼児期での子どもの食に自立を働きかけるとともに、保護者に対して食に関する不安感を軽減するなど、生涯を通じた健康づくりを支援するため、「家庭における子どもの食育」を推進します。

また、アンケート調査から、親による食事の管理から離れた中学生・高校生において食育に関する意識の低さが見受けられる状況にあることから、思春期の子どもを対象とした施策の充実をはかります。

(1) 生涯健康であるために自分に適した食習慣の確立をめざす

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
66	母子保健事業における食育の推進	妊娠期から栄養バランスの整った適切な食生活を確立し、乳幼児期では、子どもの食の自立が順調に進められるよう働きかけます。 保護者に対して、食に関する不安感を軽減します。 生涯健康であるために「家庭における子どもの食育」を推進します。	○妊娠中からの食の啓発として「妊産婦のための食事バランスガイド」の普及をはかり、適正な体重や食事バランスの改善を行うことで、低出生体重児の減少や家庭全体のバランスのよい食の確立をめざします。 ○授乳・離乳の支援ガイドの普及を行い、母の食に関する育児不安の軽減をはかります。 ○乳幼児から始まる、自分で食べることや親子で食べることの楽しさや重要性を啓発し、食の自立と望ましい食生活の確立をめざします。 ○妊娠可能な女性をはじめ、妊娠中の「葉酸」の摂取量の増加をめざします。	統合

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
67	藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」の推進	市民一人ひとりが生涯健康であるために、食育を推進していきます。	○藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」に基づき、市民一人ひとりが生涯健康であるために、自分に適した食生活をおくる力を育む、ということを目標に各機関（家庭・地域・学校・企業・行政など）が役割を分担し、食育を推進していきます。	継続
68	乳幼児期(保育所)の食生活の充実	「楽しく食べる豊かな経験を重ね、『食を営む力』の基礎を培う」、を目標に掲げ、現在を最もよく生き、かつ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送ることが出来るように、「公立保育園における食育プラン」に基づいた援助をします。 地域の子育て家庭へは、地域社会と連携して援助を行っていきます。	○園庭やプランターで野菜や果物を栽培し、収穫後に給食での提供や調理保育などを実施します。 ○市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れます。 ○給食に使われる食材について、見たり、触れたりし、調理法などと併せて周知します。 ○クッキング保育の様子を写真などで掲示し、レシピを配布します。 ○食の安全も含め、法人立保育所と公立保育所の連携を強化していきます。	継続
69	学童期の食に関する指導	食に関する項目を含んだ教科や特別活動など、様々な学習を通して学年に応じた食に関する指導を行います。さらに、学校給食を「生きた教材」として活用し、バランスのとれた食事の大切さや健康を考えた食事の選び方ができるようにします。 低学年からの段階的な指導により、食への関心を高め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけさせ、生涯にわたって健康的な生活を送るための自己管理能力を養います。 また、家庭用啓発冊子や各学校で発行している給食だよりなどを通して、家庭における食育の推進もはかります。	○家庭用啓発冊子「大切です！食生活」発行（初版平成15年4月）内容の見直しを行い、改訂版を平成22年度に発行し、市内市立小学校及び白浜養護学校の新入学児童の家庭に配布します。 発行予定部数：4,500部 ○年間指導計画に基づく食に関する指導の充実 各学校において食に関する指導の年間計画案を作成し、学年に応じた指導を実施します。 食に関する指導の年間計画案作成校：36校（全校） ○家庭との連携 各学校の特色を表した給食だよりの発行、及び保護者対象の試食会を開催することにより、家庭における食育の推進を促します。 給食だよりの発行、及び試食会の開催校：36校（全校） ○学校給食の充実 学校給食が「生きた教材」となるよう献立内容を充実するとともに、地場産物の活用や食物アレルギー児への対応をします。地場産物の活用については、農産物の使用品目及び使用量を拡大し、水産物についても使用していきます。 食物アレルギー児対応は、除去食を中心に引き続き全校で行っていきます。	継続

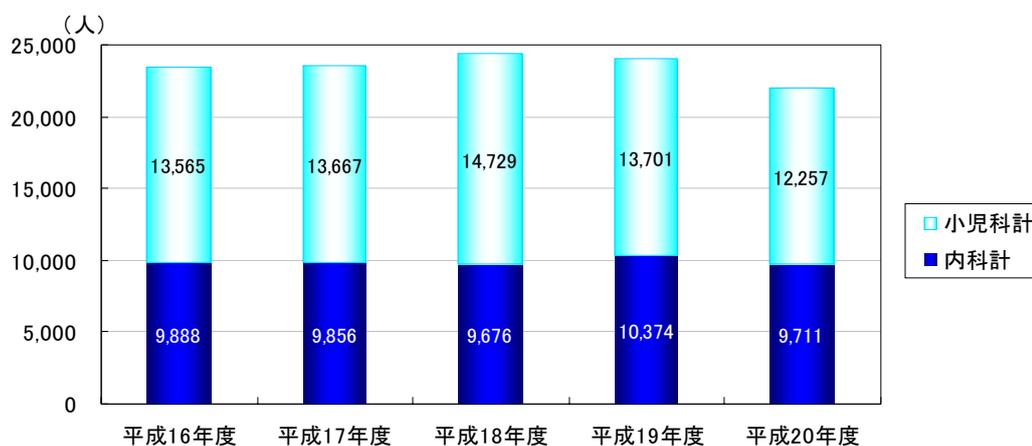
番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
69	学童期の食に関する指導（つづき）		<p>○きゅうしょくフェア 給食週間の期間に、児童の絵を中心に学校での食育の取り組みに関する展示を行っていきます。 また、学校給食メニューの試食や講演会を盛り込んだ「きゅうしょくフェア」を5年ごとに開催します。 学校給食に対する理解を深めたり、子どもたちが望ましい食生活習慣を身につけ、心身ともに健全に発達できるよう啓発活動を行います。</p>	継続

4 小児医療の充実

すべての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関、医師会などと連携し、小児医療や休日・夜間診療体制の充実をめざします。

また、保護者の経済的負担の軽減と子どもたちの保健福祉の向上を目的に、小児医療費助成事業の対象年齢の拡大を進めるとともに、育成医療や小児慢性特定疾患などに関する手続きを円滑に行い、子どもが必要とする適切な医療が受けられるよう取り組みます。

■ 休日・夜間救急診療所 患者数の推移 ■



※資料：保健医療福祉課

(1) 子どもにかかわる保健医療体制の推進

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
70	子どもにかかわる医療体制の推進	<p>休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間23時までの小児救急医療を実施します。</p> <p><南休日・夜間急病診療所> 休日昼間 9～17時 土曜休日夜間 18～23時</p> <p><北休日・夜間急病診療所> 休日昼間 9～17時 土曜休日夜間 18～23時 平日夜間 20～23時</p> <p>休日・夜間急病診療所で対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応します。</p>	<p>○小児医療体制を充実するため、休日・夜間急病診療所などで休日昼間及び夜間23時までの小児救急を実施します。</p> <p>○休日・夜間急病診療所で対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応します。</p> <p>○県で実施している小児救急電話相談(かながわ小児救急ダイヤル)の終了する22時以降については、藤沢版小児救急電話相談事業により充実をはかります。</p>	継続
71 (43)	小児医療費助成事業 【再掲】	<p>小学校6年生までを対象とした入院・通院の医療費助成と、中学校卒業までの児童生徒を対象とした入院医療費助成(保護者の所得が児童手当の特例給付の限度額内)を実施します。</p>	<p>○中学校卒業までの乳幼児・児童生徒を対象とした入院・通院の医療費助成の実施をめざします。</p>	継続
72 (46)	未熟児養育事業 【再掲】	<p>身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院にかかわる医療の給付を行います。</p>	<p>○母子保健法の定めに基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院にかかわる医療の給付を行います。</p>	追加
73	育成医療(経由事務)	<p>障がい児(身体に障がいのあるもの)の健全な育成をはかるために必要な医療費の給付を行います。</p>	<p>○障がい児(身体に障がいのあるもの)の健全な育成をはかるため、当該障がい児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の給付に関する手続きの経由事務を行います。</p>	追加
74	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	<p>小児慢性特定疾患治療研究事業の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。</p>	<p>○小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている児童に対し、便器、特殊マットなどの日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜をはかります。</p>	追加
75	小児慢性特定疾患医療給付事業(経由事務)	<p>慢性疾患により長期療養を必要とする児童などの医療の給付を行います。</p>	<p>○慢性疾患により長期療養を必要とする児童などの健全な育成をはかるため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。</p>	追加

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
76	療育医療給付事業 (経由事務)	結核で罹患した児童に対する支援を行います。	○結核で長期療養を必要とする児童に対する心身両面にわたる支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	追加

5 思春期保健対策の充実

思春期の子どもたちをめぐっては、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、今日のめまぐるしい社会環境変化に翻弄され、心身の不安定や生活習慣の乱れを来たすケースも見受けられます。

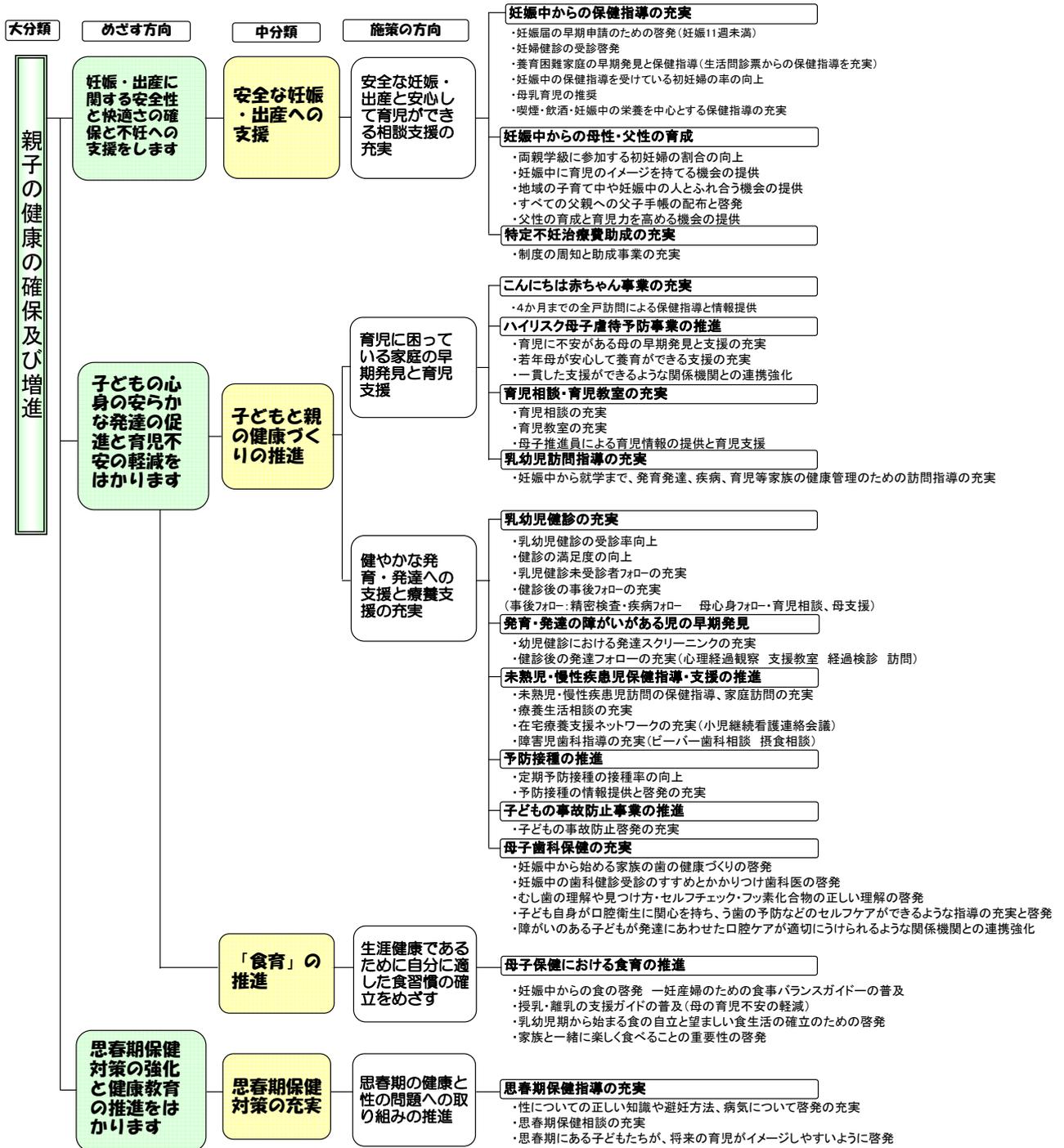
このため、性に関する正しい知識の普及や相談体制の充実をはじめ、その保護者も対象に加えた保健指導の充実をはかるとともに、赤ちゃんや小さな子どもとふれあう場の提供など、次代の親づくりの観点に立った効果的な事業に引き続き取り組んでいきます。

(1) 思春期の健康と性の問題への取り組みの推進

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
77	思春期保健指導の充実	思春期にある子どもたちが、自分自身を大切に、将来に向け、自らの身体を守り健康に生活できるよう支援します。	○思春期にある子どもや保護者が性についての正しい知識や避妊方法、病気の予防について理解ができるよう啓発の充実をはかります。 ○思春期の性や病気について、相談の充実をはかります。 ○思春期にある子ども達が、将来の育児のイメージがもてるよう啓発をします。	追加

■ 母子保健計画の施策体系 ■



※資料：こども健康課

第3章 豊かな心を育む教育環境の整備

【めざす方向】

- ◆若い世代からの子育て意識を醸成します
- ◆子どもの生きる力を育む教育を進めます
- ◆子どもが安心して楽しく学べる環境をつくります
- ◆家庭や地域の教育力の向上をめざします

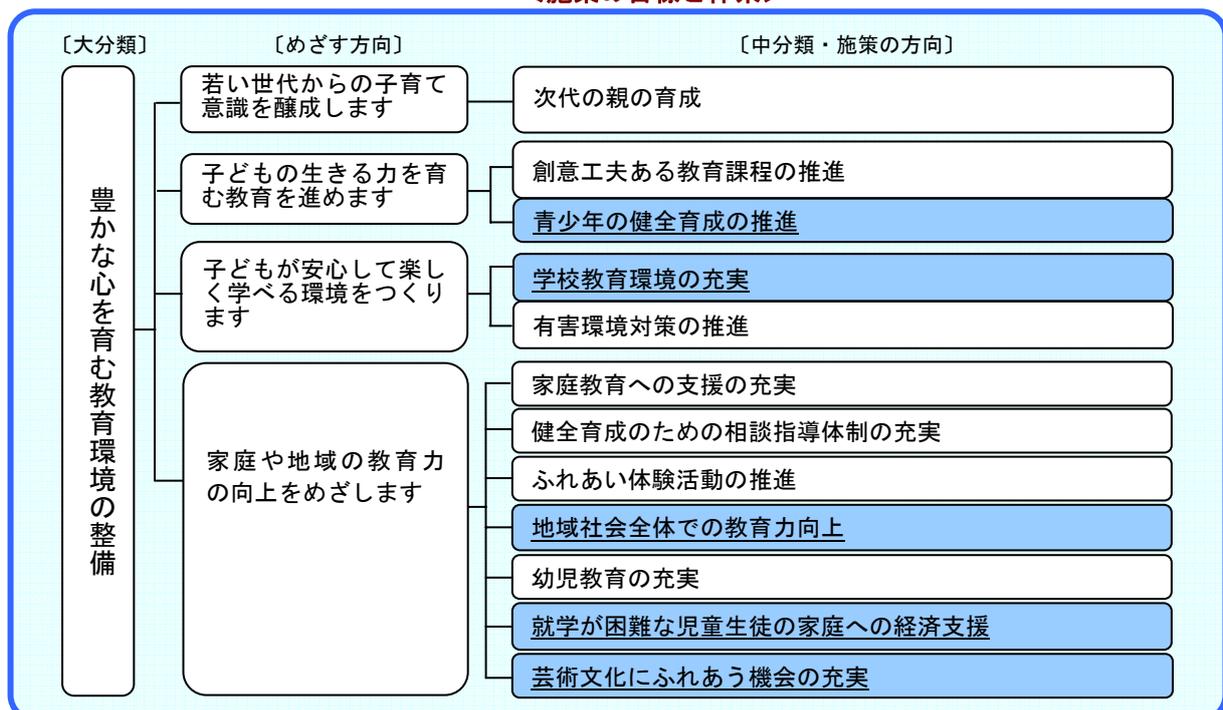
【現況と課題】

本市では、地域社会全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりをめざし、地域と各種教育機関の連携強化や藤沢ならではの豊かな自然環境を生かした教育などに取り組み、子どもの自立性や社会性を育む機会を充実してきました。また、学校教育においては「学校教育藤沢ビジョン」に基づき、「開かれた学校づくり」や「教育の質の向上」「積極的な情報提供」「学校施設の整備」など積極的な改革を進めてきました。

今後とも、子どもたちの発達段階に応じて、個性や「生きる力」を伸ばせるよう、特色ある学校教育の推進や安心安全な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育む交流機会や活動機会の提供に努めていく必要があります。

また、「次代の親」の育成の観点からは、中・高校生を対象に乳幼児との交流事業を進め、子どもたちが子育ての楽しさや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努めてきましたが、今後は広く若者に対象を広げながら様々な啓発機会、体験機会の提供に取り組む必要があります。同時に、子どもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り、ささえていくことが重要であることから、家庭や地域社会の子育て力の向上に一層取り組む必要があります。

<施策の目標と体系>



1 次代の親の育成

子どもたちが、次代の親としての自覚と正しい知識をもち、望ましい家庭を築いていくことができるよう、それぞれ発達段階に応じた啓発機会を充実していくことが重要です。

このため、子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、幼稚園や保育所での交流事業や学校教育など多くの機会をとらえた啓発事業の一層の推進に取り組みます。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
78	幼稚園や保育所の機能を活用した事業の推進	認可保育所において、異年齢児（小・中・高校生）と園児との交流を進めます。	○幼稚園や地域育児センター18園をはじめとする認可保育所において、異年齢児（小・中・高校生）と園児との交流を進めます。	継続
79	幼児理解（家庭科・総合的な学習の時間）	学校において、実践的・体験的な学習活動を通して、家庭の機能について理解を深め、生活をよりよくする能力と態度が育つよう支援します。	○各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進がはかれるよう支援します。	継続
80	フレンド&ファミリースポーツの推進	家族単位や異年齢で参加できるスポーツ事業を開催します。	○こどもスポーツ祭り、体力測定フェスタ、スポーツチャレンジフェスティバルなどのほか、各地域でも子どもを対象とした事業や世代を越えた様々な事業を開催します。	継続
81	親になる人たちへの保育体験など家庭教育支援の推進	若者やこれから親になる人たちに、保育体験・育児学習の場や乳幼児の育て方など、子どもとともに育つための家庭教育支援を進めます。	○青少年協会事業におけるリーダー研修会や保育園における保育体験、両親学級の開催、家庭科学習、妊婦のプレママ体験などこれから親になる人たちへの体験の場を関係各課と連携を取りながら、拡充していきます。	追加

2 創意工夫ある教育課程の推進

次代の担い手である子どもたちが地域の人や豊かな自然とふれあう体験活動やスポーツ活動などを通じて豊かな心を育み、生きる力を高めるため、創意工夫ある教育課程の編成や教職員研修機会の充実、学校部活動のための指導者育成に取り組みます。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
82	指導法の工夫改善と指導の充実	児童生徒の豊かな心を育み、生きて働く学力を身につけさせるために、各学校は創意工夫ある教育課程を編成し、指導と評価の一体化をはかります。	○各教科などにおける教育実践を実りあるものにするとともに、地域の人とのふれあいや交流、豊かな自然環境を生かした体験活動などを取り入れた教育活動が推進されるよう支援します。 ○学校を計画的に訪問し、授業研究及び研究会での指導助言を行います。	継続
83	教職員の研修・研究の充実	教職員が自己研鑽に励み、研修・研究に積極的に参加し、創意工夫ある教育課程の推進を行うよう研修・研究の充実をはかります。	○校内研究推進担当者会を実施します。 ○研究推進校による研究発表会を開催します。 ○小・中学校教育研究会を委託先とする研究委託事業を実施します。 ○教員を対象にした研修会・研究会を実施します。	継続
84	学校運動部活動指導者の養成	学校運動部活動指導者にふさわしい地域スポーツ指導者を養成します。	○子どもたちが自主的に多様なスポーツに親しめるよう、学校運動部活動指導者にふさわしい地域スポーツ指導者を養成し、その活用をはかります。	継続
85	ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」事業の充実	藤沢市立学校の教師を希望する方に対し、必要な知識や技能の習得に関する研修を実施し、藤沢の教育に必要な人材育成を独自にはかります。	○藤沢市立学校の教師をめざす方を対象に、授業づくりや、学級づくり、子どもの理解や指導に関する実践的な課題などを受講者自らが課題解決をはかることに重きを置いて、土曜日の午前中（月2回程度）研修を実施します。講師として、本市で教師として活躍された方、現役の教師、市教育委員会指導主事が指導にあたります。 ○夏季宿泊研修（藤沢市ハケ岳野外体験教室で実施）や受講者の希望があれば学習支援ボランティアの紹介なども行います。	追加
86	いじめ防止プログラムの推進	いじめを未然に防ぐため、中学校を中心にいじめ防止プログラムを実施します。	○学校におけるいじめを未然に防ぐとともに、もし、いじめがあった場合に一人で悩まずに仲間に相談できるような環境をつくるため、いじめ防止プログラムを実施し、スクール・バディ活動へとつなげていきます。	追加

3 青少年の健全育成の推進

子どもたちが地域の一員として心身ともに健康で、主体的に社会参加できるよう、行政や関係団体、地域が連携し、健全育成のための環境づくりに引き続き取り組むとともに、地域活動への子どもの意見反映や参加の機会を充実していきます。また、こども館事業を充実し、子どもたちの遊びと創造の場を提供していきます。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
87	青少年健全育成事業	行政・関係団体・地域において、青少年の健全育成などを目的とした各種事業を実施します。	○次世代育成支援行動計画の計画事業として位置づけ、青少年を対象として、社会参加を支援する事業、活動を支援する事業、様々な体験機会を提供する事業などを実施し、青少年の健全育成などに努めます。	継続
88	こども館事業の充実	子どもたちが様々な体験を通して創造力や豊かな人間性を育まれるよう、各種事業を実施します。	○遊びの装置、ビデオギャラリー、情報コンピューターなどを設置した展示ホールでの事業を実施します。 ○陶芸や工作、科学実験などワークショップでの事業を実施します。 ○プラネタリウムや夏休み体験教室など、星空や宇宙に関する事業を実施します。	継続

4 学校教育環境の充実

施設整備計画に基づき、年次的に学校施設の整備充実を進めるとともに、緊急時における安全確保のための対策を講じるなど、安全・安心の教育環境の確保の視点に立った必要な取り組みを行います。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
89	小・中学校整備事業	小・中学校の建物の維持管理など、各種整備工事を実施します。	○小・中学校建物の維持管理及び教育環境の整備をはかるため、環境に考慮した施設整備計画に基づき各種整備を実施します。	継続
90	設備の整備	児童生徒の日々の安全を確保し、緊急時にスムーズな対応がとれるよう、設備の整備をはかります。	○市立小・中特別支援学校に対して緊急時にスムーズに対応できるよう整備を進めます。 ○学校非常通報システムの整備を進めます。	継続

5 有害環境対策の推進

学校教育をはじめ多くの機会をとらえて、喫煙や飲酒、薬物乱用などを防止するための教育機会や啓発事業を推進します。

また、関係団体や地域住民などによる連携強化や関係業界の自主的な取り組みを促進し、性や暴力などに関する図書や情報など青少年に悪影響を与える有害環境の解消に取り組みます。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
91	喫煙・飲酒・薬物乱用防止 (保健体育科・総合的な学習の時間・特別活動)	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を支援します。	○学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育が、保健体育や道徳、特別活動の時間に計画的・継続的に行われるよう支援します。 ○他課と連携し、講演会や神奈川県教育委員会の非行防止ポスター・標語コンクールなどを通して、薬物乱用防止、喫煙・飲酒防止などの推進をはかるとともに、児童生徒の正しい判断力・実践力が育つよう支援します。	継続
92	社会環境浄化活動の推進	地域や学校・関係団体・関係機関と連携し、非行防止に向けた総合的な取り組みを充実させていきます。 社会環境の変化にあわせ、増加傾向にある薬物乱用の防止などについて、啓発を強化していきます。 また、「有害図書等区分陳列」にかかわる事務の一部権限移譲を受け、書店などにおける立ち入り調査などの業務を行っています。	○一般市民や店舗に対し、神奈川県青少年保護育成条例の趣旨の理解とその徹底をはかります。 ○講演会や街頭キャンペーンなどを通して、薬物乱用防止、喫煙・飲酒防止などの推進をはかるとともに、たばこや酒類の自動販売機への成人識別装置の導入や、書店・コンビニなどへの有害図書類の区分陳列の徹底を推進していきます。 ○ゲームセンター・カラオケボックス・インターネット喫茶などに対しても入店時間の制限や、酒・タバコの持ち込み禁止など青少年の健全育成への一層の協力を要請していきます。	継続
93	安全指導の充実	学校への不審者侵入や子どもの連れ去り事件などへの対応として、学校安全管理マニュアルを各学校で作成し、不審者侵入を想定した避難訓練、防犯教室、安全指導の徹底をはかります。	○防犯ブザーの配付、安全指導の充実に引き続き努めます。	継続

6 家庭教育への支援の充実

核家族化の進展などを背景に、子育ての場である家庭の養育力（子育て力）の低下が言われていることから、家庭に求められる子育て力の向上を支援するとともに、親子が地域と接する機会を一層提供できるよう、学校教育や地域の各種公民館事業などを通じて、家庭教育や地域交流機会の充実をめざします。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
94	家庭科学習 (家庭科)	学校の家庭科の学習において、実践的・体験的な学習活動を通して、家庭の機能について理解を深め、生活をよりよくする能力と態度が育つよう支援します。	○各学校において、家庭の機能に関する授業が実践されるよう研修などの支援を行います。	継続
95	保育者セミナー	各地域の公民館で活動している保育ボランティアの研修会を進めます。	○各公民館で活動している保育ボランティアの存在は、地域での子育て支援の要として重要であり、これら保育ボランティアを対象とした研修会の内容をさらに充実させていただきます。	継続
96	公民館事業 の充実	各地域の公民館において、家庭教育に関する事業を実施します。	○伝承文化や自然環境に関して子どもたちに地域の大人が教え伝える事業を開催します。 ○異学年・異年齢間交流をはかる子ども事業を開催します。 ○就学前の児童をもつ親を対象にした、保育室を併設した家庭教育学級の開催や保育室の開放などを実施します。	継続

7 ふれあい体験活動の推進

子どもたちの豊かな感性や思いやりの心を醸成していくため、自然とのふれあい、あるいは異年齢児や障がい児、地域の文化や人々とのふれあいなど、多くの機会をとらえ体験活動の充実に取り組みます。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
97	学校間教育 連携の推進	幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の相互のふれあいや教育連携を推進し、人と人との関係性を育みます。	○各学校の独自性や特色を生かしつつ、教育連携のあり方やその具体的な方策について、推進校の実践などの紹介や情報交換を行い、実践が推進されるよう支援を行います。（幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）	継続

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
97	学校間教育連携の推進（つづき）		○教育連携担当者会（年1回、55名）を実施します。 ○学校間教育連携活動報告書により実践の成果と課題の集約を行います。	継続
98	ふれあい体験活動の推進	各学校における各種行事、ハケ岳野外体験教室の活用、総合的な学習の時間、国際教育などを通して、ふれあい体験活動の推進をはかります。	○各種行事や事業について諸条件を整備し、活動内容の充実をはかります。 ○ハケ岳体験教室における自然体験を中心とした活動を実施します。 ○国際理解協力員を市内小学校に派遣し、異文化交流をはかります。 ○地域の人材を活用することにより地域の文化や人々とのふれあいをはかります。	継続
99	参加しやすい環境づくりと事業の実施	子どもたちがすべての人たちとともに楽しめるような環境づくりをめざします。	○子どもたちが障がい者や高齢者とともに楽しめるような環境づくりと、参加しやすい事業プログラムを企画実施します。	継続

8 健全育成のための相談指導体制の充実

子どもたちが抱える心身上的の悩みや学校生活にかかわる悩みを気軽に相談でき、問題を早期に発見し迅速かつ的確に対応できるよう、スクールカウンセラー⁴の配置を行うなど、相談体制の充実に取り組んできました。

今後ともスクールカウンセラーの全校配置や学校教育相談センターなど、相談指導体制を充実し、不登校児の復帰支援を含め、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を進めます。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもが、地域の中で適切な教育を受けることができるよう、特別支援教育協議会を中心に、特別支援教育の充実に取り組みます。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
100	児童生徒指導の充実	スクールカウンセラーを全小・中学校に配置し、児童生徒がもつ学習活動や学校生活上の様々な悩みや問題の解決に向け、本人とその担任・保護者を支援します。	○相談事業の円滑な運営を行い、悩みを抱える児童生徒とその保護者へ積極的にアプローチをし、解決していく力の支援の充実をはかります。 ○スクールカウンセラー（県）と藤沢市スクールカウンセラー及び児童生徒指導担当や教育相談コーディネーターとの連携を深めます。	継続

⁴ スクールカウンセラー：学校で児童・生徒や保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家。

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
100	児童生徒指導の充実 (つづき)		○不登校の未然防止や支援に組織的に取り組むため、小中連携など幅広い支援の構築をはかります。	継続
101	学校教育相談センターの充実	センターにおいては電話・来所相談で、また各学校にはスクールカウンセラーを配置して、悩みや問題を抱える児童生徒とその保護者・担任に対する相談支援を行います。 また、就学相談、相談支援教室の活動を充実させるとともに、相互の機能連携を強化し、相談対応を一元化します。	○スクールカウンセラーとセンターあるいは就学相談員の間で、必要な情報の共有化をはかるなど連携を強化します。 ○相談支援教室とスクールカウンセラーが連携して円滑な学校復帰を支援します。また、小学生の入室について検討します。 ○就学先の選択から入学後の支援まで、幼児の状況を観察しながらきめ細かい相談支援を行います。 ○教育上特別な支援を必要とする児童生徒の就学に伴う施設修繕を行います。 ○センターにおいて、平日及び土曜日の午前中に電話による相談を受け付けます。	継続
102	特別支援教育の充実	教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに応じることのできる教育環境を整えます。	○特別支援教育協議会において、藤沢市の特別支援教育に関する課題の把握と課題解決の方向性などについて協議します。 ○小・中学校で教員研修などにおける講師招へいの支援や、特別支援教育スーパーバイザー ⁵ の派遣などにより、教員の専門性向上をはかります。 ○特別支援学級及び白浜養護学校在籍児童のための体育館開放を行います。	継続

⁵ 特別支援教育スーパーバイザー：特別支援教育士の資格をもつ特別支援教育のアセスメントや指導に関する専門家。

9 地域社会全体での教育力向上

子どもたちの健やかな成長を支援していくため、学校・家庭・地域による相互連携をさらに強化していくことが求められています。公民館事業を通じた伝承活動や地域での異年齢間交流などの機会を充実するほか、市内19中学校区を基本に組織された学校・家庭・地域の三者連携組織の運営などを通じ、地域社会全体としての教育力の向上をめざします。

また、子どもたちの健全育成に取り組む団体や、スポーツを通じた育成活動への支援を引き続き行います。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
103 (96)	公民館事業 の充実 【再掲】	各地域の公民館において、家庭教育に関する事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○伝承文化や自然環境に関して子どもたちに地域の大人が教え伝える事業を開催します。 ○異学年・異年齢間交流をはかる子ども事業を開催します。 ○就学前の児童をもつ親を対象にした、保育室を併設した家庭教育学級の開催や保育室の開放などを実施します。 	継続
104	開かれた学校づくり	児童生徒の実態や地域の特色をふまえた学校教育目標を定め、その実現に向けて家庭や地域と双方向的な協力・信頼関係を築きます。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態や地域の特色をふまえた学校教育目標の実現に向けて、家庭や地域と双方向的な協力・信頼関係を築くことができるよう支援します。 ○学校支援ボランティアの活用推進をはかります。 ○児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見をふまえた学校評価の充実をはかります。 	継続
105	学校・家庭・地域連携推進事業	子どもたちの健やかな成長を支援するため、市内19中学校区を基本に組織された学校・家庭・地域、三者の連携による15の地域協力者会議を（4地域は2中学校区合同）開催し、各地区の課題の解決に向けた連携事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○三者の要望や地域社会の要請に応えているかを再検証する「会長会」や「各地域協力者会議」の充実に向けた支援を行い、三者の相互理解を促進し、情報交換の活発化をはかります。 ○三者が互いに補完しながら地域社会全体での教育力の向上をめざすための全市的な研修会の実施、県教委などの研修会参加への案内など、各種関連情報の提供、また、地域内社会教育施設と連携し、施設、マンパワーの支援を行います。 ○保護者を取り込んだ事業の実施を通して、家庭教育へのかかわりを促進します。 ○地域協力者会議がコーディネートの中心的な役割を担い、地域や学校教育機関と調整し、PTAなどをはじめとした社会教育団体で地域や学校の要望に応える支援を行います。 	継続

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
106	地域で学校を支える「おやじの会」の創設	多くの大人たちが地域社会全体で子どもを育むために、父親の教育参加を展開している「おやじの会」の設置数増加に向けた取り組みを行います。	○家庭教育の機能低下への対応 父親の家庭教育へのかかわりについて理解促進をはかるため、広く市民を対象に「学習会」などを実施することや、父親が子どもにかかわっていく活動場所としての団体組織の拡充を支援します。 ○学校教育と社会教育との融合 社会全体で子どもを育むために、父親を中心として活動している、通称「おやじの会」に対して、その知識と経験を子どもにかかわる地域活動や学校教育に活かす場の提供など、活動充実にに向けた支援を行います。	継続
107	地域青少年健全育成活動への助成・支援	地域住民の主体的活動として、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む青少年育成協力会への助成及び支援の充実とともに、子ども会など青少年団体への育成・援助の充実をはかります。	○青少年関係団体への支援をするとともに、地域や関係団体との連携により、青少年健全育成活動の一層の充実をはかります。	継続
108	団体組織の充実	藤沢市スポーツ少年団活動の充実と組織の拡充をはかります。	○藤沢市スポーツ少年団活動の充実と組織の拡充に向け、効果的な支援策について研究を進めます。	継続
109	モデルクラブの設置	文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つの、総合型地域スポーツクラブの設置に向け、モデルクラブを設けて研究を進めます。	○老若男女を問わず、“いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも”スポーツに親しむことができ、地域の活性化・住民の健康増進などを目的とした、総合型地域スポーツクラブを設置します。なお、現在、神奈川県から善行・大越地区がモデル地区として指定されていますが、今後、モデル地域を増やし、スポーツチャンバラやスポーツ吹き矢などニュースポーツを普及・発展させ、生涯スポーツの実現に取り組みます。	継続
110	学校支援コーディネーター制度の推進	学校と地域を結ぶ役割を果たす「学校支援コーディネーター制度」を導入し、教師の負担軽減することにより、子ども達の教育環境の向上をはかります。	○現在、学校では、おはようボランティア、学生ボランティア、書道ボランティアや図書室支援、学習支援、環境支援など、様々なボランティアの協力をいただいています。学校支援コーディネーターは、各学校において、これらボランティアと学校側との調整をはかり、より効果的な支援を推進していく役割を果たすものとして、制度の拡充を推進します。	追加

10 幼児教育の充実

本市の場合、3歳以上の就学前児童の約67%が幼稚園などに通園しており、就学前の子どもをもつ保護者の幼児教育に対する関心は高く、アンケート調査結果にも現われています。

このため、それぞれ特色ある幼児教育が行われるよう、保護者の親としての自覚を高めるための交流機会の充実とともに、幼稚園の主体的な取り組みや関係団体活動への支援を進め、幼児教育の充実をめざします。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
111	幼児をもつ家庭の父親・母親の交流	就学前の子どもをもつ父親・母親を対象に、親としての自覚を高めていくことができるよう、交流を進めます。	○就学前の子どもをもつ父親・母親を対象に、子どものしつけや適切な食習慣・生活習慣の形成などに向け、親同士の交流の中で子育ての知恵や技術を相互に学びあい、親としての自覚を高めていくことができるよう交流を進めます。	継続
112	幼児教育振興助成費	幼稚園などにおける園具及び教材教具等購入費、健康管理費及び園舎耐震補強工事費に補助金を交付して、教育環境の向上を進めます。	○今後も継続して補助金を交付することにより、園具及び教材購入、健康管理及び園舎耐震補強工事などの事業を行い、教育環境の向上を進めていきます。	継続
113	幼稚園協会等補助金	藤沢市私立幼稚園協会及び藤沢市幼児教育協議会に対し、運営活動にかかわる費用などを補助することにより、幼児教育の充実をはかります。	○藤沢市私立幼稚園協会及び藤沢市幼児教育協議会に対し、教職員の資質向上、教育内容の充実及び私立幼稚園協会などの活動支援に関し、教職員の研修、研究費及び私立幼稚園協会などの運営活動にかかわる費用を補助し、幼児教育の充実をはかります。	追加
114	幼稚園等運営資金貸付金	藤沢市私立幼稚園協会及び藤沢市幼児教育協議会に対し、各会加盟の幼稚園・幼児教育施設の運営資金の貸し付けを行います。	○藤沢市私立幼稚園協会及び藤沢市幼児教育協議会に対し、私立幼稚園などの運営の健全性の保持と幼児教育環境の向上を期するため、各会加盟の幼稚園・幼児教育施設の運営資金の貸し付けを行います。	追加

11 就学が困難な児童生徒の家庭への経済支援

子どもには等しく教育を受ける権利があります。

経済的理由などから就学困難な状況にある子どもや市立小・中学校の特別支援学級に在籍する子どもたちが、安心して必要な教育を受けられるよう、保護者に対し教育にかかわる費用負担の軽減をはかる諸制度に関する周知や相談の充実に努め、利用を促進します。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
115	就学援助費事業 (要保護準要保護児童・生徒援助事業)	藤沢市立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由から就学困難な児童生徒の保護者に対し、教育にかかわる費用の負担軽減のため、国の要綱に基づき学用品費などの援助を行います。	○引き続き、藤沢市立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由から就学困難な児童生徒の保護者に対し、教育にかかわる費用の負担軽減のため、国の要綱に基づき、学用品費、給食費、社会見学費、林間臨海学校費、修学旅行費、医療費及びめがね購入費などの援助を行います。	追加
116	特別支援教育就学奨励費事業	藤沢市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育にかかわる費用の負担軽減のため、国の要綱に基づき、学用品費などの補助を行います。	○引き続き、藤沢市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育にかかわる費用の負担を軽減するため、国の要綱などに基づき、学用品費、給食費、社会見学費、林間臨海学校費、修学旅行費・通学費などの補助を行います。	追加

12 芸術文化にふれあう機会の充実

幼い頃から様々な芸術文化にふれあう機会をもつことは、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むうえで重要であり、また、本市の伝統文化の継承と新たな文化発信の担い手づくりにもつながることが期待されます。

このため、ワンコインコンサートをはじめ、身近で手軽に芸術文化に親しめる機会を提供していくとともに、学校教育と連携し間近で芸術文化を楽しむことができる機会を充実します。

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
117	音楽・演劇鑑賞事業	親子がともに音楽・演劇を鑑賞する機会の充実をはかります。	○ワンコインコンサートやゴールデンウィークなど、親子のふれあいをテーマとした音楽・演劇鑑賞事業を開催します。	継続
118	アウトリーチ(音楽の学校訪問)事業	学校訪問による舞台芸術にふれる機会の充実をはかります。	○学校訪問により歌唱指導や吹奏楽指導を行うとともに、フルートや琴などの鑑賞事業を実施します。	継続

第4章 子育てしやすい生活環境の整備

【めざす方向】

- ◆子育てにやさしい環境づくりを進めます
- ◆子どもが安全で暮らしやすいまちをめざします

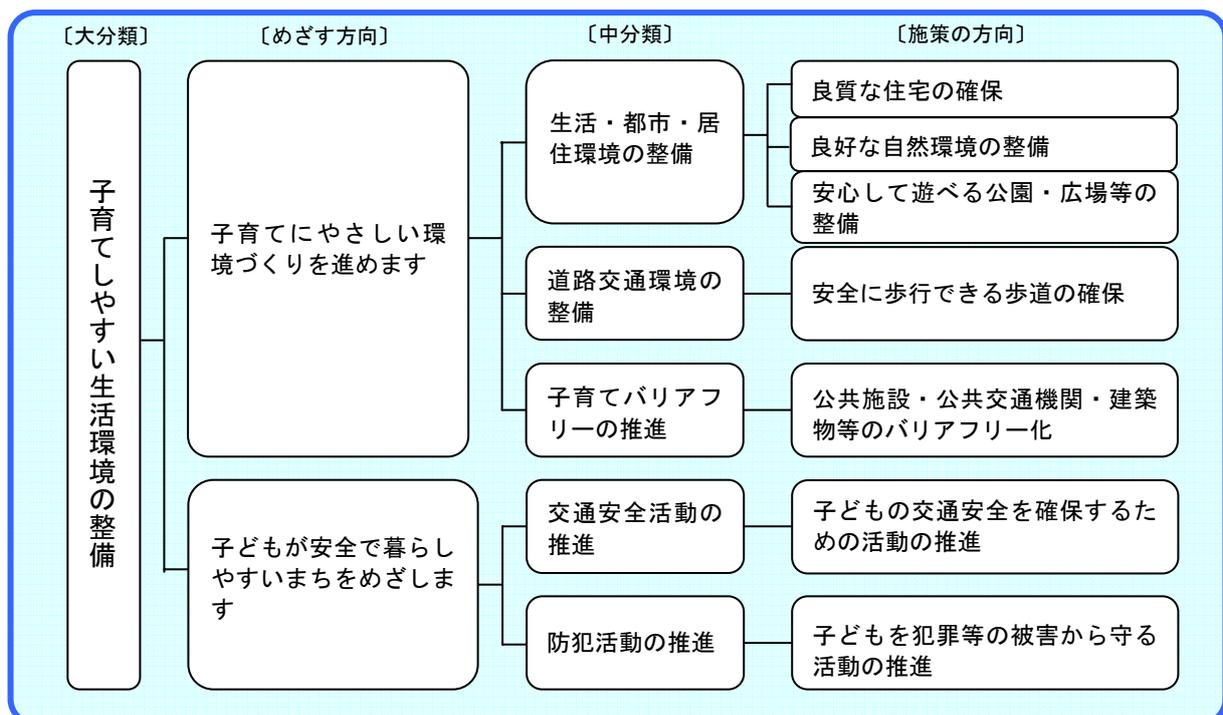
【現況と課題】

子どもや子育て家庭が地域の中で安心して暮らすためには、安全安心な生活環境が確保されていることが必要です。今回、子育て家庭を対象に実施したアンケート調査の結果では、「子育てで特に困ること」として、安全な道路環境の確保をはじめ、ベビーカーでの移動がしやすいバリアフリー化、安心できる子どもの遊び場の確保などの事項が挙げられ、これらの改善要望の高さが示されています。

生活環境整備については、これまで年次的に事業を進めてきたところですが、こうした市民の要望をふまえながら、子どもの視点、子育て家庭の視点に立って、引き続き、計画的な事業推進に取り組むことが求められています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくすためには、関係機関や地域住民との連携をさらに密にし、子どもの安全を地域全体で見守る仕組みに一層取り組むことが望まれます。

<施策の目標と体系>



1 生活・都市・居住環境の整備

安心して子どもを産み育てられる環境づくりにおいて、子育てしやすい良好な住宅の確保や子どもたちが安心して遊べる場の確保に対しては、市民の要望が高く、これからの重要な取り組み課題と位置づけられるものです。

このため、引き続き、住宅に困窮する人が良好な住宅環境のもとで安心して子育てできるよう、市営住宅への優先的な入居に配慮するとともに、地域と連携しながら良好な自然環境の保全や子どもが安心して遊べる安全な公園・広場の計画的な整備をめざします。

■ 都市公園の現況と目標 ■

名称		現在値(平成21年)		目標値(平成32年)		増面積
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
住区基幹公園	街区公園	248	41.25	283	53.02	11.77
	近隣公園	22	24.75	38	51.30	26.55
	地区公園	2	19.55	9	38.70	19.15
都市基幹公園	総合公園	3	48.65	2	44.50	-4.15
	運動公園	2	13.42	2	19.10	5.68
特殊公園	風致公園	1	2.87	1	9.50	6.63
	墓園	1	36.87	1	37.80	0.93
大規模公園	広域公園	2	19.06	1	90.50	71.44
緑地等	都市林	1	2.68	6	3.20	0.52
	都市緑地	6	2.37	16	214.70	203.98
	緑道	2	8.35	—	—	上記に含む
	緩衝緑地	1	0.19	1	0.20	0.01
計		291	220.01	360	562.52	342.51

※平成21年供用開始公園を含む。目標値の総合公園は、辻堂海浜公園を広域公園に含めたため1か所減少。

この種別の変更により、総合公園としては面積がマイナスとなります。

※資料：公園みどり課

(1) 良質な住宅の確保

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
119	市営住宅	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	○今後も継続して市営住宅入居時に優遇を行うことや適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を構築します。	継続

(2) 良好な自然環境の整備

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
120	緑地保全地区等の拡大	緑地保全地区などの指定拡大や「みどり基金」による緑地の取得をはかります。	○平成21年7月に改正された「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑の保全、創出及び普及のための施策を推進し、引き続き緑地保全をはかります。 ○「緑の基本計画」に基づき「緑の実施計画」の策定を進め、それに基づく緑地取得を進めます。	継続
121	緑化推進運動	緑化のための普及啓発活動を推進します。	○緑いっぱい運動などの緑化のための普及啓発活動を推進します。	継続

(3) 安心して遊べる公園・広場等の整備

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
122	公園・広場等の拡大	新たな公園の整備など、公園・広場などの拡大に向けて取り組みます。	○新たな公園の整備を進めるとともに、緑の広場を活用するなどしてオープンスペースの充実をはかります。	継続
123	安全な遊び場をめざした地域との連携	公園・広場などの管理・利用にあたっては、公園愛護会や地域の団体などと十分な連携をはかり、安全で安心して利用できるように努めます。	○公園愛護会の設立促進を勧奨していくとともに、公園美化ボランティアの養成を進め、地域による公園の自主管理組織をさらに充実させていきます。	継続
124	自然を生かしたスポーツ・レクリエーション広場の設置	子どもたちが伸び伸びとスポーツを楽しめるよう、自然を生かしたスポーツ・レクリエーション広場の設置をめざします。	○地元との協議のもと、葛原スポーツ広場への散策路の設置を計画します。 ○当初計画の野球場増設の早期完成に向けて地元との調整を継続していきます。	継続

2 道路交通環境の整備

これまで「バリアフリー化」の視点から、生活環境の整備に鋭意取り組んできたところですが、今回実施したアンケート調査結果では、子育てで困っていることの上位に、「子どもが安全に通れる道路が少ないこと」や「ベビーカーでの移動が不自由」が挙げられています。

こうした結果をふまえ、子どもやベビーカー利用などの親子をはじめ、市民のだれもが安心して通行できるよう、特に駅や公共施設へのアクセス道路を中心に、安全な道路環境づくりに継続して取り組みます。

■ 歩行者空間ネットワーク整備事業 ■

	平成16年まで	17年	18年	19年	20年	21年予定
路線数	18	1	3	1	4	2
歩道延長(m)	4,473.0	221.0	363.0	36.0	445.0	420.0

※平成16年までには、コミュニティゾーン内歩道等整備を含む

資料：道路整備課

(1) 安全に歩行できる歩道の確保

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
125	歩行空間等整備事業	誰もが安全で安心して歩ける環境をつくるため、駅や公共施設へ連絡する道路を中心に歩道の整備を進めます。高齢者や障がい者にとっても歩きやすく、段差などの少ないバリアフリーの道づくりをめざします。 また、交通事故防止のため、道路管理者である市と交通管理者である警察と一体となって道路の見直しを進めます。交差点の改良や信号・横断歩道などの見直しや設置検討など、安心して歩けるみちづくりをめざします。	○整備中の路線の事業進捗をはかるとともに、誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備を進めます。 ○交通事故の防止に向けた安全対策として、道路管理者である市と交通管理者である警察が一体となって、道路区画線表示、道路反射鏡・車止めの設置なども並行して進め、安心して歩ける道づくりに努めます。	統合
126	藤沢市道路特定事業計画の推進	乗降客の多い駅周辺の道路を選定し、バリアフリー化をめざします。	○平成23年度以降は乗降客の多い駅周辺の道路を選定しバリアフリー化をめざします。	継続

3 子育てバリアフリーの推進

子どもや妊産婦、子ども連れの人などが気軽に外出できるよう、地域の状況に配慮しながら道路や施設のバリアフリー化をさらに進めてきました。

今後とも「藤沢市公共建築ユニバーサルデザイン」のマニュアルに基づき、公共施設や公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン⁶化をめざします。

(1) 公共施設・公共交通機関・建築物等のバリアフリー化

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
127	公共施設のバリアフリー化	すべての人にとって使いやすい環境づくりを目的とするユニバーサルデザインの視点に立ち、新しい整備基準を盛り込んだ「藤沢市公共建築ユニバーサルデザイン」を念頭に整備を進めます。	○公共施設の整備については、関連法令を遵守した上で「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用し、よりきめ細やかな対応のユニバーサルデザインをめざします。	継続

4 交通安全活動の推進

子どもたちを痛ましい事故から守るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動の推進、交通安全施設の整備に引き続き取り組みます。

■ 交通安全教育の実施状況（平成20年度） ■

対象	内容・回数等		参加者等
幼 児	交通安全教育	保育園 24 回	3,233 名
		幼稚園 24 回	5,334 名
幼児施設の先生	幼児の交通安全教育担当者研修会		37 名
小学生	新入学児童への交通安全物品等の配布	冊子「交通安全家庭読本」	4,300 部
		ランドセルカバー	4,300 枚
	交通安全教育	各学校 47 回	7,773 名
中学生	交通安全教育	各学校 11 回	2,295 名
高校生	交通安全映画フィルムの貸し出し	60 回	1,500 名

※資料：交通安全課

⁶ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人の利用しやすさに配慮した環境づくりや製品づくりなどをめざす考え方。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
128	交通安全運動	交通安全関係の機関・団体とともに年間の活動計画に基づき地域・職場・学校などで交通安全運動を推進し、子どもの安全を守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○四季（春・夏・秋・年末）の交通安全運動を実施します。 ○交通安全ひとこえ運動を実施します。 ○自転車マナーアップ運動を実施します。 自転車が多く通行する場所で街頭指導・啓発活動 （原則毎月8日・22日） ○交通安全日（原則毎月1日・15日）の早朝街頭指導を実施します。 市内各所での街頭指導及び啓発、パトロール ○通園・通学時の交通危険箇所での街頭指導を実施します。 （4月・9月） 	継続
129	交通安全教育・指導	子どもたちに交通ルールなどの知識を身につけてもらうために交通安全教室を行います。	○子どもたちに交通ルールとマナーや危険予知・危険回避などの知識を身につけてもらうために実践指導（正しい歩行の仕方・自転車の乗り方など）やビデオにより交通安全教室を行います。	継続
130	チャイルド（ベビー）シート着用の啓発	チャイルド（ベビー）シートの必要性、正しいチャイルドシートの選び方・取り付け方などの情報提供を行うとともに、四季の交通安全運動にあわせて街頭キャンペーンや、自治会を通してチラシの回覧をするなど、子どもの安全を徹底するよう啓発します。	○四季（春・夏・秋・年末）の交通安全運動の中で広報紙や各自治会の組回覧及び街頭キャンペーンなどにより「チャイルド（ベビー）シート着用」について啓発します。	継続
131	通学路の指定	児童生徒の登下校中の安全確保のため、通学路を指定します。	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、学校からの通学路変更届の受付をし、通学路についての意見・要望を受け、市民センター・学校などへの引き継ぎを行っていきます。 ○引き続き、通学路上及び通学路に面した箇所の宅地など開発業者に対し、児童生徒への安全確保の依頼を行っていきます。 	継続

5 防犯活動の推進

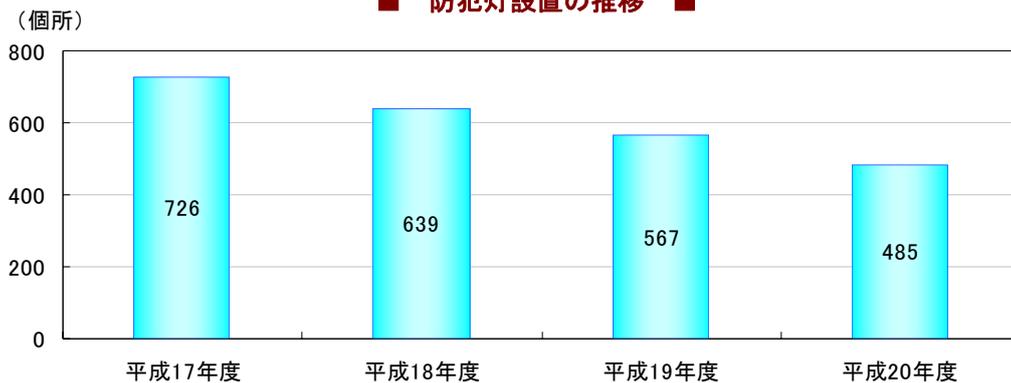
子どもが犯罪に巻き込まれることがないように、今後とも防犯意識の高揚や防犯灯などの整備を進めるとともに、防犯協会をはじめ、市民によるパトロール活動などの自主的な防犯活動を育成支援しながら、関係機関との密接な連携のもとに地域全体での防犯体制の強化を推進します。

■ 防犯ブザー貸出状況（平成20年3月末現在） ■

対象等	貸出数
キャンペーン	742
市民センター・公民館・安心みまもりステーション	1,348
合計	2,090

※資料：市民自治推進課

■ 防犯灯設置の推移 ■



※資料：市民自治推進課

(1) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
132	防犯ブザーの貸出し、配布	夜間一人で帰宅する市民を犯罪から守るために、市民センター・公民館や市民自治推進課及び年に1回駅頭での防犯ブザーの貸出しを実施します。	○夜間一人で帰宅する市民を犯罪から守るために、市民センター・公民館や市民自治推進課及び年に2回3駅頭、安心みまもりステーションでの防犯ブザーの貸出しを実施します。	継続
133	パトロール活動への積極的な支援	防犯ボランティアを募集し防犯パトロールの強化・充実をはかるとともに、地区ごとに設立された防犯ボランティア団体にパトロール用の防犯用品を配布します。	○各地区ごとに作成した地区防犯計画に基づき、各地区の特色にあった防犯パトロール活動を実施し、パトロール用の防犯用品の配布をします。	継続

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
134	犯罪防止の環境づくり	自治会・町内会から要望のあった防犯灯を設置していきます。また、防犯カメラの設置に対しても補助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間の通行の安全確保と地域の犯罪防止のために、自治会・町内会から要望のあった防犯灯の設置に対して「全灯設置」に努めます。また、自治会・町内会の公共空間に防犯カメラを設置する場合、その費用に対して補助します。 ○自治会・町内会で設置する安全・安心ステーションの設置及び運営支援、コンビニエンスストアと連携し、安心みまもりステーションを実施します。 	継続
135	こども110番の実施	子どもたちの緊急避難場所として、「こども110番」の掲示を依頼していきます。	○子どもたちが犯罪や不審者などから逃れる緊急避難場所として、昼間在宅されているお宅やお店に「こども110番」の掲示を依頼し、事業の推進をはかります。	継続
136	関係機関との連携強化	藤沢警察署・藤沢北警察署と連携して、市民への身近な犯罪情報の提供を進めるとともに、防犯パトロール活動の強化・充実をはかります。また、近隣市町村と連携して、犯罪防止対策の推進に努めます。	○藤沢警察署・藤沢北警察署と連携して、市民への身近な犯罪情報の提供を進めるとともに、防犯パトロール活動の強化・充実をはかります。また、近隣市町村と連携して、犯罪防止対策の推進に努めます。	継続
137	非行防止活動の推進	街頭指導活動を通して、非行や不良行為などの青少年の問題行動の早期発見・指導に努めるとともに、青少年が犯罪などに巻き込まれないよう非行防止活動を充実していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や学校・関係団体・関係機関と連携し、非行防止に向けた総合的な取り組みを充実させていきます。 ○地域や関係団体との連携・協力により、夜間のパトロールなど、街頭指導の充実をはかります。 	継続

第5章 仕事と家庭との両立の推進

【めざす方向】

◆男女がともに子育てと仕事を両立できる環境をつくります

【現況と課題】

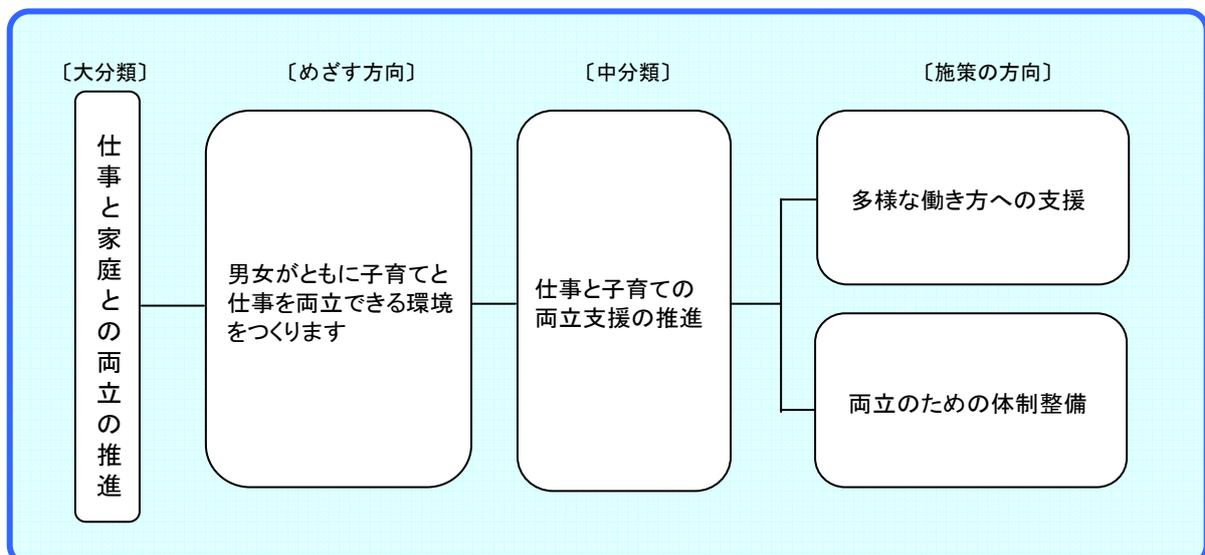
家庭は、子育ての基本単位であり、第一義的な責任を担うものですが、多くの場合、母親に多くの子育ての負担が偏り、育児不安や育児ストレスにつながっているのが現実です。こうした状況は、共働き世帯が増加している今日、より深刻化していくことが予想されます。

アンケート調査結果をもとに子育てへの父親のかかわり方についても、不足感を感じている世帯の割合で見ると、就学前児童のいる家庭の37%、就学児童のいる家庭の34%と全体の3割を超える状況です。

また、子育てを個々の家庭の問題とせず、社会全体で支えていくことが必要であり、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に根付かせ、父親も子育てに参加しやすい環境づくりを進めることが求められています。事業所へのこうした考えの浸透は不十分な状況です。育児休業の取得状況を見ても、就学前児童を対象にしたアンケート調査結果では「母親が利用した」と回答したのが15.8%、「父親が利用した」「両方が利用した」と回答したのがそれぞれ0.6%、0.2%にとどまっていることは、父親自身の意識の問題も指摘される場所ですが、同時に事業所での子育て支援への取り組みが未だ進んでいない証しとも言えます。

こうしたことから、「ふじさわ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同の重要性について意識啓発を進めるとともに、国・県とも連携し「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に立って事業所の取り組みをより一層促進し、また、ライフスタイルの多様化に対応した様々な保育サービスの充実とも連動しながら、男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

<施策の目標と体系>



1 仕事と子育ての両立支援の推進

父親や母親が仕事との両立をはかりながら安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスを充実する一方で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させていくことが重要です。

このため、母親だけでなく父親も含めた育児・介護休業の取得促進や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国・県や関係団体などと連携しながら広く啓発活動を進めるとともに、事業所の主体的、積極的な子育て支援環境づくりを促進します。

また、地域経済団体や労働団体、市民団体などと連携し、子育て支援に関する先駆的な取り組み事例の顕彰・紹介などによる雇用環境の充実をはかります。

（1）多様な働き方への支援

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
138	新しい仕事づくりの情報提供	男女共同参画週間におけるパネル展の開催、情報紙「かがやけ地球」の発行、ホームページなどを活用し、就労に際する男女共同参画の視点に基づき情報提供を行います。	○男女共同参画社会の実現のため「ふじさわ男女共同参画プラン2010」に基づき、男女共同参画週間におけるパネル展の開催及び市民公募の編集委員が企画、取材、編集した情報紙「かがやけ地球」を発行し、就労支援について、各種事業情報の提供を行います。	継続
139	就労支援体制の充実	就労支援事業を実施し、就職支援体制の充実をはかります。また、職域拡大のため、多様な職種情報の収集と提供を行います。	○藤沢しごと相談システムの運営（就職支援・無料職業紹介・求人開拓事業）市内在住、在勤の方を対象として、就職支援セミナー、就職支援個別カウンセリングを実施します。女性を対象としたセミナー、女性カウンセラーの配置による支援の充実をはかります。 ○就労を希望する求職者に市内の事業所を対象とする求人開拓で取得した求人情報をもとに、無料で職業紹介を行います。	継続

（2）両立のための体制整備

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
140	働きやすい環境づくりに向けた啓発	広報紙による各種制度などの啓発及び情報提供を行います。	○広報紙「勤労ふじさわ」により、企業及び勤労者に対し、育児休業・介護休業制度の取得や、労働時間短縮、有給休暇取得の促進に向けた啓発を進めます。	継続

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
141	雇用環境の整備	専門的な労働相談事業を実施し、勤労者が安心して働ける環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○労働相談事業の実施 市内在住者または在勤者を対象として毎週火曜日 13時から16時まで市役所市民相談室、毎週土曜日 13時から16時まで労働会館雇用労働相談室で社会保険労務士による労働相談を行います。 ○街頭労働相談会の開催 神奈川県湘南地域県政総合センター労働課と連携し、藤沢駅周辺において社会保険労務士などによる労働相談を行います。 	継続
142 (5)	放課後児童健全育成事業 【再掲】	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援をはかるため、児童クラブの運営の充実をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで増加を続けてきた児童数は今後減少傾向に転じる推計も出ていますが、共働き世帯の増加など社会環境の変化や、マンション建設などの大規模開発などによる局地的な児童数の増加などに対処するため、施設整備をはかっていきます。 ○国の放課後児童クラブガイドラインに基づき、適正な児童クラブ運営をはかります。 ○平成26年度の目標事業量を児童クラブ数50か所、定員3,260人とします。 	継続
143	保育サービスの充実 (「第1章3保育サービスの充実」に掲げる事業)	仕事と子育ての両立を推進するために、保育所受入児童数の計画的な拡充を進め、待機児童の解消をはかるとともに、延長保育、休日保育など様々な保育需要に応じた保育サービスの提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も保育所の定員枠の拡大により、入所児童数の拡充に努めるとともに、保育所すべてにおいて延長保育を実施するなど、保育需要に応じた保育サービスの提供に努めます。 	継続
144 (16)	ファミリー・サポート・センター事業の充実 【再掲】	育児の援助を受けたい「おねがい会員」と、育児の援助ができる「まかせて会員」からなる有償ボランティアの会員組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター事業」を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○より利用しやすい制度とするため、各市民センターなどにポスターの掲示や広報依頼、ケーブルテレビでの放映など様々な媒体を利用して、事業のPRや周知を行います。 	継続
145 (17)	トワイライトステイ事業の推進 【再掲】	保護者が残業などの理由により、家庭での子どもの養育が困難になった場合、保育園などにおいて生活指導や夕食の提供などを行うトワイライトステイ事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○市内にある社会福祉法人などの施設で実施できるように整備を行い、平成26年度までに1か所の設置をめざします。 	新規

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
146 (18)	ショートステイ事業の推進 【再掲】	保護者が疾病などの理由により、家庭での子どもの養育が困難になった場合、保育園などにおいて一時的に養育するショートステイ事業を実施します。	○市内にある社会福祉法人などの施設で実施できるように整備を行い、平成26年度までに1か所の設置をめざします。	新規
147	事業主行動計画の策定の推進	次世代育成支援対策推進法に定められた行動計画の策定について啓発を行います。	○仕事と子育ての両立、また、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現に向け、一般事業主などに対し、行動計画の策定について啓発を行います。	新規
148	各企業等での子育て支援等に関する取り組みの顕彰・紹介	各事業主などの子育て支援に関する取り組み事例や行動計画について顕彰・紹介します。	○地域経済団体、労働団体、市民団体などと連携し、子育てに関する先駆的な取り組み事例などを顕彰・紹介することで雇用環境の整備、充実をはかります。	新規

第6章 援助が必要な児童への取り組みの推進

【めざす方向】

- ◆子どもと青少年に関する相談支援を推進します
- ◆ひとり親家庭などの自立を支援します
- ◆障がいのある子どもとその家庭を支援します

【現況と課題】

すべての子どもの健やかな育成と自立を支援していく観点から、社会問題化している児童虐待の問題を未然に防止するとともに、適切なアフターケアの体制づくりに取り組むことが子どもの権利を擁護する上でも後期計画における重要な課題の一つとなっています。

児童虐待の多くが育児不安や負担感の増加に起因し、中には虐待が意識されず日常化しているケースも少なくなく、こうした問題が潜在化していると言われています。

本市での児童虐待の事例は、身体的虐待や育児放棄（ネグレクト）を中心に平成20年度で200件近くに上り、虐待の対象が主に幼児や小学生となっています。

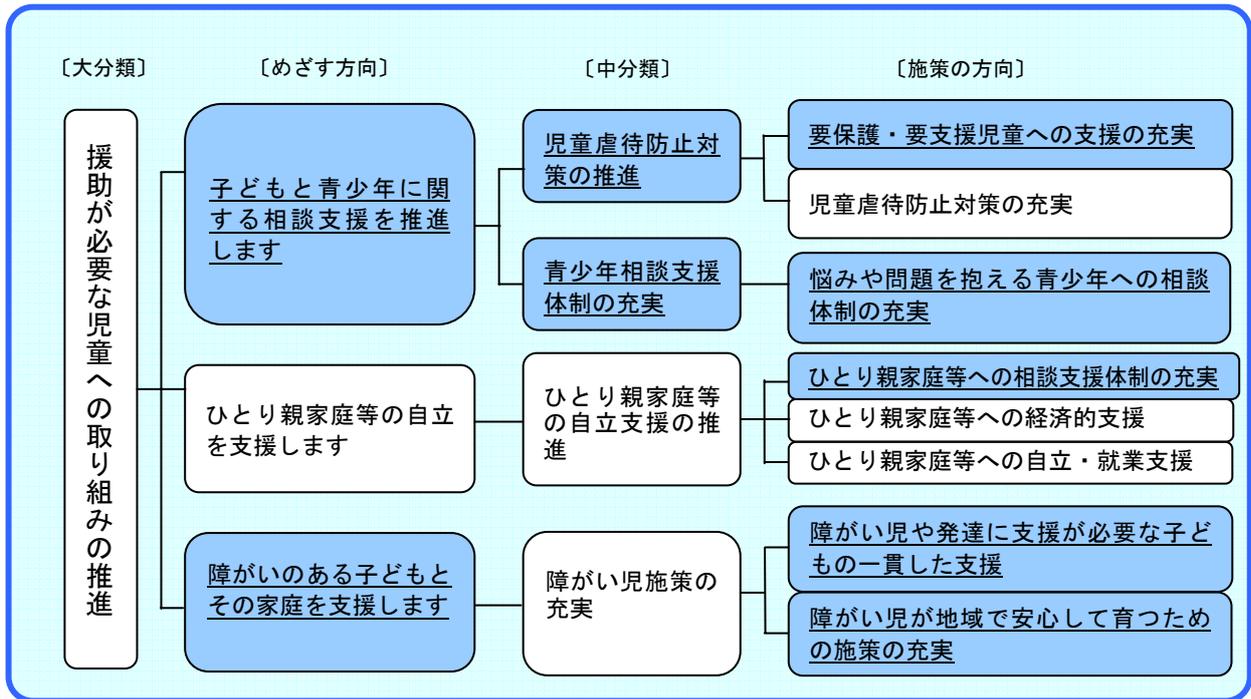
このため、保護者の子育て不安や負担感の軽減・解消をはかり、児童虐待を未然に防止できるよう、相談指導体制の充実に取り組むとともに、関係機関・関連施設や市民との連携を密にし、問題の早期発見体制の充実や問題への迅速かつ確な対応をはかっていく必要があります。

一方、思春期の子どもにとっては、心身上の様々な悩みを抱えたり、いじめの問題や生活習慣の乱れなどの不安定な状況に陥りやすく、問題の早期発見に努め、また、こうした子どもたちが身近で相談を受けられるよう、関係機関・団体との連携を強化し、指導相談体制を一層充実していくことが求められています。

また、ひとり親世帯は増加傾向にあり、近年、父子家庭の増加傾向が見受けられます。こうしたひとり親家庭の支援ニーズは、経済的自立の支援から日常的な子育て支援に至るまで多岐にわたっており、国・県の施策と連携しながら、引き続き、世帯の状況に応じたきめ細かなニーズの発掘と適切な支援策が必要です。

さらに、障がいなどによって支援を必要とする子どもたちが、地域において伸びやかに育まれ、また、地域社会の一員として積極的に社会参加する機会を確保することができるよう、障害者自立支援法の抜本的な見直しの方角を見極めるとともに、広く地域の理解を深めながら、成長段階に応じ、療育から地域での自立生活支援に至るまでの一貫した支援策を推進していく必要があります。同時に、その家族の精神的、身体的、経済的負担の大きさを考慮した支援策が求められます。

＜施策の目標と体系＞

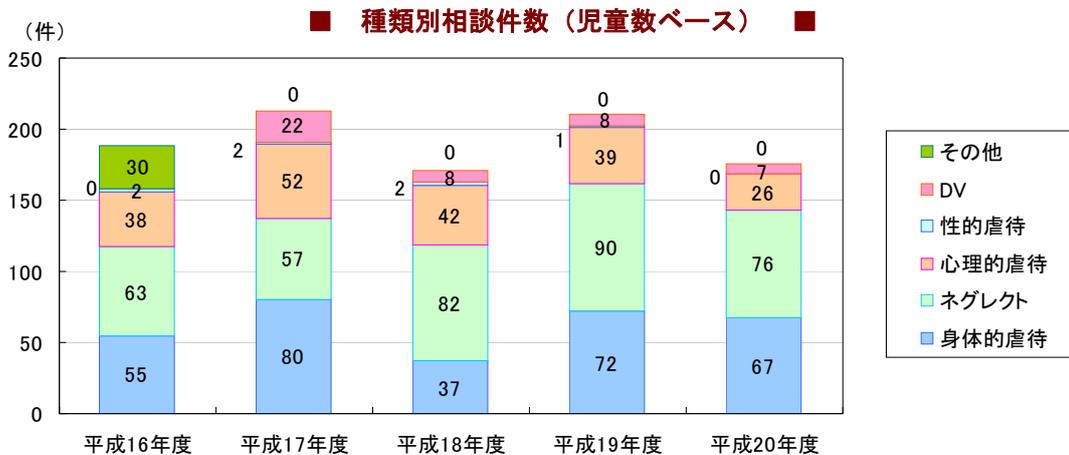


※ は、前期からの変更箇所

1 児童虐待防止対策の推進

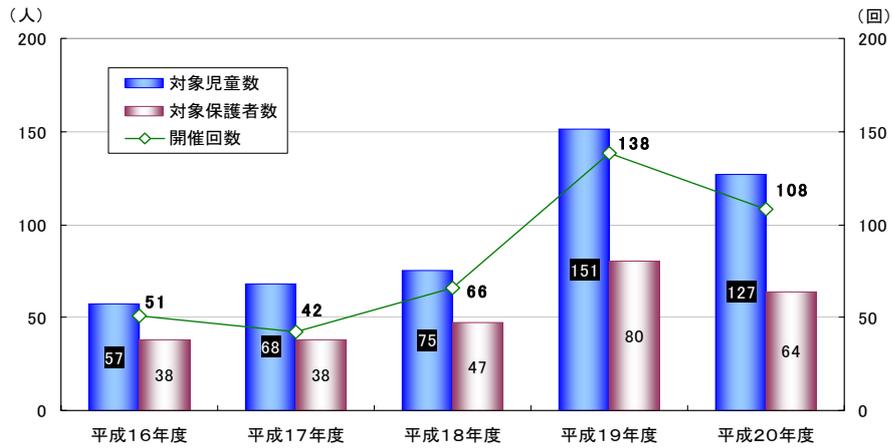
児童虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応をはかることができるよう、引き続き児童虐待防止ネットワークの活用や子育て総合相談の充実のほか、養育支援訪問事業として、保健師などによる専門的指導や育児・家事支援が必要な家庭への支援を行います。

また、児童相談所や警察など関係機関との連携を強化し、問題への早期での的確な対応をはかります。



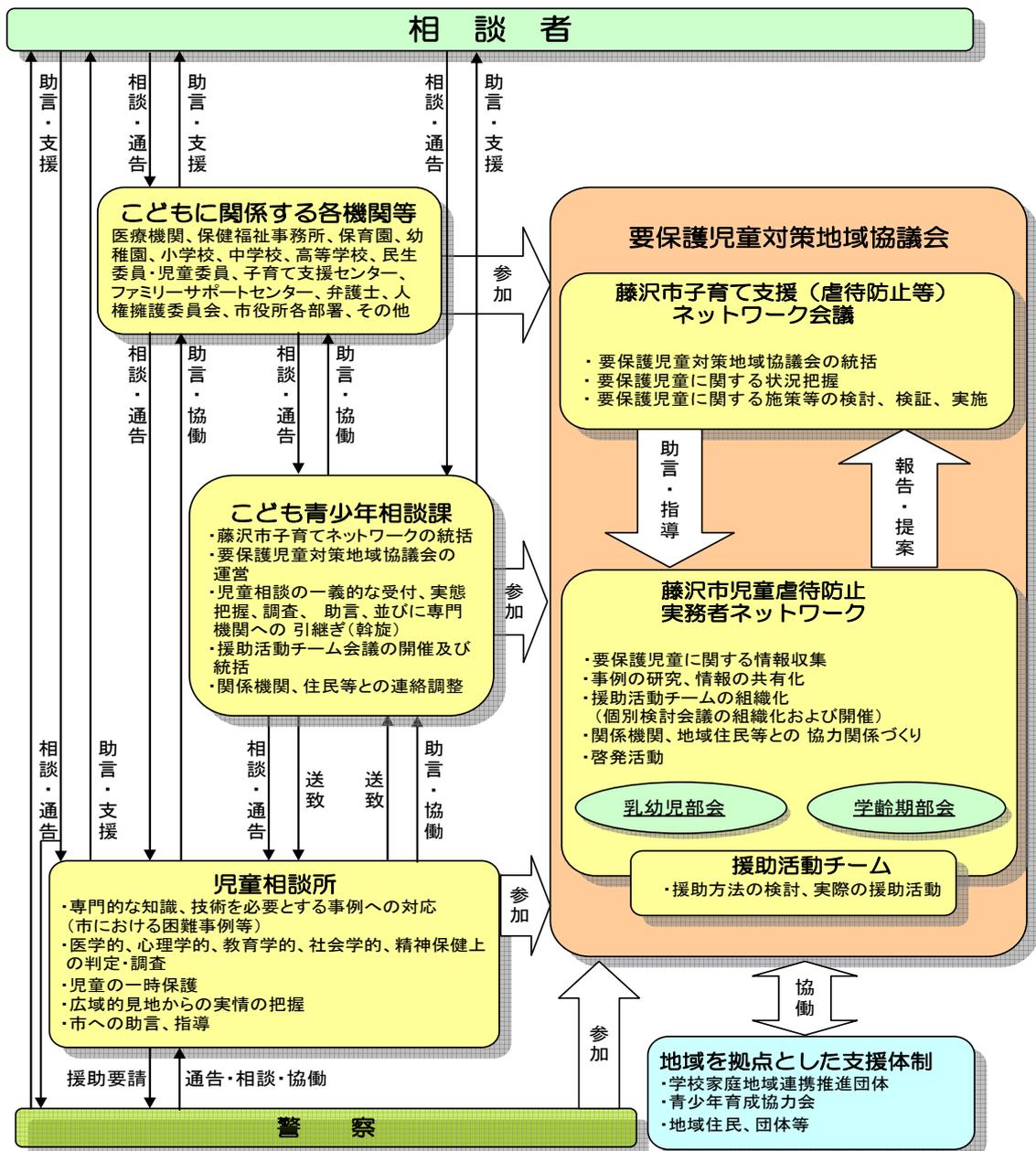
※資料：こども青少年相談課

■ 援助活動チーム会議（実務者ネット臨時会）回数 ■



※資料：こども青少年相談課

■ 藤沢市子育てネットワーク図 ■



(1) 要保護・要支援児童への支援の充実

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
149	児童虐待防止ネットワークの充実	児童虐待の予防・早期発見・発生後の迅速かつ適切な対応を行うことにより、家庭における児童の安定した養育の確保をはかります。	○こども青少年相談課を中心とした関係機関から構成されるネットワークを活用し、児童虐待の予防・早期発見・発生後の迅速かつ適切な対応を行うことにより、家庭における児童の安定した養育の確保をはかります。	継続
150	子育て総合相談の充実	相談窓口を充実し、子育てに関する様々な悩みに柔軟に対応することにより、保護者の負担感の軽減と虐待の発生予防をはかります。	○子どもに関する様々な相談に対し適切かつ柔軟に対応することにより、養育に関する負担感の軽減と児童虐待の予防をはかります。 ・虐待に関する相談：約200件 ・その他の相談：約40件（養護相談、育成相談など）	継続
151	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士などによる専門的相談支援やヘルパーによる家事・育児援助を行い、適切な養育の確保をはかります。	○養育者が育児ストレス、産後うつなどの問題により子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、また、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭、乳児家庭全戸訪問の実施結果などで養育支援が必要と判断され、一般の子育てサービスを利用することが困難な家庭を対象に行い、虐待予防をはかります。 ○要支援家庭に対し、保健師などが養育に関する専門的指導及び助言などの支援を行います。 ○育児・家事の援助が必要な家庭へのヘルパー派遣 ○支援内容 短期集中型（3か月以内） 中期支援型（6か月～12か月）	追加

(2) 児童虐待防止対策の充実

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
152	地域の情報化とネットワーク化	民生委員児童委員、主任児童委員と連携して、地域の児童虐待に関する情報に迅速に対応し、虐待防止のネットワーク化を推進します。	○主任児童委員については中央児童相談所とこども青少年相談課との情報交換、事例検討の機会を設けてネットワーク化が推進されたので、後期は民生委員児童委員と主任児童委員の連携に向けた研修会を開催します。	継続

2 青少年相談支援体制の充実

青少年自身やその家族、学校が抱える様々な悩みに対して、専門の相談員が電話や来所で相談を受け、関係機関と連携し支援していきます。

(1) 悩みや問題を抱える青少年への相談体制の充実

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
153	青少年相談活動の充実	青少年相談・ヤング悩み相談・いじめの各電話相談及び来所相談を行い、家庭や学校、青少年自身からの相談に対して助言や援助を行います。	○青少年、ヤング悩み、いじめの各相談を電話及び来所で受け、関係機関と連携し支援していきます。また各機関との連絡会、協議会などに積極的に参加し連携の充実をはかります。	継続

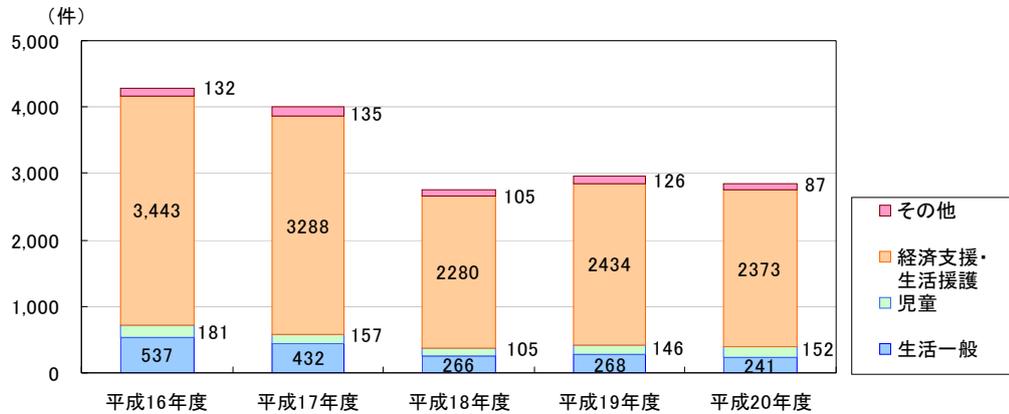
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭などをめぐる環境変化に対応するため、国では、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」の一部改正（平成15年4月施行）を行い、従来の「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換した総合的な自立支援体制の整備を行うこととしました。

こうした動きを受け、本市では、平成17年3月に策定した「藤沢市次世代育成支援行動計画」（前期計画）に「ひとり親家庭等の自立支援の推進」を取り入れ、子育て支援施策の充実と一体的に、ひとり親家庭などの自立促進のための支援に取り組んできました。

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であり、引き続き、母子自立支援員などによる情報提供や相談の充実のほか、関係機関との連携を密にし自立支援プログラムの導入により、経済的自立に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭の状況に応じた日常生活支援を行う事業を進めるとともに、一般世帯に比べ、低い所得水準となっているひとり親家庭などを支援するため、経済的支援や就労支援を進め、自立と生活の安定を促します。

■ 母子自立支援相談員による相談件数 ■



その他 : 母子世帯向公営住宅、母子福祉施設利用、母子生活支援施設
 生活援護 : 母子福祉資金、寡婦福祉資金、公的年金、児童扶養手当、生活保護、税、その他
 児童 : 養育、教育、非行、就職、その他
 生活一般 : 住宅、医療・健康、家庭紛争、就職、結婚、養育費、借金、その他

※資料：こども青少年相談課

(1) ひとり親家庭等への相談支援体制の充実

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
154	母子自立支援員による相談	母子自立支援員が母子・寡婦・父子などのひとり親家庭の様々な相談に応じ、制度説明や各種の情報提供を行い、生活の安定と支援をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○母子、父子、寡婦などの相談を受け、関係各課及び関係機関と連携して支援していきます。 ○母子自立支援プログラム事業などの新たな事業の実施により、母子の経済的自立に向けて就労などの相談の充実をはかっていきます。 	継続
155	ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭における生活の安定を図るため、家事・育児を支援する支援員を派遣し、ひとり親家庭の家事・育児の負担の軽減をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○母子家庭等日常生活支援事業と父子家庭支援訪問事業を合わせ、ひとり親家庭日常生活支援事業とし、ひとり親家庭が一時的に家事・育児サービスが必要な場合、支援員を派遣することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。 	統合

(2) ひとり親家庭等への経済的支援

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
156	母子寡婦福祉資金	母子家庭や寡婦の方の経済的自立や子どもの福祉向上をはかるための貸付を行います。	○母子寡婦福祉法に基づき、県が実施する就学支度金や修学資金などの貸付金の受付とともに、その他の貸付金や助成制度の案内を行います。	継続
157	児童扶養手当の給付	父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない児童（18歳の誕生日の属する年度末まで）を育てている母、もしくは養育者で所得制限額未満の方に児童扶養手当を支給します。	○児童扶養手当法に基づき、生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進をはかるため、母子家庭に加え、父子家庭も対象として、児童扶養手当を支給します。	継続
158	ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭、父子家庭、父母のいない児童の養育者家庭における医療費を助成します。	○母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭における医療費を助成することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進をはかります。	継続

(3) ひとり親家庭等への自立・就業支援

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
159 (154)	母子自立支援員による相談 【再掲】	母子自立支援員が母子・寡婦・父子などのひとり親家庭の様々な相談に応じ、制度説明や各種の情報提供を行い、生活の安定と支援をはかります。	○母子、父子、寡婦などの相談を受け、関係各課及び関係機関と連携して支援していきます。 ○母子自立支援プログラム事業などの新たな事業の実施により、母子の経済的自立に向けて就労などの相談の充実をはかっていきます。	継続
160	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母の雇用の安定及び就職の促進をはかるため、一定講座を受講修了した方に対し受講料の一部を補助金として支給します。	○母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、その雇用の安定及び就職の促進をはかるため、1か月以上1年未満の指定した教育訓練講座を受講修了した方に対し補助金を支給します。あらかじめ母子相談が必要で、講座受講料の一部を補助します。	継続
161	高等技能訓練促進給付金	母子家庭の母が看護師などの経済的自立に効果的な資格を取得する際、生活費の負担軽減のため給付金を支給します。	○母子家庭の母が看護師などの経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれ、かつ、就業または、育児と修業の両立が困難な場合、生活費の負担軽減のため支給します。	継続
162	母子生活支援施設の充実	母子家庭の社会的自立をはかるため、母子生活支援施設（平和台住宅）の整備を行います。	○引き続き、施設を継続させると同時に、今後の母子生活支援施設（平和台住宅）のあり方について検討を行います。	継続

4 障がい児施策の充実

障がい児やその家庭に対して、障害者自立支援法に基づき、相談体制の充実やそれぞれが置かれた状況に応じた自立支援、生活支援のための各種サービスの提供などに取り組んできたところであり、児童デイサービスの利用にみられるように利用増の傾向にあります。

しかし、今日、国では障害者自立支援法の抜本的な見直し論議が進められていることから、今後の動向を十分見極めながら、これまでのサービス水準の低下やサービス利用上の混乱を招くことがないように、十分な取り組みが必要となります。

また、近年、学習障害（LD）⁷や注意欠陥・多動性障害（ADHD）⁸などの「発達障がい」が注目され、相談件数も増加傾向にあることから、「発達障害者支援法」などの法制度の整備に呼応し、こども発達支援ネットワーク事業として特別な支援を要する子どもへの一貫した相談体制を整備するなどの取り組みを進めてきました。

今後とも、障がい児やその家族の状況に応じて必要なサービス提供が受けられ、子どもが地域の一員として地域の中で伸びやかに育まれるよう、関係機関や関連施設などと連携しながら障がい児施策の体系的な推進に取り組めます。

特に、子どもの発育・発達に不安や問題を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを受けることができるよう、こども発達相談や障がい児保育の充実に取り組むとともに、特別支援教育協議会を中心に特別支援教育の充実に取り組めます。

また、障がい児をもつ家族の精神的、肉体的な負担の大きさを考慮し、その支援のためのサービスの充実をはかります。



※資料：障害福祉課

⁷ 学習障害（LD）：知的発達に遅れはないものの、読字、書字、計算などの学習に特異的困難がある障がい。

⁸ 注意欠陥・多動性障害（ADHD）：多動性・衝動性、不注意・集中困難などにより、社会的活動や学業に支障をきたす障がい。

(1) 障がい児や発達に支援が必要な子どもの一貫した支援

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
163	こども発達相談の充実	<p>発達に心配される1歳～就学前の児童に関する相談を受け、必要に応じ評価・経過観察などを行います。</p> <p>また、義務教育終了までの障がい児に機能訓練を実施しているほか、地域の巡回相談を実施しています。</p>	<p>○発達相談の実施により、障がいの早期発見と支援機関との連携をはかります。</p> <p>○障がい児への指導、訓練、経過観察、保護者相談を行います。</p> <p>○巡回保育相談を拡大し、幼稚園、保育園などの職員を対象とした研修支援に取り組みます。</p> <p>○学校教育や母子保健事業、その他関係機関との連携を強化し、発達に特別な支援が必要な子どもの一貫した相談支援のネットワークを形成します。</p> <p>○虐待相談、青少年相談を一元化し、総合相談の一層の充実をめざします。</p>	継続
164	こども発達支援ネットワークの推進 (障害児保育事業の実施)	<p>発達に特別な支援が必要な子どもの一貫した相談支援のネットワークを形成し支援の連携を強化、推進します。</p> <p>障がい児や発達に遅れがある子どもと健常児がともに育つことができるよう、保育所、幼稚園などに委託して特別支援保育を推進します。</p>	<p>○事業目的達成のため、今後、さらに関係機関との連携をはかるとともに、障がい児の福祉の推進をはかるため、特別支援保育を継続して実施していきます。</p>	継続
165 (102)	特別支援教育の充実 【再掲】	<p>教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに応じることのできる教育環境を整えます。</p>	<p>○特別支援教育協議会において、藤沢市の特別支援教育に関する課題の把握と課題解決の方向性などについて協議します。</p> <p>○小・中学校で教員研修などにおける講師招へいの支援や、特別支援教育スーパーバイザーの派遣などにより、教員の専門性向上をはかります。</p> <p>○特別支援学級及び白浜養護学校在籍児童のための体育館開放を行います。</p>	継続

(2) 障がい児が地域で安心して育つための施策の充実

<主な事業>

番号	事業名	事業内容	後期計画での具体的取り組み	区分
166	障害福祉サービス	障がい児に対し福祉サービス(居宅介護・短期入所・デイサービス・日中一時支援・移動支援事業)を提供し、障がい児の自立や社会参加の支援とともに、介護する家族の負担を軽減し、福祉の増進をはかります。	○国の動向をふまえ、「ふじさわ障害者計画」を策定し、地域の基盤整備を行うとともに、その家族への支援を充実し、福祉の増進をめざします。	継続
167	特別児童扶養手当の給付(経由事務)	精神または身体に中程度以上の障がい児の福祉の増進をはかることを目的に、20歳未満の児童を養育している父、または母及び父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	○特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、精神または身体に障がいをもつ児童について、手当の支給に関する経由事務を行うことにより、児童の福祉の増進をはかります。	継続
168 (73)	育成医療(経由事務) 【再掲】	障がい児の健全な育成をはかるために必要な医療費の給付を行います。	○障がい児の健全な育成をはかるため、当該障がい児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の給付に関する手続きの経由事務を行います。	追加
169 (47)	障害者等医療費助成事業 【再掲】	身体障害者手帳1～3級の方、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方、IQ50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分(入院時標準負担額を除く)を助成します。	○今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療にかかわる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進をはかります。	継続
170 (48)	障害児福祉手当の給付 【再掲】	身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障害者福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方で20歳未満の重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。	○特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進をはかります。	継続
171	補装具の給付	身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活を容易にする事を目的として、身体障害者手帳をお持ちの方に対して、神奈川県総合療育相談センターが補装具を必要と認められた方に支給します。	○障害者自立支援法に基づき、身体機能を補完することにより、障がい児の日常生活の便宜性をはかります。	継続
172	太陽の家 しいの実学園	知的発達遅れや肢体不自由のある児童に対して、様々な生活体験や機能訓練などを実施し、児童の発達を促進します。	○通園する障がい児に対して、様々な生活体験や機能訓練などを通して発達を促進し、障がい児が地域の中で暮らせるよう支援します。	継続
173 (49)	藤沢市障害者福祉手当の給付 【再掲】	身体障害者手帳1～3級の方や精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方、IQ50以下の方を対象に、条例に基づき手当を支給します。	○藤沢市障害者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進をはかります。	継続

計画事業一覧表

基本目標1 地域における子育ての支援

《施策の方向》幼稚園・保育所その他の施設においての子育て支援

番号	事業名	担当課	区分
1	幼稚園においての子育て支援活動の充実	保育課・教育委員会	継続
2	幼稚園の預かり保育等に対する助成	保育課	継続
3	地域育児センター事業の充実	保育課	継続
4	一時預かり事業（一時保育事業）の推進	保育課	継続
5	放課後児童健全育成事業	青少年課	継続

《施策の方向》子育て支援事業に関する情報の提供・子育て相談・交流の充実

番号	事業名	担当課	区分
6	つどいの広場事業の充実	子育て支援課	継続
7(1)	幼稚園においての子育て支援活動の充実【再掲】	保育課	継続
8	子育てコーディネーターの育成	子育て支援課	継続
9	子育て情報・子育てネットワーク事業の充実	子育て支援課	統合
10	子育て相談の充実	こども青少年相談課	継続
11	子育て支援センター事業の充実	子育て支援課	継続
12	子育てふれあいコーナーあいの充実	子育て支援課	継続
13	男女平等意識啓発のための情報提供	共生社会推進課	継続
14	ブックスタート事業	子育て支援課・ こども健康課・ 総合市民図書館	追加
15	地域子育て支援活動（藤沢版つどいの広場）推進助成事業の推進	子育て支援課	追加

《施策の方向》子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援

番号	事業名	担当課	区分
16	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育て支援課	継続
17	トワイライトステイ事業の推進	子育て支援課	新規
18	ショートステイ事業の推進	子育て支援課	新規

《施策の方向》子育てにかかわる様々なネットワークの拡大や地域活動の充実

番号	事業名	担当課	区分
19	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子育て支援課	継続
20	子育て支援グループの育成・継続的活動・交流の推進	子育て支援課 生涯学習課	継続
21	民生委員児童委員との連携	高齢福祉課	継続
22	主任児童委員の活動の充実	高齢福祉課	継続
23	市民センター・公民館を拠点とした地域福祉の推進	保健医療福祉課	継続
24	子育て・保育ボランティアの養成	生涯学習課	継続
25	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館	継続
26(15)	地域子育て支援活動（藤沢版つどいの広場）推進助成事業の推進【再掲】	子育て支援課	追加
27	シニア世代による子育てサポート事業	子育て支援課	追加
28	地域ぐるみ子育て応援団事業	子育て支援課	追加

《施策の方向》児童の居場所づくりの推進

番号	事業名	担当課	区分
29	公民館での子ども開放事業の実施	生涯学習課	継続
30	青少年施設の運営	青少年課	継続
31	学校体育施設の開放拡充	スポーツ課	継続
32	放課後子ども教室推進事業	青少年課	追加

《施策の方向》待機児の解消

番号	事業名	担当課	区分
33	法人立保育所等への助成	保育課	継続
34	保育所の計画的な整備や受入児童数の拡大	保育課	継続
35	商店街空き店舗活用支援事業 (子育て支援活動などを行うコミュニティビジネス事業者への助成)	産業振興課	継続

《施策の方向》特別保育事業の推進

番号	事業名	担当課	区分
36	休日保育事業の実施	保育課	継続
37(4)	一時預かり事業(一時保育事業)の推進【再掲】	保育課	継続
38	病後児保育の推進	保育課	継続

《施策の方向》延長保育の充実や保育サービス評価の実施

番号	事業名	担当課	区分
39	延長保育事業の充実	保育課	継続
40	夜間保育事業の推進	保育課	継続
41	民間保育施設サービスの充実	保育課	継続
42	保育サービスの第三者評価の導入	保育課	継続

《施策の方向》子育て家庭への経済的支援

番号	事業名	担当課	区分
43	小児医療費助成事業	子育て支援課	継続
44	児童手当等の支給	子育て支援課	継続
45	国・県への要望	子育て支援課・ その他関係各課	継続
46	未熟児養育事業	子育て支援課	追加
47	障害者等医療費助成事業	保健医療福祉課	継続
48	障害児福祉手当の給付	障害福祉課	継続
49	藤沢市障害者福祉手当の給付	障害福祉課	継続

《施策の方向》保育料などの負担軽減

番号	事業名	担当課	区分
50	幼稚園等就園奨励費補助事業	保育課	継続
51	保育料の保護者負担の軽減	保育課	継続
52	認可外保育施設利用者への助成	保育課	追加

基本目標 2 親子の健康の確保及び増進

《施策の方向》安全な妊娠・出産と安心して育児ができる相談支援の充実

番号	事業名	担当課	区分
53	妊娠中からの保健指導の充実	こども健康課	統合
54	妊娠中からの母性・父性の育成	こども健康課	統合
55	特定不妊治療費助成事業	こども健康課	追加

《施策の方向》育児に困っている家庭の早期発見と育児支援

番号	事業名	担当課	区分
56	こんにちは赤ちゃん事業の充実	こども健康課	追加
57	育児相談・育児教室の充実	こども健康課	統合
58	乳幼児訪問指導の充実	こども健康課	継続
59	ハイリスク母子虐待予防事業の推進	こども健康課	追加

《施策の方向》健やかな発育・発達への支援と療育支援の充実

番号	事業名	担当課	区分
60	乳幼児健診の充実	こども健康課	追加
61	発育・発達の障がいがある児の早期発見	こども健康課	追加
62	予防接種の推進	こども健康課	継続
63	未熟児・慢性疾患児の保健指導・支援の推進	こども健康課	追加
64	子どもの事故防止事業の推進	こども健康課	追加
65	母子歯科保健の充実	こども健康課	追加

《施策の方向》生涯健康であるために自分に適した食習慣の確立

番号	事業名	担当課	区分
66	母子保健事業における食育の推進	こども健康課	統合
67	藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」の推進	地域保健課	継続
68	乳幼児期(保育所)の食生活の充実	保育課	継続
69	学童期の食に関する指導	教育総務課	継続

《施策の方向》子どもにかかわる保健医療体制の推進

番号	事業名	担当課	区分
70	子どもにかかわる医療体制の推進	保健医療福祉課	継続
71(43)	小児医療費助成事業【再掲】	子育て支援課	継続
72(46)	未熟児養育事業【再掲】	子育て支援課	追加
73	育成医療(経由事務)	子育て支援課	追加
74	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	子育て支援課	追加
75	小児慢性特定疾患医療給付事業(経由事務)	子育て支援課	追加
76	療育医療給付事業(経由事務)	保健予防課	追加

《施策の方向》思春期の健康と性の問題への取り組みの推進

番号	事業名	担当課	区分
77	思春期保健指導の充実	こども健康課	追加

基本目標3 豊かな心を育む教育環境の整備

《施策の方向》次代の親の育成

番号	事業名	担当課	区分
78	幼稚園や保育所の機能を活用した事業の推進	保育課・教育委員会	継続
79	幼児理解(家庭科・総合的な学習の時間)	各学校・教育指導課	継続
80	フレンド&ファミリースポーツの推進	スポーツ課	継続
81	親になる人たちへの保育体験など家庭教育支援の推進	子育て支援課・関係各課	追加

《施策の方向》創意工夫ある教育課程の推進

番号	事業名	担当課	区分
82	指導法の工夫改善と指導の充実	教育指導課	継続
83	教職員の研修・研究の充実	教育指導課	継続
84	学校運動部活動指導者の養成	スポーツ課	継続
85	ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」事業の充実	教育政策推進課	追加
86	いじめ防止プログラムの推進	教育政策推進課	追加

《施策の方向》青少年の健全育成の推進

番号	事業名	担当課	区分
87	青少年健全育成事業	青少年課・各課	継続
88	こども館事業の充実	文化推進課	継続

《施策の方向》学校教育環境の充実

番号	事業名	担当課	区分
89	小・中学校整備事業	学校施設課	継続
90	設備の整備	教育指導課	継続

《施策の方向》有害環境対策の推進

番号	事業名	担当課	区分
91	喫煙・飲酒・薬物乱用防止 (保健体育科・総合的な学習の時間・特別活動)	各学校・教育指導課	継続
92	社会環境浄化活動の推進	青少年課	継続
93	安全指導の充実	教育指導課	継続

《施策の方向》家庭教育への支援の充実

番号	事業名	担当課	区分
94	家庭科学習(家庭科)	各学校・教育指導課	継続
95	保育者セミナー	生涯学習課	継続
96	公民館事業の充実	生涯学習課	継続

《施策の方向》ふれあい体験活動の推進

番号	事業名	担当課	区分
97	学校間教育連携の推進	教育指導課・保育課	継続
98	ふれあい体験活動の推進	教育指導課	継続
99	参加しやすい環境づくりと事業の実施	スポーツ課	継続

《施策の方向》健全育成のための相談指導体制の充実

番号	事業名	担当課	区分
100	児童生徒指導の充実	教育指導課	継続
101	学校教育相談センターの充実	教育指導課	継続
102	特別支援教育の充実	教育指導課	継続

《施策の方向》地域社会全体での教育力向上

番号	事業名	担当課	区分
103(96)	公民館事業の充実【再掲】	生涯学習課	継続
104	開かれた学校づくり	教育指導課	継続
105	学校・家庭・地域連携推進事業	生涯学習課	継続
106	地域で学校を支える「おやじの会」の創設	生涯学習課	継続
107	地域青少年健全育成活動への助成・支援	青少年課	継続
108	団体組織の充実	スポーツ課	継続
109	モデルクラブの設置	スポーツ課	継続
110	学校支援コーディネーター制度の推進	教育政策推進課	追加

《施策の方向》幼児教育の充実

番号	事業名	担当課	区分
111	幼児をもつ家庭の父親・母親の交流	保育課・子育て支援課	継続
112	幼児教育振興助成費	保育課	継続
113	幼稚園協会等補助金	保育課	追加
114	幼稚園等運営資金貸付金	保育課	追加

《施策の方向》就学が困難な児童生徒の家庭への経済支援

番号	事業名	担当課	区分
115	就学援助費事業(要保護準要保護児童・生徒援助事業)	学務保健課	追加
116	特別支援教育就学奨励費事業	学務保健課	追加

《施策の方向》芸術文化にふれあう機会の充実

番号	事業名	担当課	区分
117	音楽・演劇鑑賞事業	文化推進課	継続
118	アウトリーチ(音楽の学校訪問)事業	文化推進課	継続

基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

《施策の方向》良質な住宅の確保

番号	事業名	担当課	区分
119	市営住宅	住宅課	継続

《施策の方向》良好な自然環境の整備

番号	事業名	担当課	区分
120	緑地保全地区等の拡大	公園みどり課	継続
121	緑化推進運動	公園みどり課	継続

《施策の方向》安心して遊べる公園・広場等の整備

番号	事業名	担当課	区分
122	公園・広場等の拡大	公園みどり課	継続
123	安全な遊び場をめざした地域との連携	公園みどり課	継続
124	自然を生かしたスポーツ・レクリエーション広場の設置	スポーツ課	継続

《施策の方向》安全に歩行できる歩道の確保

番号	事業名	担当課	区分
125	歩行空間等整備事業	道路整備課・土木計画課 ・交通安全課	統合
126	藤沢市道路特定事業計画の推進	道路整備課・土木計画課	継続

《施策の方向》公共施設・公共交通機関・建築物等のバリアフリー化

番号	事業名	担当課	区分
127	公共施設のバリアフリー化	関係各課・公共建築課	継続

《施策の方向》子どもの交通安全を確保するための活動の推進

番号	事業名	担当課	区分
128	交通安全運動	交通安全課	継続
129	交通安全教育・指導	交通安全課	継続
130	チャイルド(ベビー)シート着用の啓発	交通安全課	継続
131	通学路の指定	学務保健課	継続

《施策の方向》子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

番号	事業名	担当課	区分
132	防犯ブザーの貸出し、配布	市民自治推進課	継続
133	パトロール活動への積極的な支援	市民自治推進課	継続
134	犯罪防止の環境づくり	市民自治推進課	継続
135	こども110番の実施	市民自治推進課	継続
136	関係機関との連携強化	市民自治推進課	継続
137	非行防止活動の推進	青少年課	継続

基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

《施策の方向》多様な働き方への支援

番号	事業名	担当課	区分
138	新しい仕事づくりの情報提供	共生社会推進課	継続
139	就労支援体制の充実	勤労市民課	継続

《施策の方向》両立のための体制整備

番号	事業名	担当課	区分
140	働きやすい環境づくりに向けた啓発	勤労市民課	継続
141	雇用環境の整備	勤労市民課	継続
142(5)	放課後児童健全育成事業【再掲】	青少年課	継続
143	保育サービスの充実(「第1章 3 保育サービスの充実」に掲げる事業)	保育課	継続
144(16)	ファミリー・サポート・センター事業の充実【再掲】	子育て支援課	継続
145(17)	トワイライトステイ事業の推進【再掲】	子育て支援課	新規
146(18)	ショートステイ事業の推進【再掲】	子育て支援課	新規
147	事業主行動計画の策定の推進	子育て支援課・勤労市民課・共生社会推進課	新規
148	各企業等での子育て支援等に関する取り組みの顕彰・紹介	子育て支援課・勤労市民課・共生社会推進課	新規

基本目標6 援助が必要な児童への取り組みの推進

《施策の方向》要保護・要支援児童への支援の充実

番号	事業名	担当課	区分
149	児童虐待防止ネットワークの充実	こども青少年相談課	継続
150	子育て総合相談の充実	こども青少年相談課	継続
151	養育支援訪問事業	こども青少年相談課	追加

《施策の方向》児童虐待防止対策の充実

番号	事業名	担当課	区分
152	地域の情報化とネットワーク化	高齢福祉課	継続

《施策の方向》悩みや問題を抱える青少年への相談体制の充実

番号	事業名	担当課	区分
153	青少年相談活動の充実	こども青少年相談課	継続

《施策の方向》ひとり親家庭等への相談支援体制の充実

番号	事業名	担当課	区分
154	母子自立支援員による相談	こども青少年相談課	継続
155	ひとり親家庭日常生活支援事業	こども青少年相談課	統合

《施策の方向》ひとり親家庭等への経済的支援

番号	事業名	担当課	区分
156	母子寡婦福祉資金	子育て支援課	継続
157	児童扶養手当の給付	子育て支援課	継続
158	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課	継続

《施策の方向》ひとり親家庭等への自立・就業支援

番号	事業名	担当課	区分
159(154)	母子自立支援員による相談【再掲】	こども青少年相談課	継続
160	自立支援教育訓練給付金	子育て支援課	継続
161	高等技能訓練促進給付金	子育て支援課	継続
162	母子生活支援施設の充実	子育て支援課	継続

《施策の方向》障がい児や発達に支援が必要な子どもの一貫した支援

番号	事業名	担当課	区分
163	こども発達相談の充実	こども青少年相談課	継続
164	こども発達支援ネットワークの推進(障害児保育事業の実施)	こども青少年相談課	継続
165(102)	特別支援教育の充実【再掲】	教育指導課	継続

《施策の方向》障がい児が地域で安心して育つための施策の充実

番号	事業名	担当課	区分
166	障害福祉サービス	障害福祉課	継続
167	特別児童扶養手当の給付(経由事務)	子育て支援課	継続
168(73)	育成医療(経由事務)【再掲】	子育て支援課	追加
169(47)	障害者等医療費助成事業【再掲】	保健医療福祉課	継続
170(48)	障害児福祉手当の給付【再掲】	障害福祉課	継続
171	補装具の給付	障害福祉課	継続
172	太陽の家 しいの実学園	障害福祉課	継続
173(49)	藤沢市障害者福祉手当の給付【再掲】	障害福祉課	継続

■ 前期計画に掲げた事業の中で廃止、統合化した事業の一覧 ■

NO	事業名	見直しの結果	NO	事業名	見直しの結果
《基本目標1》関連			14	青少年相談の充実	「青少年相談活動の充実」に統合
1	預かり保育の推進	「幼稚園の預かり保育に対する助成」と入れ替え	《基本目標3》関連		
2	「子育てネットふじさわ」の充実	「子育て情報・子育てネットワーク事業の充実」に統合	15	耐震他	初期の整備目標を達成したため、廃止
3	巡回子育てひろばの開催	「子育て支援センターの充実」に統合	16	就学相談の充実	「学校教育相談センターの充実」に統合
《基本目標2》関連			17	教育相談活動の充実	「学校教育相談センターの充実」に統合
4	新しい預かり保育のあり方の検討	「幼稚園の預かり保育に対する助成」に統合	18	幼稚園・保育所・小学校との連携	「学校間教育連携の推進」に統合
5	妊婦健康診査受診の推進	「妊娠中からの保健指導の充実」に統合	《基本目標4》関連		
6	乳児健康診査事後フォローの充実	「乳幼児健診の充実」に統合	19	あんしん歩行エリアの整備	「歩行空間ネットワーク等整備事業」に統合
7	幼児健康診査の充実	「乳幼児健診の充実」に統合		あんしんして歩行できる道の整備	
8	母子専門健康相談の充実	制度改正により廃止	20	防犯用「さすまた」の配置	初期の設置目標を達成したため、廃止
9	生活支援教室の充実	制度改正により廃止	《基本目標5》関連		
10	育児教室の充実	「育児相談・育児教室の充実」に統合	21	常用雇用転換奨励金	制度改正により廃止
11	母子保健推進員活動の推進	「育児相談・育児教室の充実」に統合	22	子育て情報ネットワーク事業の充実	「子育て情報・子育てネットワーク事業の充実」に統合
12	子どもの食生活教室の充実	「母子保健事業における食育の推進」に統合	《基本目標6》関連		
13	思春期保健連絡会の推進と協力	制度改正により廃止	23	ひとり親家庭日常生活支援事業	「父子家庭支援訪問事業」と「母子家庭等日常生活支援事業」を統合

IV 計画の推進のために

1 計画の推進体制

子どもや子育て家庭への支援策は、単に児童福祉分野に限らず広い分野にわたります。また、行政だけでなく、市民のみなさまや事業所など広く地域全体の参画を得て、それぞれの役割を明確にしながらか協働していく必要があります。

このため、市民、子育てに関する活動を行う地域活動団体、福祉関係者、教育関係者など、次世代育成支援や子育て支援活動に関係する幅広い関係者で構成される「次世代育成支援施策推進委員会」や庁内の「次世代育成支援行動計画推進委員会」を通じて、子どもと子育て家庭にかかわる様々な子育て支援サービスのあり方について総合的に評価・点検しながら、体系的、効果的な施策の推進をはかります。

よりきめ細かな子育て支援サービスの充実など本計画を着実に推進していくため、庁内の「次世代育成支援行動計画推進委員会」を中心に関係各部署による年度ごとの施策・事業の実施状況を一元的に把握するとともに、施策・事業の相互調整や必要な見直しを行います。

2 計画の実施状況の評価・点検方式の確立と周知

計画の執行状況が庁内のみならず市民にも客観的にわかりやすく把握できるよう、PDCA（PLAN・DO・CHECK・ACTION）サイクルの確立をめざし、アウトカム（事業効果）指標の設定など適切な評価・点検方式の導入を検討します。

計画の推進のためには、家庭、地域、事業所などそれぞれの主体が子育てや子どもの育成にかかわる課題を共有し、役割を認識しながら主体的、積極的に取り組んでいくことが不可欠です。

本市では、それぞれ地域が主体性を発揮し、地域の課題に取り組む「地域経営会議」の設置を進めており、地域の実情に応じた市民主体の幅広い活動の展開が期待されています。

このため、広報やホームページをはじめ多くの機会をとらえ、計画内容の周知をはかるとともに、年度ごとの推進状況についてわかりやすく周知していきます。

V 資料編

1. 策定経過
2. 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会
3. 藤沢市次世代育成支援行動計画推進委員会
4. 「藤沢市次世代育成支援に関するアンケート調査」調査概要
5. 「藤沢市次世代育成支援行動計画シンポジウム・パブリックコメント」実施状況
6. 「子育て応援メッセ in ふじさわ」実施状況

1. 策定経過

実施年月日	会議名等	内 容
2009年（平成21年） 4月～5月	「次世代育成支援に関するアンケート調査」実施	・就学前児童 3,000世帯 ・就学児童 3,000世帯
2009年（平成21年） 4月～5月	「次世代育成支援に関するアンケート調査」実施	・中学生 3校 505人 ・高校生 2校 531人
2009年（平成21年） 5月29日	第1回 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会	(1) 平成21年度スケジュール（案）について (2) 前期計画での事業評価と後期計画の策定に向けた見直しと取り組みについて
2009年（平成21年） 7月15日	第2回 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会	(1) 藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）について (2) 藤沢市次世代育成支援行動計画に関するアンケート調査の集計結果について（中間報告） (3) 後期計画策定に向けて
2009年（平成21年） 8月10日	第3回 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会	(1) 藤沢市次世代育成支援行動計画に関するアンケート調査報告書について (2) 後期計画 特定事業に係る目標事業量について (3) 藤沢市次世代育成支援後期行動計画（素案）について
2009年（平成21年） 10月15日	第4回 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会	(1) 藤沢市次世代育成支援行動計画に関するアンケート調査の結果について (2) 特定事業に係る目標事業量について（案） (3) 藤沢市次世代育成支援後期行動計画（案）について
2009年（平成21年） 11月4日	第5回 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会	(1) 藤沢市次世代育成支援後期行動計画（案）について (2) パブリックコメントでの骨子案について
2009年（平成21年） 11月19日	第7回 子育て応援メッセ in ふじさわ （於：市民会館）	来場者へのアンケート調査（89名）
2009年（平成21年） 11月29日	次世代育成支援行動計画 シンポジウム（於：労働会館）	後期行動計画骨子案の説明及び「100センチの目線で考える子育て支援」シンポジウム（来場者142名）
2009年（平成21年） 12月2日	藤沢市議会 平成21年12月 定例会 文教常任委員会	「藤沢市次世代育成支援行動計画」後期計画策定の中間報告について
2009年（平成21年） 11月12日～ 12月11日	次世代育成支援行動計画 パブリックコメント	骨子案に基づくパブリックコメントの実施 意見総数：122名、311件
2009年（平成21年） 12月21日	第6回 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会	(1) パブリックコメントの結果について （メッセでのアンケート結果、シンポジウムの報告を含む） (2) 藤沢市次世代育成支援後期行動計画（案）について
2010年（平成22年） 1月18日	第7回 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会	(1) パブリックコメントの結果について (2) 藤沢市次世代育成支援行動計画（案）について
2010年（平成22年） 2月24日	藤沢市議会 平成22年2月 定例会 文教常任委員会	「藤沢市次世代育成支援行動計画」後期計画について

2. 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会

① 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市の次世代育成推進事業を円滑かつ総合的に推進するため、藤沢市次世代育成支援施策推進委員会を置き、その運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 次世代育成支援施策推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画の策定に関すること
- (2) 児童施策の推進に関すること
- (3) 関係施設・機関及び団体等の情報交換に関すること

(組織)

第3条 次世代育成支援施策推進委員会の委員は、15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉施設の代表
- (2) 児童関係団体の代表
- (3) 関係機関の代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(代表及び副代表)

第5条 次世代育成支援施策推進委員会に、代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 代表は、会務を総理し、次世代育成支援施策推進委員会を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 次世代育成支援施策推進委員会は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

- 2 次世代育成支援施策推進委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見等の聴取)

第7条 次世代育成支援施策推進委員会において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 次世代育成支援施策推進委員会の委員は、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(報酬)

第9条 次世代育成支援施策推進委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第36号)に定めるところによる。

(庶務)

第10条 次世代育成支援施策推進委員会の庶務は、子育て支援課において総括し、及び処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

② 委員名簿

(敬称略 五十音順)

	氏 名	役 職 等	選 出 区 分 等
代 表	増 田 まゆみ	目白大学人間学部こども学科教授	学識経験者
副代表	蒲 生 典 子	市民	市民（公募）
委 員	上 田 育 夫	(財) 藤沢市青少年協会事務局長	(財) 藤沢市青少年協会
	大 竹 貞 代	特定非営利活動法人 藤沢市私立幼稚園協会会長	特定非営利活動法人 藤沢市私立幼稚園協会
	落 合 英 雄	藤沢市立片瀬小学校校長	藤沢市立小学校長会
	落 合 良 仁	市民	市民（公募）
	金 井 正志郎	藤沢商工会議所専務理事	藤沢商工会議所
	工 藤 欣 之	村岡保育園園長	藤沢市民間保育園園長会
	國 分 一 哉	湘南地域連合副議長	湘南地域連合
	小 関 結姫乃	市民	市民（公募）
	清 水 正 江	子育て支援グループ「ゆめこびと」 代表	児童関係団体
	杉 渕 美有子	主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員 協議会
	中 田 民 子	藤沢助産師会会長	藤沢助産師会
	三ツ村 由紀子	市民	市民（公募）

3. 藤沢市次世代育成支援行動計画推進委員会

① 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 藤沢市次世代育成支援行動計画への取り組みを、横断的な実施体制のもとで総合的・体系的に推進するため藤沢市次世代育成支援行動計画推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、年度ごとに行動計画の実施状況を調査し把握する。

2 推進委員会は、行動計画の策定及び見直しに当たり、必要な事項の調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には子育て支援課長を、副委員長には保育課長を、委員には別表に掲げる課等の長をもって充てる。

3 委員長は、推進委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 推進委員会に、専門の事項を調査させるために、必要があるときは専門部会を置くことができる。

(招集)

第5条 推進委員会は委員長が必要に応じて招集する。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、会議において運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、子育て支援課調整担当において総括し、及び処理する。

(その他)

第8条 その他この要綱に定めのない事項については、委員長の判断によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

② 委員名簿

部 門 名	所 属 課 名
総務部	行政総務課
経営企画部	経営企画課
	共生社会推進課
財務部	財政課
市民自治部	市民自治推進課
保健福祉部	保健医療福祉課
	高齢福祉課
	障害福祉課
	地域保健課
こども青少年部	子育て支援課
	保育課
	こども健康課
	青少年課
	こども青少年相談課
経済部	産業振興課
	勤労市民課

部 門 名	所 属 課 名
計画建築部	公共建築課
	住宅課
都市整備部	公園みどり課
土木部	土木計画課
	交通安全課
	道路整備課
教育総務部	教育総務課
	教育政策推進課
	教育指導課
	学務保健課
	学校施設課
生涯学習部	生涯学習課
	文化推進課
	スポーツ課
	総合市民図書館

4. 「藤沢市次世代育成支援に関するアンケート調査」調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、藤沢市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）策定の基礎調査として、子育ての状況、子育てを支援する各種サービスの利用状況や、子育てについての考え方などを調査し、サービスの量的及び質的なニーズを把握することを目的とし、以下の4種類の調査を実施しました。

- ① 就学前の子どものいる保護者を対象とした調査
- ② 小学生の子どものいる保護者を対象とした調査
- ③ 中学生を対象とした調査
- ④ 高校生を対象とした調査

(2) 調査の設計

本調査の設計は、次のとおりです。

- ① 調査地域 藤沢市内全域
- ② 調査対象 平成21年4月時点で住民登録している児童とその保護者
 - ・就学前児童のいる保護者：3,000名（平成15年4月以降生まれた子どもの保護者）
 - ・就学児童のいる保護者：3,000名（平成9年4月～平成15年3月に生まれた子どもの保護者）
 - ・中学生：505名（第一、藤ヶ岡、明治中）
 - ・高校生：531名（藤沢西、藤沢総合高校）
- ③ 抽出方法 住民基本台帳から、各年齢層を無作為に抽出しました。
中・高校生については1、2年生を対象。
- ④ 調査方法 自記式調査票による郵送配布、郵送回収（礼状兼督促状を1回実施）
中・高校生については学校配布・回収。
- ⑤ 調査期間 平成21年4月～5月

(3) 回収結果

本調査の回収結果は、次のとおりです。

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回答率
①就学前児童アンケート調査 (就学前児童のいる保護者アンケート)	3,000	2,016	67.2%
②就学児童アンケート調査 (就学児童のいる保護者アンケート)	3,000	1,954	65.1%
上記計	6,000	3,970	66.2%
③中学生及び高校生アンケート調査	学校経由で全数回収 (有効回収数) 中学生 505、高校生 531		

5. 「次世代育成支援行動計画シンポジウム・パブリックコメント」実施状況

1 シンポジウム実施の概要

- (1) テーマ: 「100センチの目線で考える子育て支援」
- (2) 日時・場所: 平成21年11月29日(日) 午後2時30分～午後4時30分
労働会館(ホール)
- (3) コーディネーター・パネリスト:
- コーディネーター 増田 まゆみ氏(目白大学人間学部こども学科教授
藤沢市次世代育成支援施策推進委員会代表)
- パネリスト 海老根 靖典(藤沢市長)
高橋 洋子氏(日本労働組合総連合会 神奈川県連合会副事務局長)
宗藤 純子氏(「子育ての会」ベビーぴよぴよ0.1代表)
藤澤 香苗氏(子育て市民代表 ラジオDJ)
- (4) 参加人数: 142人
- (5) 講演内容:
- (増田氏) 計画策定にあたって実施したアンケート結果の紹介と後期計画案に示す基本理念や基本目標ごとの施策のあり方について
 - (海老根市長) 子ども目線、100センチ目線での取り組みの必要性、「子ども政策推進元年」としての取り組みと待機児童解消、ワーク・ライフ・バランスの推進や市民力・地域力の活用・向上の必要性、「民・公との連携」の重要性について
 - (高橋氏) 労働者からみた「仕事と子育ての両立」と企業としての子育て支援の必要性について
 - (宗藤氏) 子育てサークル活動の経緯と現状、地域や高齢者とのかかわりの重要性、第2子以降の子育て支援の状況、保護者自身の自尊感情や自己肯定感の重要性、父親の子育て参加促進による夫婦での子ども目線での子育ての必要性について
 - (藤澤氏) 結婚、妊娠、出産、育児をプラス指向で考えられるような独身女性への啓発活動の必要性、出産後の変化や子育てと介護の両立、藤沢市だからこそできる次世代の育成のあり方について

2 パブリックコメント実施の概要

- (1) 件名: 「藤沢市次世代育成支援行動計画(後期計画)骨子案」について
- (2) 公募期間: 2009年(平成21年)11月12日(水)から12月11日(金)まで
- (3) 配付資料等: 「藤沢市次世代育成支援行動計画(後期計画)骨子案」
- (4) 周知方法: 広報ふじさわ11月10日号 市ホームページなど
- (5) 藤沢市次世代育成支援行動計画(後期計画)骨子案の配布等:
子育て支援課、市役所受付案内、市政情報コーナー、各市民センター、公民館で配布いたしました。
また、ホームページでも公開いたしました。
- (6) 意見等を提出できる方: 市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方
- (7) 意見公募方法:
実施期間中、任意の用紙に必要事項を記入したものを、子育て支援課へ郵送・FAXまたは持参及びインターネットのホームページ公募フォームからご提出いただきました。

3 パブリックコメントの結果

- (1) 提出件数: 122件(人)
- (2) 意見総数: 55項目 311件

(3)パブリックコメントによる主な意見の要旨

市民からの311件に及び意見とそれぞれに対する市の考え方(計画への反映を含む)を要約して示すと、次のとおりです。

■ パブリックコメントによる市民の意見と計画への反映等 ■

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
1	保育園について	11	保育園の数・定員を増やしてほしい。	保育所の新設については、社会福祉法人など、民間活力を活用した保育所の計画的な整備を進め、定員数の拡大をはかります。	法人立保育所の新築・改築などによる定員の拡大に向けた取り組みを進めます。
		19	待機児を解消してほしい、待機児解消のための公立保育園を増やしてほしい。	保育園の待機児解消については、本市の最重要課題のひとつととらえており、潜在的待機児を含めた解消策が求められることから、認可保育所の新設・改築による定員増や家庭的保育制度の実施、さらには幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の活用など、取り組んでいきます。	保育所の新築・改築などにより定員の拡大をはかるとともに、家庭的保育の実施、また、幼稚園の預かり保育に対する補助により待機児解消をめざします。
		4	保育料を安くしてほしい。	保護者が負担する保育料については、国の示す保育料(徴収金基準額)に対して藤沢市独自でより低額な保育料を定め、保護者負担の軽減をはかります。	保育所で児童を保育するのに必要な経費は、保護者並びに国・県・市が負担しています。 このうち、保護者が負担する保育料については、国の示す保育料(徴収金基準額)に対して藤沢市独自でより低額な保育料を定め、引き続き保護者負担の軽減をはかります。
2	幼稚園について	16	幼稚園の保育料補助額を増やしてほしい。	幼稚園就園奨励費の補助については、国の基準額に加えて市単独の補助を実施しており、平成21年度には同時に3人以上の子どもが在園している家庭への第3子以降の保育料の免除を行っています。	園児の世帯状況に応じ保育料の減免を行った幼稚園などの設置者に対し補助金の交付を継続します。
		3	公立幼稚園を作してほしい。また、もっと子どもを安心、安く預けられる幼稚園を作してほしい。	市内には私立幼稚園が36園あり、平成21年度には7,167人が入園しています。それぞれの園が特色のある園運営を円滑に行っていますので、今後も市の幼児教育については、私立幼稚園をお願いしていきたいと考えています。	幼稚園就園奨励費補助事業などにより、負担軽減をはかります。
		1	幼稚園で延長保育してほしい。	平成21年度より、預かり保育を実施する私立幼稚園に対し、県の「私立幼稚園預かり保育推進費補助金交付要綱」の学校法人単価の1/2を助成しています。このことにより実施園を増やし、預かり保育を推進していきます。	幼稚園に在籍している幼児の、教育時間終了後の預かり保育を推進するために、補助金交付を適正に行うとともに、実施園増に向けた取り組みを進めていきます。 また、認定こども園の設置を検討する幼稚園の支援を行います。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
2	幼稚園について (つづき)	1	幼稚園の情報が公共施設で取れればよい。	現在は市内36園の私立幼稚園の一覧表を市のホームページで閲覧または保育課でお渡ししています。 今後は幼稚園協会とも連携をはかりながら内容を検討し、他の公共施設での情報提供も考えていきます。	子育て情報、子育て情報ネットワーク事業の中で情報提供に努めます。
3	親子が集い交流できる場所の確保や機能充実について	17	親子が集い、情報交換ができて、ママ友ができる場所として、子育て支援センターやつどいの広場のような場所をもっと増やし、機能を充実してほしい。	子育て支援センターは、藤沢保育園内と湘南台文化センター内の2か所に開設しているほか、6か所の公民館や幼稚園、保育園などにおいて、巡回子育て広場を開設し、つどいの広場は、鶴沼市民センター内と善行の空き店舗利用の2か所に開設しています。そのほかにも、地域子供の家や児童館を利用して、21か所で「子育てふれあいコーナーあいあい」を実施しています。 これからも、公民館などを利用した身近な場所に気軽に集えて、情報交換や子育て相談もできる場所を増やしていきたいと考えています。また、開設時間や飲食スペースの確保などの機能面についても、今後検討していきます。	子育て支援センターは、平成26年度までに2か所の増設を行い、合計4か所の設置をめざします。 また、つどいの広場についても、平成26年度までに2か所の増設を行い、合計4か所の設置をめざします。 そのほか、13地区の各地区ごとの子育て支援活動を支援し、より身近な場所での交流機会の確保を進めます。
4	子育て情報について	10	子育てに関する様々な情報を簡単に入手したい。	子育て支援センターやつどいの広場、各保育園などに、様々な子育て情報を置いているほか、たくさんの子育て情報を網羅している地域育児情報雑誌「子育てガイド」を作成し、配付しています。また、いつでも・誰でも・どこでも情報が入手できるインターネットを利用した「子育てネットふじさわ」ポータルサイトを運営し、イベント情報も含めた様々な情報を発信しています。さらに、携帯電話でも手軽に年齢・地域・ほしい情報の種類などを入力すると、選択した情報を携帯電話のメールに配信する「子育てメールふじさわ」を実施しています。これからも、見やすく、利用しやすい、役に立つ情報提供に努めます。	地域育児情報雑誌「子育てガイド」を、母子手帳交付時や就学前のお子さんのいる転入者に配付するほか、様々な情報媒体を活用して、子育て中の家庭への情報提供の充実を進めます。
5	緊急時等の子どもの預かりについて	9	子どもや親が病気の時などに、子の預かりや家事支援などの制度があると助かる。 また、土曜日、日曜日、夜間を含め、24時間子どもを預けられる場所がほしい。	子どもを預けたい「おねがい会員」と子どもを預かる「まかせて会員」からなる有償ボランティア制度として、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。 一時的な預かりのほか、出張などによる宿泊の預かり、また、発熱などで保育園に預けられない病児・病後児の預かりも行っていますが、家事支援は実施していません。	ファミリー・サポート・センター事業をより一層PRし、利用しやすい事業となるように今後も取り組んでいきます。 また、親の病気の際に子どもを一時的に養育する「ショートステイ事業」や、夜間における預かりを行う「トワイライトステイ事業」の実施をめざします。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
6	一時保育の充実について	14	一時保育利用園を増やし利用しやすい基準にしてほしい。	一時保育の需要は高く、現状では受け入れできない場合もあるため、原則として新設園・改築園に一時保育の実施を要請し、より多くの希望者の受け入れをはかります。	一時保育を受け入れ可能な施設の充実をはかります。
7	認可外保育施設について	3	認可外保育施設利用者への補助を行ってほしい。	平成20年度より、認可保育所の入所要件を満たしているにもかかわらず3か月以上入所できず、認定保育施設などの認可外保育所(事業所内や院内保育施設を除く届出保育施設)を利用している児童の保護者に対する補助を行っています。	認可保育所に入所できる状況になることをめざします。待機中に認可外保育施設を利用せざるを得ない方については助成を継続します。
8	病児・病後児保育の充実について	3	病児・病後児保育を充実してほしい。	病後児保育については、開設場所を増やすことで保護者が利用しやすい環境づくりを行う必要があるため、増設をはかります。病児保育については今後の検討課題とさせていただきます。	病後児保育の充実に向けた取り組みを進めます。
9	図書館の充実について	1	南市民図書館の閲覧スペースを増やしてほしい。特に子どものスペースを充実してほしい。	本計画では、子育てしやすい生活環境や、豊かな心を育む教育環境など、子どもとその周りの大人が安心してすごせる施設や環境の整備をめざしています。	市民図書館・市民図書室の具体的な整備については、「藤沢市図書館中期計画」の施設整備計画の中で、検討・計画をしていきます。
		1	図書館での読み聞かせの回数を増やしてほしい。	図書館・図書室のおはなし会の開催については、本計画の中で、市内の4市民図書館・11市民図書室においておはなし会を実施し、子どもの読書への関心やきっかけの機会をつくることをめざしています。	地域における子育ての支援という観点からも、図書館をはじめとする地域の様々な場所でのおはなし会の開催について、充実に努めていきます。また、「藤沢市子ども読書活動推進計画」において、子どもの読書活動にかかわるボランティアの養成や研修などについて検討・計画を行い、読み聞かせの機会の充実など、子どもの読書環境を整備していきます。
10	小児医療費助成制度について	16	小児医療費助成制度の対象年齢を拡大してほしい。	平成21年4月から所得制限なしで対象年齢を小学校就学前までから小学6年生までに拡大し、実施したところです。更なる拡大については、今後の市の財政状況などを十分見極めた後の検討課題になります。	中学校卒業までの乳幼児・児童生徒を対象とした、入院・通院の医療費助成の実施をめざします。
11	児童手当の支給について	1	児童手当を増額してほしい。	児童手当は、児童手当法に基づく制度であり、現在、国では平成22年度の予算編成作業の中で、児童手当に加え、中学生までを対象として所得制限のない、「子ども手当」の創設を検討しています。今後はこの動向を見守っていきます。	新たな制度が創設された場合は、それに応じた手当の支給を行います。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
12	ふじさわ すくのびカード事業について	2	すくすくのびのびのカードを使用してサービスを受けられる店の店名だけではなく、その内容もホームページに載せてもらいたい。また、できる事なら経済面でのサービスがあると助かる。	すくのびカード事業のホームページで、協賛店舗を検索していただき、店舗名をクリックすると、サービス内容や住所などが確認できます。サービス内容については、この事業に賛同いただいた店舗の皆さんの、子育て家庭を応援する気持として考えておりますので、ご理解をお願いします。	すくのびカードの利用者や協賛店舗の拡大に向け、様々な機会をとらえて事業のPRや申請受付に努め、推進をはかります。
13	年配者による育児支援について	2	年配の方には特別講習などをして現代の育児の考えなどを理解してもらって、もっとサポートを利用しやすくしてほしい。	現在も、ファミリー・サポート・センターのまかせて会員や、各地区で行われている子育て支援事業などに多くのシニア世代の方々にかかわっていただいています。今後も、シニア世代による子育てサポート事業を進め、子育て家庭の支援の充実をはかります。	シニア世代のためのボランティア養成講座を開催し、受講修了者に子育て親子とのふれあいの場を通じて、子育て支援活動に参加していただく、子育てサポータークラブの設立をめざします。
14	児童クラブについて	2	藤沢市の児童クラブの1か月に要する費用は都内に比べ格段に高い値段となっている。	本市の児童クラブの運営には委託法人が当たっており、運営費用は、保護者負担金と市の委託料でまかなっています。本市の児童クラブでは、児童の健全育成のため様々なプログラムを企画・運営しています。児童や保護者に安心感を与え、安定した運営をはかるための常勤職員の雇用、待機児童を出さないための分館設置などにかかる経費を確保していくためには、今後も引き続き、現在の保護者負担が必要であると考えています。今後も安定した運営を継続し、サービス向上に努めていきます。	児童クラブ入所のための保護者負担については、目標設定できないため、計画への反映はしません。
		1	次世代育成支援行動計画に掲げる10事業の達成状況の中の⑤放課後児童健全育成事業(児童クラブ)が、2008年度と比べ2009年度の箇所数及び人数が減少しているが、減少の理由はなぜか。	達成状況の表「2009年度までの数値目標」に記載した数値については、前期計画策定時に設定した目標であり、進捗状況の数値にあるとおり、既に達成しているものであるため、減少しているわけではありません。後期計画においては、新たな数値目標を設定いたします。	後期計画において、児童クラブの設置数をさらに増加させていく数値目標を設定します。
		2	児童クラブをできるだけ各学校の空き教室でできるようにしてほしい。	現在、3児童クラブを小学校内に設置しています。本市の小学校では余裕教室が少ないため、今後、余裕教室の状況を見て、移転が可能かどうか、調査・検討などをしていきたいと考えています。	児童クラブの設置場所については、計画には反映せず状況を見て検討します。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
15	児童の見守りについて	1	就学児童に対しても、しっかりとした見守りができる施設と人員の確保を希望する。	放課後などの児童の居場所・遊び場として、地域子供の家・児童館を22か所設置、2小学校区においては、放課後子ども教室推進事業を実施しており、それぞれ見守りのボランティアを配置しています。 保護者が就労などにより放課後などに不在となる家庭の児童のための児童クラブにつきましては全小学校区に設置し、それぞれ指導員を配置し、運営に当たっています。	「児童の居場所づくりの推進」において、青少年施設などのあり方や運営管理方法などについて検討します。
16	放課後子ども教室推進事業について	1	小学校の放課後事業(横浜のハマッコクラブのようなもの)を早く導入してほしい。	小学生の放課後などの居場所としては、地域子供の家・児童館を22か所整備しています。また、2小学校において、地域の方の運営・見守りにより、「はまっ子ふれあいスクール」の類似事業である「放課後子ども教室推進事業」を実施しています。 放課後子ども教室推進事業について、今後は地域子供の家・児童館のない小学校区(11小学校区)を優先し、地域から実施したいとの発意があったところから、各小学校の余裕教室の状況などや、学校・地域のご協力をいただけるかなどを調査し、拡大実施していけるかどうか検討していきます。	地域力を有効活用した放課後児童の居場所の確保について、ニーズなどの把握に努め、余裕教室の状況も見ながら、未実施小学校区への拡大実施の可能性・必要性について検討を行います。
17	地域子供の家の有効利用について	1	子どもの家について、開館後の17時以降、20時ごろまで学童クラブに入っていない児童などを条件つき(親のお迎え)で児童の居場所として利用できないか。	地域子供の家は、子どもをお預かりする場ではなく、その設置目的を「子供に遊び場を提供し、その心身の健全な発達をはかる」としています。 保護者が就労などにより放課後などに不在となる家庭の児童については、児童クラブをご利用いただいていますので、ご理解ください。	総合的な青少年施設のあり方や適切な運営方法を検討し、運営の充実をはかります。
18	子どもの居場所について	3	子供が遊ぶ場所を増やしてほしい。	子どもの遊び場としては、児童館・地域子供の家を22か所、少年の森などを設置しています。 また、2小学校で実施している放課後子ども教室推進事業につきましては、今後は地域子供の家・児童館のない小学校区(11小学校区)を優先し、地域から実施したいとの発意があったところから、各小学校の余裕教室の状況などや、学校・地域のご協力をいただけるかなどを調査し、拡大実施していけるかどうか検討していきます。	地域における子育ての支援として「児童の居場所づくりの推進」の中で検討していきます。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
19	保育所の第三者評価の実施について	1	公立・私立認可保育所や認定保育施設への第三者評価を実施してほしい。	平成21年度に公立保育所2園で第三者評価を実施しており、今後は法人立保育所も含めて継続して実施していきたいと考えています。	専門的で客観的な立場から評価を受け、保育サービスの質の維持・向上をはかるため、今後も対象園を増やし、実施していきます。
20	出産費用の補助について	4	出産費用の補助をさらに拡大してほしい。	健康保険制度の出産育児一時金については、現在42万円(産科医療補償制度に加入する医療機関などの場合)となっていますが、厚生労働科学研究の調査による出産費用の全国平均は約42万円であり、適切であると国は考えています。	出産育児一時金については、妊産婦などの経済的負担の軽減をはかれるよう、今後のあり方について現在国で検討を行っているところであり、その状況をふまえながら、さらなる支援や補助について検討します。
21	インフルエンザワクチンについて	9	新型インフルエンザのワクチン接種料を無料化するか、助成するなど公費負担してほしい。	インフルエンザワクチン接種の公費助成については、予防接種法による定期予防接種化が大前提と考えています。	予防接種の意義や受ける時期など、正しい知識の理解と啓発を行い、身近な場で予防接種についての相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化をはかります。
		5	新型・季節性を含めインフルエンザワクチンの接種を集団接種にしてほしい。	インフルエンザのワクチン接種は任意接種であること、また、本市ではワクチン接種を実施する医療機関が300か所近くあることなどから、基本的には医療機関での接種を考えています。	
		1	インフルエンザワクチンの接種は、小さな子どもを持つ親にも優先接種してほしい。	ワクチンの量に限りがあるため、重症化のおそれがある方から優先的に接種することになっています。 なお、今後は、優先接種対象者以外の方についても接種ができるようになります。	
		1	接種できる医療機関情報など、インフルエンザワクチン接種に関する情報の周知を徹底してほしい。	市のホームページや広報誌などで情報提供に努めています。	
22	分娩を取り扱う施設などの確保について	14	安心して出産できるよう分娩を取り扱う産科医療機関を増やしてほしい、また、小児科の充実をはかってほしい。	近年、市内の複数の産婦人科診療所が分娩を取り扱わなくなったことを受けて、市民病院では、産科医や病床の確保をはかり、分娩取扱件数を増やしているところです。 また、現在、市北部に分娩を取り扱う産婦人科診療所が平成22年3月を目途に開所準備を進めています。 さらに湘南C-X地区内には小児科・産科を含む急性期の医療体制を備えた形で病院の建設が予定されています。 引き続き、不足している診療科については民間活力を活用し確保に努めていきます。	不足している診療科については民間活力を活用し確保に努めていきます。また、「子どもにかかわる保健医療体制の推進」において、小児医療体制の充実をはかります。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
23	緊急の電話相談について	1	急病時に電話相談ができる所がほしい。	現在、県では医療機関の診療が終了する午後6時から午後10時まで、かながわ小児救急ダイヤル(#8000)により、急な発熱や症状に応じた電話相談事業を行っています。午後10時以降については、今後、藤沢版小児救急相談事業により充実をはかります。	県で実施している小児救急電話相談(かながわ小児救急ダイヤル)の終了する22時以降については、藤沢版小児救急電話相談事業により充実をはかります。
24	夜間救急体制の拡充について	3	夜間救急診療所を増やしてほしい。	休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間23時までの小児救急医療を実施しています。 (南休日・夜間急病診療所) 休日昼間 9時～17時 土曜休日夜間 18時～23時 (北休日・夜間急病診療所) 休日昼間 9時～17時 土曜休日夜間 18時～23時 平日夜間 20時～23時 平成21年12月よりインフルエンザの患者が急増したことから、夜間急病診療所の医師など従事者の増員や休日午前に臨時診療所の開設を行っています。 休日・夜間急病診療所に対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制に対応しています。 引き続き、藤沢市医師会との連携により小児救急体制の維持に努めていきます。	「子どもにかかわる保健医療体制の推進」において、南・北の休日・夜間救急診療所及び市民病院が実施している小児救急24時間体制で対応します。
25	予防接種について	25	任意の予防接種(ヒブワクチン、インフルエンザなど)の接種費用は高額で、かなりの負担となる。無料化するか助成するなどの公費助成をお願いしたい。	任意の予防接種の公費助成については、健康被害に対する公費救済のことも考慮し、予防接種法による定期予防接種化が大前提と考えています。	予防接種の意義や受ける時期など、正しい知識の理解と啓発を行い、身近な場で予防接種についての相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化をはかります。
26	離乳食教室について	1	離乳食教室をつくってほしい。	離乳食教室については、南・北保健センターでそれぞれ年24回、合計48回、各回20組で実施しています。	「親子の健康の確保及び増進」において、食育の推進をはかります。
27	妊婦健康診査の助成について	2	妊婦健康診査の助成を拡充してほしい。	妊婦健康診査は、平成19年度までは年2回、20年度は9月までが5回、10月以降は10回の助成に拡充しました。21年度はさらに年14回まで拡充しています。	「妊娠中からの保健指導の充実」の中で事業の周知など充実をはかります。
28	不妊治療の助成について	2	不妊治療の助成を拡充してほしい。	特定不妊治療に対する助成については、平成20年度から県の助成制度が1回15万円で年2回まで、市の助成制度が1回10万円で年2回までに拡充したところです。	特定不妊治療費助成制度の周知と助成事業の充実をはかります。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
29	救護講習について	1	ケガの対処ができるよう救護の講習を開いてほしい。	公民館などで開催する健康教育の中で、事故防止、救命救急の啓発を行っています。	事故発生時の適切な対応と実践についての啓発を行い、子どもの事故防止事業の推進をはかります。
30	両親学級について	1	両親学級の回数を増やし、第2子以降も受講できるようにしてほしい。	平成22年度に両親学級について見直す予定です。また、基本的には第1子が優先ですが、ご事情がある場合にはご相談ください。	安全な妊娠・出産を迎えるため、両親学級や父親入門講座を行い、妊娠中からの母性・父性の育成をはかります。
31	赤ちゃん教室について	1	赤ちゃん教室の年齢制限をゆるやかにしてほしい。また、すぐに定員一杯になるので、回数など増やしてほしい。	平成21年度に11か月の教室を24回から48回に拡充しました。なお、対象年齢については、子どもの発育や発達にあわせた時期を設定しております。	子どもの発育や発達にあわせ、育児相談・育児教室の充実をはかります。
32	乳幼児健診について	1	幼児健診(1歳6か月・3歳6か月児)は、車でないと不便である。公共交通機関のある近くで実施してほしい。	幼児健診は、南・北保健センターで実施していますが、ご都合のよい会場を受診ができることになっています。	保護者が子どもの健康時様態を知り、子育てを確認できる場となるよう乳幼児健診の充実をはかり、受診率の向上をめざします。
		1	健診の待ち時間が長い。短時間で済むようにしてほしい。	健診は、内科や歯科の診察の他、栄養士や心理士など専門職による相談が同日にできるように設定していますが、スムーズに健診をお受けいただけるよう配慮いたします。	
		1	北保健センターが近いのに、南保健センターに指定された。また、健診が午後で子どもが眠くなるので改善してほしい。	健診は、南・北保健センターで実施しています。ご都合があれば、どちらの会場でも受診ができます。健診時間については関係機関などの事情も含め行っています。	
33	こんにちは赤ちゃん事業について	1	こんにちは赤ちゃん事業(ハローベビィ訪問)の際、先輩ママ(3か月～6か月ぐらい)も同行すると、第1子を出産した母親には心強いと思うがどうか。	こんにちは赤ちゃん事業のハローベビィ訪問では保健師・助産師・看護師が訪問し、相談や子育て支援情報を提供しています。先輩ママとの交流の場については育児相談などで対応しています。	母子に必要な保健指導や育児情報の提供を行い、地域での母の孤立化や育児不安の軽減に努め、こんにちは赤ちゃん事業の充実をはかります。
34	青少年の健全育成について	1	中学生・高校生時期に子どもと遊ぶ経験を人間教育の一つとして実施してほしい。	青少年の健全育成事業として子どもたちが互いに交流しあう異年齢間交流事業を実施しています。	豊かな心を育む教育環境の整備として「青少年の健全育成の推進」の中で実施していきます。
35	地区青少年育成協力会事業について	1	青少年の健全育成の推進について、各地域で青少年指導員が活躍していますが、指導員の活躍に差の出ている現状で、最低年何回かの行事を計画することやその活動の報告(内容と参加人数)を義務付けるべき。	青少年指導員は、地区青少年育成協力会の一員として、地域の子どもの育成活動を行っており、活動報告については、各地区から報告書として提出されています。 それぞれ特色ある地域性を活かした事業や季節の行事など、さまざまな形で地域の関係団体などと協力しながら、健全育成に取り組んでいます。 青少年指導員協議会理事会において、地域活動の情報交換を行い、各地区の事業に活かし充実をはかります。	豊かな心を育む教育環境の整備として「青少年の健全育成の推進」の中で実施していきます。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
36	教育費について	5	教育費の予算を増額してほしい。	教育費の予算につきましては、年度により実施する事業が異なることから増減がございます。特に学校の改修や改築などを実施する場合は、多額の経費を要します。 次代を担う児童生徒の学校教育環境の充実をはかるため、今後とも適正な予算措置に努めていきます。	学校教育環境の充実のための整備を推進します。
		2	義務教育中の教育費の無料化を促進してもらいたい。	義務教育の無償の意味は、教科書その他学用品などを全て無償化することではありませんが、学校教育環境の整備の充実のために必要な予算の確保に努めていきます。	
		1	義務教育中の教育費の補助をしてほしい。	本市では、公立小・中学校に在籍する児童生徒の就学が、経済的な事情で困難な世帯に対して学用品費や給食費など就学にかかる費用の一部を援助する制度(就学援助制度)があります。 本市の子ども達が経済的に安心して就学できるように必要な支援を行うため、その実施に必要な予算の確保に努めていきます。	
37	公立中高一貫校の設立について	1	藤沢市でも公立の中高一貫校をつくってほしい。	検討課題ではありますが、当面考えておりません。	計画への反映はいたしません。
38	学校給食について	1	小学校給食は民営化ではなく公的責任で充実してほしい。	給食業務の一部を民間に委託する方法を検討していますが、献立の作成・食材の発注は市が行い、給食の最終責任は市にあることに変更はありません。	計画への反映はいたしません。
		4	中学校の給食を実現してほしい。	中学校給食の実施については、施設用地の確保が難しいこと、膨大な予算がかかること、給食の再開について多様な意見があるなどから将来的な課題と考えています。	
39	食育の促進について	1	栄養面ばかりではなく、食の安全に対する教育を給食でもしてほしい。	給食時間を中心に特別活動の時間、各教科などの学校教育活動全体を通じて、学年に応じた食に関する指導を行っています。その中で食の安全に対する指導も行っています。 これからも「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得できるように努めていきます。	生涯健康であるために自分に適した食習慣の確立をめざし、学童期の食に関する指導を行います。
40	国際交流を促進するための学校教育について	1	国際交流の元である英語教育をしっかりと計画していくと良い。	本市の小・中学校には、海外生活経験や外国籍など児童生徒が多く在籍しています。広く国際的な視野に立って物事を考え、行動できる児童生徒の育成をめざした教育活動が推進されるよう支援します。	異文化交流を含めたふれあい体験活動を推進します。
41	教育環境の整備について	1	人的環境が子どもたちに大きな影響を与える。色々な教育分野の専門家による学校をサポートするチーム団体があると良い。	子ども1人ひとりの状況に応じた支援のために、スクールカウンセラーの全校配置や学校教育相談センターなどの相談支援体制を充実します。 また、子どもたちの健やかな成長を支援するため、学校・家庭・地域による相互連携を深めます。	「豊かな心を育む教育環境の整備」において、学校が抱える様々な問題を解決するために教育環境の整備をはかります。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
42	30人学級の実現について	8	学習指導要領の変更で学習がとて大変で、ついていくのも大変なので1クラスの数を減らして個々に目が行き届くようにしてほしい。 40人学級では子どもも先生も大変である。	本市で30人学級を実施する場合には、平成21年5月1日の児童生徒数を基に試算すると、小学校全体では177学級増、中学校全体で83学級増、小学校、中学校合わせると260学級増となります。そのため、市独自に30人以下学級を実施する場合には、人件費及び教室数確保のための施設改善費用といった多額の財政負担が必要となります。 こうした状況から本市において早期に30人以下学級を実現することは難しい状況と考えています。	計画への反映はいたしません。
43	六会小学校の学区について	1	六会小学校の学区が広すぎるので、小学校を建設してほしい。	六会小学校は現在、35学級となっていますが、平成21年5月1日現在の児童数を基に試算すると、児童数が減少し、今後、5年後には30学級程度になると見込んでおり、小学校を増設する計画はありません。小・中学校の学区は各学校の収容力、通学時間、安全などを考慮し、地域の町内会、自治会のご理解をいただいた上で設定しています。	計画への反映はいたしません。
44	音楽鑑賞事業について	1	赤ちゃんと一緒に行けるクラシックコンサートなどを開催してほしい。	ゴールデンウィークに湘南台市民シアターを利用し、やわらかコンサート(4月)、屋外コンサート、親子で楽しめるミュージカル(5月)を実施しています。	ワンコインコンサートやゴールデンウィーク事業など、音楽・演劇鑑賞事業を今後も継続して実施します。
		1	ワンコインコンサートを毎月やってほしい。	ワンコインコンサートは、年間4公演開催していますが、芸術文化振興財団で実施している音楽・演劇などの事業との兼ね合いがあり、現状では毎月実施は難しいと考えています。	
45	歩道などの整備について	9	歩道の幅員が狭かったり、傾斜、段差などあり、ベビーカーが通行しづらい。	歩道の幅員、傾斜、段差などのバリアフリー化については、人の集まる駅周辺地区から路線を選定して順次取り組みを進めます。	「歩行空間等整備事業」において、子ども連れが安全に歩行できる歩道の確保のため、乗降客の多い駅周辺の歩道についてなど、計画的に取り組んでいきます。
		5	通学路など、子供がよく通行する道路の歩道整備が不十分である。	通学路などで道路幅員が狭い所については、地元の要望や沿道の土地利用の状況を考慮して、道路づくりの検討を進めます。	
		1	歩道を自転車が通行するため、歩行者が危険である。自転車道を整備してもらいたい。	各道路の大規模な修繕などの機会をとらえて、歩行者の安全確保の観点から、自転車走行に配慮した道路づくりを検討します。	
		1	ベビーカーで通行するとき、湘南台図書館周辺の石畳などにより、ガタガタする。	インターロッキングブロックや自然石による舗装は、目地などで振動を感じることがあります。維持管理上の更新時期に地域の方の意見を伺い、整備方法を検討します。	
		1	湘南ビレッジ付近にあるトンネルが、昼間は真っ暗のため、通行の際に心配である。	国道134号の地下道は県が管理する道路のため、県に対して地域の要望を伝えます。	

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
46	藤沢駅周辺の歩道などの整備について	2	藤沢駅周辺でベビーカーの通行が不便である。	藤沢駅周辺の特定の道路については、平成22年を目途に歩道の段差解消など整備を進めています。 その他の道路については、更新時期に歩道の段差解消などが可能か検討を行います。	子ども連れが安全に歩行できる歩道の確保に努めるとともに、駅周辺などの特定経路については、計画的に取り組みます。
		1	藤沢駅のエレベーターが少なく不便である。	通行量の多い藤沢駅周辺地区のバリアフリー化事業として、平成21年4月藤沢駅北口にエレベーターを設置しました。	前期計画の藤沢市道路特定事業計画で整備を行いました。
47	道路の整備などについて	1	鵜沼は、道路幅が狭いため、歩行者が危険である。	4m未満の狭い道路につきましては、狭い道路整備事業を行っているところですが、危険なところにつきましては交通管理者である警察と協議しながら、安全対策を講じます。 また、地区内の自動車交通については、未整備となっている都市計画道路の整備による通過交通の集約化を検討します。	道路管理者として交通安全の確保に取り組んでいきます。
		2	スクールゾーン内で時間規制などがある道路における違反車両などの取り締まりを強化してほしい。	交通管理者である警察へ取り締まりの申し入れを行います。	道路管理者と交通管理者で連携し交通安全の確保に取り組んでいきます。
48	公共施設トイレのバリアフリー化について	2	ベビーカーと一緒に入れるトイレを公共施設に増やしてほしい。	現在、公共施設の新設・改築にあたっては法令及び条例をふまえた「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」に基づき「みんなのトイレ」を設置しており、現行基準に定める寸法ではベビーカーと一緒に入ることも可能と考えています。 既存施設においても、既に車いす使用者が利用可能なトイレがほぼ設置されていますが、建物の構造などをふまえて「みんなのトイレ」の設置に向けて検討していきます。	「公共施設のバリアフリー化」として「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を念頭に整備を進めることとしています。
49	公園について	5	子どもが安心して遊べる公園を増やしてほしい。	市民の身近な公園である街区公園につきましては、現在158か所、子供広場やレクリエーション広場としての緑の広場が81か所あります。 市街化区域においては、半径250メートルの範囲に公園が配置されていない箇所があり、これらの地域において、緑の広場から街区公園への転換を検討していく中で、緑豊かなオープンスペースを確保していきたいと考えています。	今後も、新たな公園の整備を進めていくとともに、緑の広場を確保し、オープンスペースの確保に努めます。
		4	公園に樹木が少なく日陰も少ないので大きな木や屋根がほしい。	公園の新設の際には、周辺住民によるワークショップにより公園施設の配置を決めさせていただいていますが、園内の改修に際しても周辺自治会や公園愛護会のご意見を伺っているところで、今後とも利用しやすい公園整備に努めていきます。	地域との連携による公園整備を進めます。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
49	公園について(つづき)	5	公園遊具が劣化している。また、遊具が少ない。遊具が偏っているので、いろいろな年代が遊べるようにしてほしい。	公園遊具につきましては、日常点検のほか定期的に点検を行い、安全の確保に努めているほか、遊具の新設更新に際しては、子ども達を対象とした遊具のほか、健康遊具の設置を進めており、今後も年少者から高齢者まで幅広い方々が利用できる公園づくりに努めていきます。	今後も総合計画に基づく公園施設改修計画に基づき、公園施設改修を進めます。
		3	公園が中高生のたまり場になっている。 また、公園が薄暗い。 公園の周辺にごみ硝子などが落ちている。	市民センター・公民館や公園愛護会と連携をとりながら、パトロールなどの防犯対策に努めるとともに、公園清掃や園内を明るく見通しを良くするための樹木剪定などを行い、安全安心な公園づくりに努めていきます。	市民センター・公民館と地域住民との連携による公園管理を推進するとともに、公園愛護会の設立を勧奨していきます。
		5	プレイパークや子ども向けのアミューズメントパーク、広い公園・遊び場をつくってほしい。	大きな公園の要望につきましては、現在、開設しています秋葉台公園(約7.7ha)を将来的に約2倍の13.4haに拡大整備する計画があります。 この整備につきましては、運動公園の位置づけから運動施設が中心となりますが、その配置の中でプレイパークなどの施設が可能であるか、今後、検討をしていきたいと考えています。	「公園・広場等の拡大」において、新たな公園の整備など、公園・広場の拡大に向けて取り組みます。
50	緑地、自然について	4	緑地(川名の里山など)を残してほしい。 また、自然をたくさん残したまちづくりをしてほしい。	本市では、緑の保全につきましては、従来より藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、樹林や樹木、生垣の保存指定を進めており、今後も緑の基本計画に基づき指定すべき地域を定め、緑地の保全に努めていきます。	樹林・樹木・生垣の保存指定を進めるとともに、現在進めている緑の基本計画の見直し後に緑の実施計画の策定を進めるなど、引き続き緑地の保全に努めていきます。
51	子ども達の防犯対策について	1	子ども達が安全に過ごせるように防犯対策を行ってほしい。	子どもたちを犯罪から守るため、「子ども110番の家」やコンビニと連携した「安心みまもりステーション」の実施、各地域で活動する防犯パトロール隊への支援、また、防犯ブザーの無料貸出などの防犯対策事業を展開しています。	今後も子どもを犯罪などの被害から守る活動に向けた取り組みを進めます。
52	市民の家について	1	市民の家などで子育て家庭の交流事業ができるよう、一般開放してほしい。	市民の家は一定の決まりのもと、市内在住・在勤の方であれば、どなたでも有料にて利用することができます。現在、子育て支援グループを始めとする様々な団体にご利用いただいています。	「子育てにかかわる様々なネットワークの拡大や地域活動の充実」において、子育て支援グループが継続的に活動できるように一方策として取り組みます。
53	ワークライフバランスについて	1	市でもワークライフバランスについて取り組んでほしい。	子育てを家庭だけの問題とせず、社会全体で支えていくことが必要です。 そのためには、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に根付かせて、父親も子育てに参加しやすい環境づくりを進めることが求められています。	「ふじさわ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同の重要性について意識啓発を進めるとともに、国・県とも連携し、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に立って事業所の取り組みを一層促進します。 また、ライフスタイルの多様化に対応した様々な保育サービスの充実を進めます。

No.	項目(分類)	件数	意見の要旨	市の考え方	計画への反映
54	子育てに関する相談について	5	育児について気軽に相談できる場所や電話で相談できる機関があるとよい。	藤沢市はすべての子どもと家庭への支援をふまえ、子育て中の家庭において、育児の悩みやお母さんの困り感を気軽に相談できる相談窓口を提供しています。	子育てに関する総合的な相談(育児・児童虐待・青少年・ひとり親・障がいのある子どもとその家庭)を受け、地域での子育て支援や、援助が必要な児童への取り組みを行います。
55	障がい児の外出支援について	1	障がい児の在宅ケアも必要だが、外に出て行く機会が増えればもっと楽しんで暮らすことができるのではないか。	現在、障がい児に対してはタクシー券の交付(重度障がい児)や、移動支援事業の中で、障がい児の外出を支援しています。 また、児童デイサービスや日中一時支援などの福祉サービスにより、障がい児の自立や社会参加の支援をはかるとともに、介護する家族の負担の軽減をはかっています。	「ふじさわ障害者計画」を策定し、障がい児やその家族への支援を充実し、福祉の増進をめざしていきたいと考えており、障がい児の外出についても、障害福祉サービスの中で今後も継続して支援をしていきます。

6. 「子育て応援メッセ in ふじさわ」実施状況

1 子育て応援メッセ in ふじさわの概要

- (1) 日時・場所: 平成21年11月19日(木) 午前10時～ 市民会館
 (2) 参加者: 市内在住の子育て中の親子 700名
 (3) 参加団体: 77団体

2 アンケート結果の概要

メッセの会場に来られた子育て中の保護者の中から89名に対し、聞き取り方式でアンケート調査を行った結果は、次のとおりです。

- (1) 提出件数: 89件 (意見記入73件)
 (2) 意見総数: 26項目 104件
 (3) 主な意見 (上位14項目):

項目	主な意見	件数
①保育園の数や定員について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の数を増やしたり、受け入れる人数を増やして、保育園に入りやすくしてほしい。 ・ 保育園に入れないので仕事ができない。 ・ 待機児童を何とかしてほしい。 	27
②子どもを連れて集える場について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを気軽に連れていける場所がほしい。 ・ 子育てをしている人と交流できる場所がほしい。 ・ 公民館などで行っている子育て支援事業の回数をもっと増やしてほしい。 	16
③公園について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園を増やしてほしい。 ・ 公園の整備をしてほしい。 	10
④一時預かりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを一時的に預かってほしい。 ・ 一時預かりをもっと使いやすくしてほしい。 	7
⑤子育てに関する情報について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育ての情報をもっとわかりやすく公開してほしい。 ・ 子育て情報がもう少し手軽に手に入るとよい。 	6
⑥道路や歩道について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベビーカーでも通りやすいように歩道を整備してほしい。 ・ 歩道を走る自転車が怖い。 	6
⑦藤沢市の現状 (子育て支援策) について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市は充実している。 ・ 今のところ満足している。 	4
⑧ファミリー・サポート・センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センターのようなサービスをもっと気軽に利用できるようになったらよい。 	3
⑨産む場所について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科が少ない。 	3
⑩休日保育について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日に預けるところがほしい。 	2
⑪保育料について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料が高い。 	2
⑫メッセについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ メッセのようなものがもっとあったらよい。 	2
⑬所得制限について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得制限で児童手当がもらえてないので困る。 	2
⑭小児医療費について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の無料化を継続してほしい。 	2

藤沢市次世代育成支援行動計画 後期計画

平成 22 年 3 月

発行 藤沢市 こども青少年部 子育て支援課
〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1
電話 0466-50-3580
